

# 東京都の水産

平成25年版

東京都産業労働局農林水産部水産課

## まえがき

東京都には、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島など南北約2千キロにわたる広大な海域があります。この海域には、南鳥島（日本最東端）や沖ノ鳥島（日本最南端）があり、東京都に接する排他的経済水域（200海里）は、日本の水域の約38%を占めています。また、伊豆諸島・小笠原諸島は、複雑な海底地形と黒潮の流れにより、日本有数の好漁場となつており、漁業は地域の基幹産業となっています。

一方、都内を流れる多摩川などの河川は、マス類の養殖の場や、アユ、ヤマメなどの釣りをはじめとしたレクリエーションの場として、都民に潤いや安らぎを創出するなど、重要な役割を果たしております。

東京都では、豊かな海や川で水産業を活性化することを目指して、水産業振興プランに基づき、地域の状況に対応した基盤整備や水産生物の生息環境の改善につながる調査・研究など、様々な取組を進めてきました。また、この度、水産業を取り巻く課題や情勢の変化に対して、より有効な施策を展開するため、東京都農林漁業振興対策審議会からの答申を踏まえ、「水産業振興プラン」を改定いたしました。今後は、持続可能な水産業を実現するため、改定したプランに基づき様々な施策を推進してまいります。

本書は、東京都の漁業動向を平成24年の水産統計や、24年度の事業結果を中心としました。本書が関係方面に広く利用され、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

平成26年3月

東京都産業労働局農林水産部  
水産課長 中野卓

## 目次

I 水産業の概要	1
1 平成25年の都の水産業を巡る主な動き	3
2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3 現況	6
II 漁業調整対策	15
1 事業概要	17
2 漁業権	18
3 漁業許可	26
4 内水面漁業	28
5 海洋生物資源の保存と管理	32
6 自主的資源管理支援対策事業	34
7 遊漁船業の登録	38
8 漁業取締	38
III 水産業基盤整備	39
1 事業概要	41
2 水産経営構造改善事業	41
3 島しょ漁業振興施設整備事業	44
4 水産物供給基盤整備事業	46
5 内水面振興対策事業	50
6 小笠原漁業振興施設整備事業	51
7 硫黄島開連漁業対策事業	52
8 漁村地域防災力強化事業	53
9 栽培漁業	54
10 水産・観光ふれあい事業	56
11 沖ノ鳥島漁業操業支援対策事業	57
12 ぎよしょく普及事業	59
13 離島漁業再生支援事業	60
14 江戸前アユ復活事業	61
IV 漁業経営改善対策	63
1 水産業協同組合の育成	65
2 漁業金融	71
V 漁業補償対策	77
1 漁業共済	79
2 漁船保険	84

3 漁業公害	87
4 都内産水産物の放射性物質検査	90
5 演習捕償	91
VI 行政委員会	93
1 海区漁業調整委員会	95
2 内水面漁場管理委員会	99
VII 島しょ農林水産総合センター（旧水産試験場）	101
1 島しょ農林水産総合センターの概要	103
2 漁業調査指導船	113
3 分掌事務	114
VIII 水産行政	117
1 組織	119
2 分掌事務	120
IX 資料	123
1 経営体・就業者	125
2 生産量・生産金額	126
3 漁船	143
4 漁業の制度と都の漁業	146

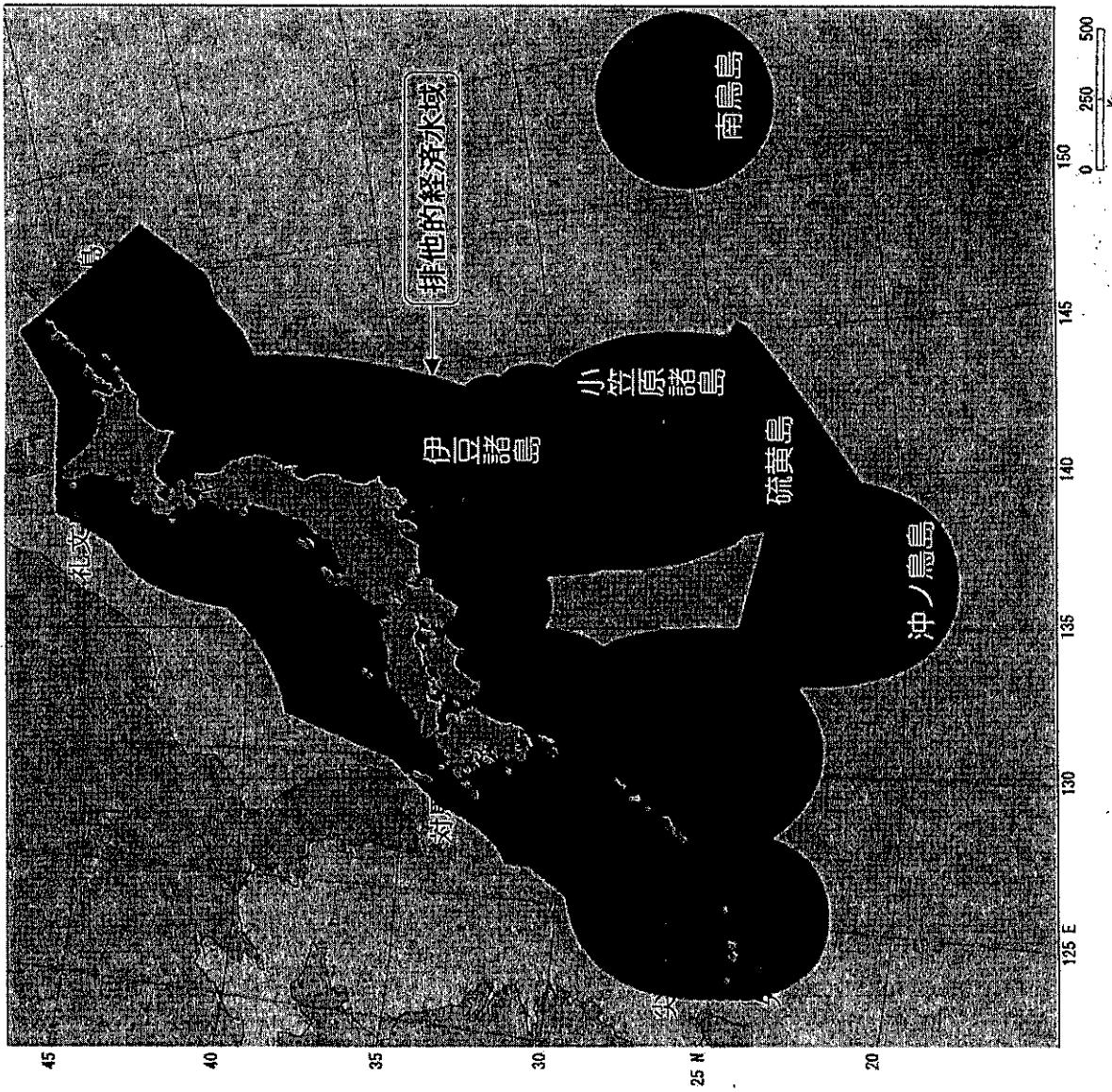
# I 水産業の概要

1 平成25年の都の水産業をめぐる主な動き

- 第7回沖ノ鳥島フォーラムの開催 178人参加  
(1月)
- 水産物の放射性物質検査  
(1月～)
- 農林漁業振興対策審議会 答申  
(5月)
- 江戸前アユ遡上尾数645万尾  
・8年連続100万尾以上の遡上を記録  
(5月)
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷自粛等  
・対象：江戸川、旧江戸川、新中川、中川、荒川において採捕したウナギ  
(6月)
- 八丈島南西方漁場環境管理施設（観測ブイ）設置  
(7月)
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う水産物の出荷自粛等の一部解除  
・対象：旧江戸川（河口域）、中川、荒川において採捕したウナギ  
(7月)
- 伊豆諸島地区の共同漁業権第1種、第2種の切替  
(9月)
- 内水面の共同漁業権第1種、第5種の切替  
(9月)
- 台風第26号による伊豆大島の土砂災害  
(10月)
- 燃油価格高騰緊急対策の実施  
(11月)

## 2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

(1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

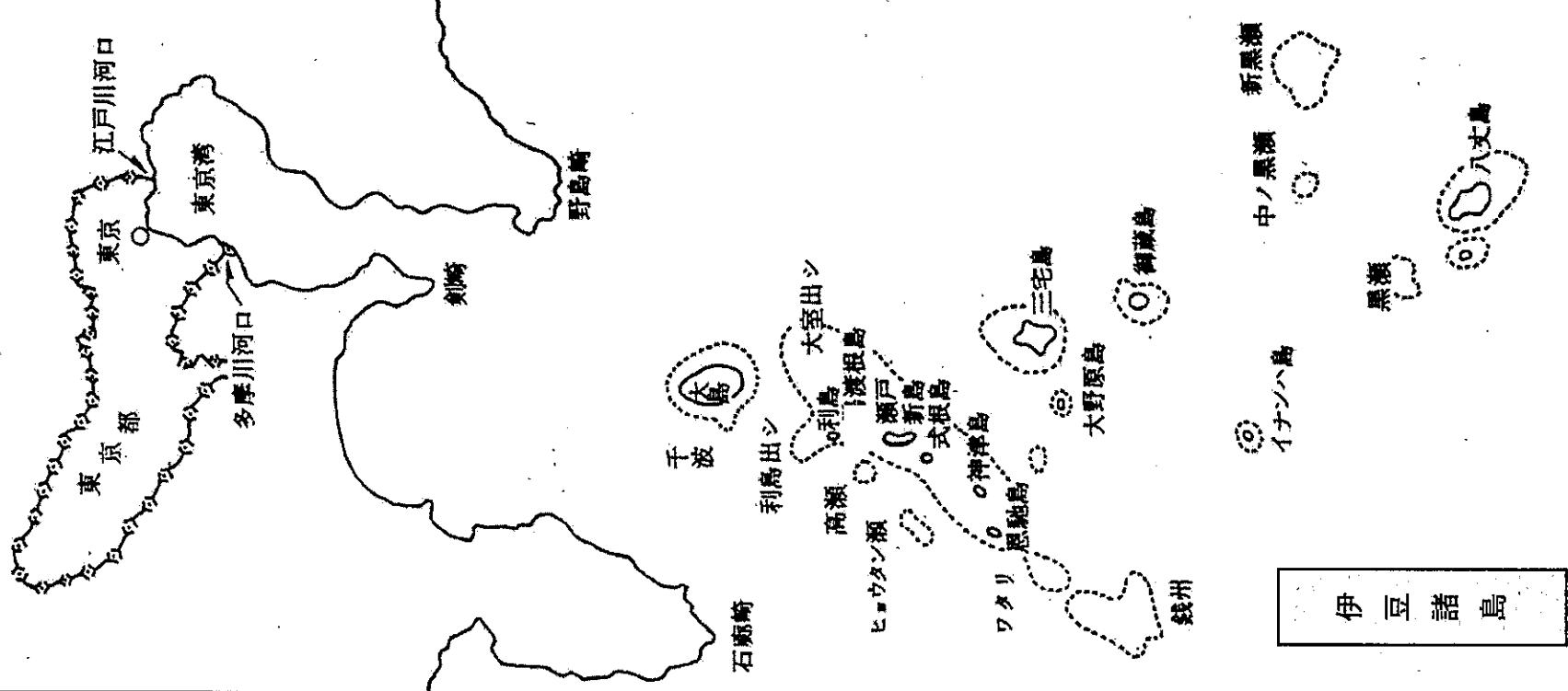
国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

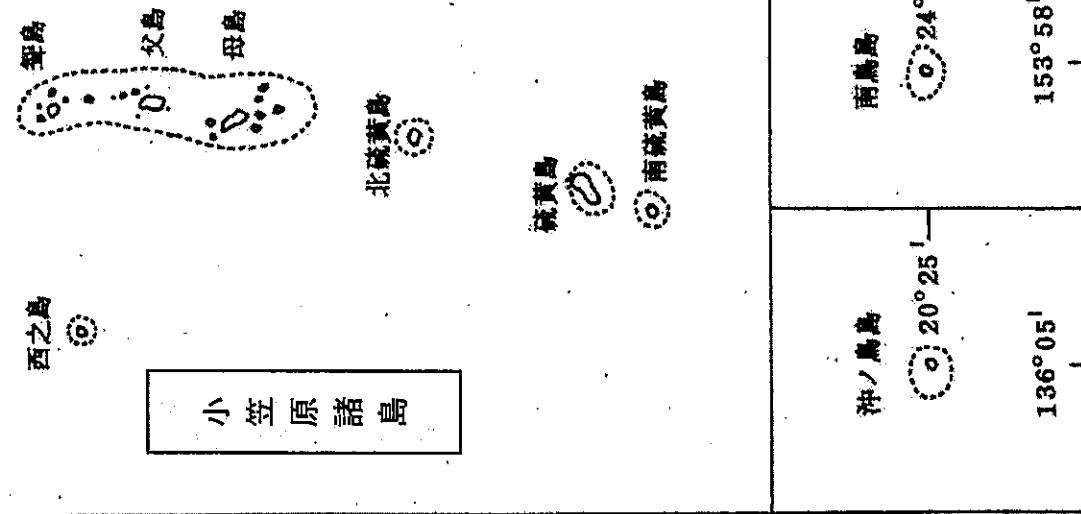
沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。



東京都のデータ	
○ 12海里	35,560 km <sup>2</sup>
○ 水深200m以浅漁場	5,300 km <sup>2</sup>
○ 海岸線延長	763.9 km
○ 200海里	約171万km <sup>2</sup>

日本のデータ	
○ 12海里	310,000 km <sup>2</sup>
○ 水深200m以浅漁場	132,491 km <sup>2</sup>
○ 海岸線延長	34,794 km
○ 200海里	約450万km <sup>2</sup>



### 3 現況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。  
各漁業の特徴は、つぎのとおりである。

#### 【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮などの海流と相まって、我が国有数の好漁場が形成され、多種多様な魚種が生息している。このため、漁業は伊豆・小笠原諸島における主要産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や輸入魚の増大による魚価の下落など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の底魚一本釣漁業やタカベへの刺網漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエ等を対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベ・イサキの建切網やキンメダイ等の底魚一本釣漁業、イカ釣漁業、定置網漁業等、多様な漁船漁業が営まれているほか、トサカノリ等の採介藻漁業も営まれている。

神津島海域では、タカベ建切網、キンメダイ・メダイ等の底魚一本釣漁業、テングサ・トサカノリなどの採藻漁業、イカ釣漁業、イセエビ刺網漁業の他、定置網漁業等、多様な漁業を組み合わせ、活発な漁業が営まれている。

三宅島海域では、平成12年の噴火による磯根漁場の被害が大きく、テングサやトサカノリ、イセエビなどの漁獲量が伸び悩んでいる。このため、マグロ・カツオを対象としたひき網漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき網漁業、ムロアシの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣漁業やマグロ・カジキ類のはえ網漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。また、シマアジ等の養殖用種苗の生産も行われている。

#### 【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。

最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたことから、スズキ・カレイ・スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや

筒を使用する漁業)などが自由漁業として當まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

#### 【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川水系や江戸川水系には漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類などを放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された献上鮓のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体(平成20年)

区分	漁船非使用	漁船使用						内水面養殖			合計
		無動力	船外機船	未満	1トントン	3トントン	5トントン以上	小型定置網			
区部	13	3	12	6	46	22	46	135	0	0	3 151
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24 24
大島 利島～神津島	17	0	48	1	7	26	7	89	1	1	0 108
三宅島	10	0	14	0	30	38	99	181	1	1	0 193
七宅島	1	0	12	0	4	5	25	46	1	0	0 48
御蔵島	0	0	0	0	7	0	0	7	0	0	0 7
八丈島	2	0	8	1	6	27	75	117	0	1	0 120
小笠原	0	0	1	0	1	17	25	44	0	1	0 45
合計	43	3	95	8	101	135	277	619	3	4	27 696

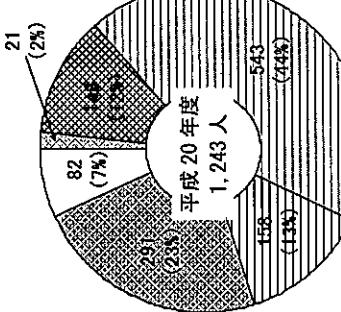
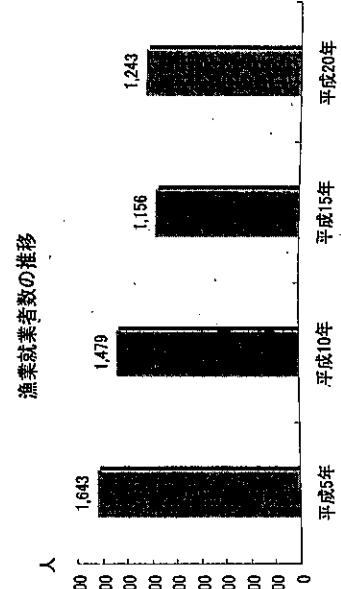
資料：2008年漁業センサス

漁業経営体：調査期日(平成18年1月1日)前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機船：これまでには動力漁船の1トントン未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、1,243人で5年前に比べ87人増加した。就業者内訳では、男性が1,161人、女性82人であり、男性就業者の41%が60歳以上であり、高齢化が進んでいる。



漁業就業者の男女・年齢別構成

③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

平成24年12月末現在、内湾で218隻、島しょで850隻、会社等で47隻、  
計1,115隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

(平成24年12月末現在)

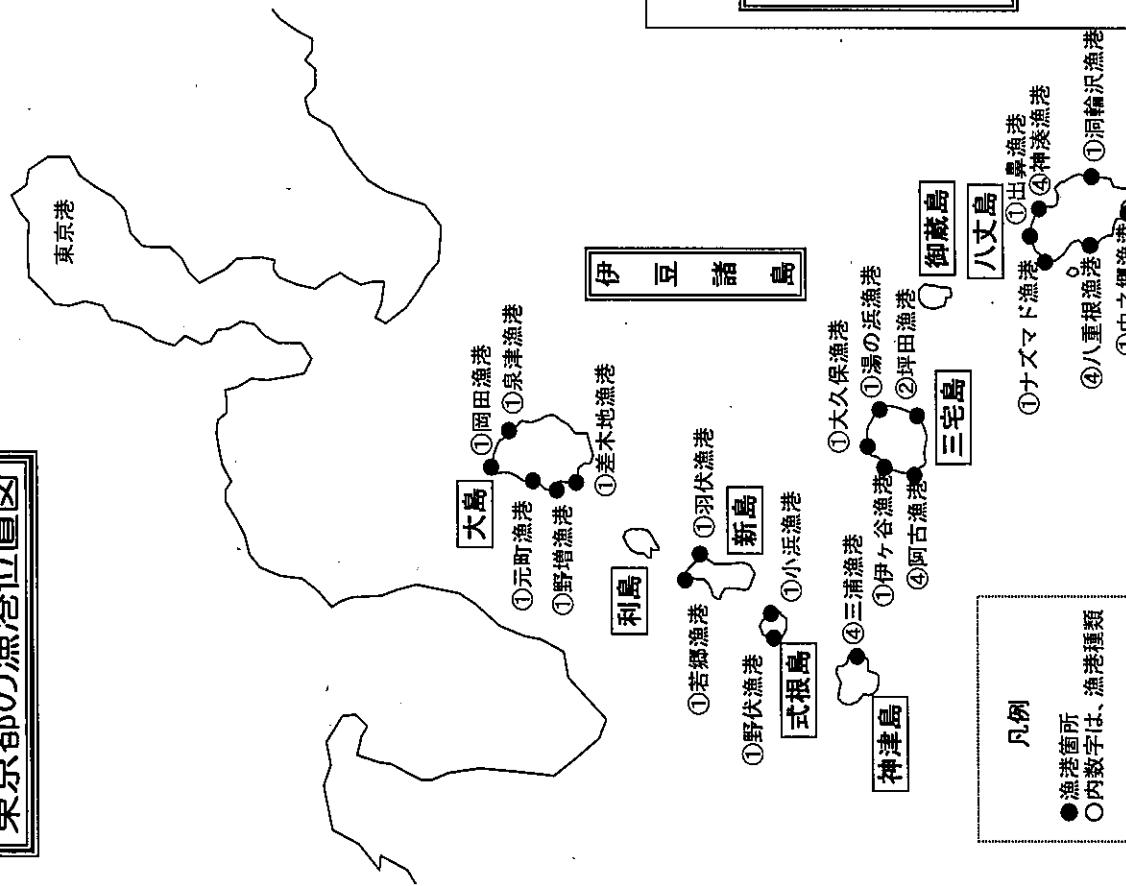
所属	漁船 隻数	漁船			5トン未満			合 計		
		100トン以上 隻数	100トン トン数	馬力数	100トン以上 隻数	馬力数	5トン未満 隻数	馬力数	100トン以上 隻数	馬力数
内湾	0	0	0	0	23	231.35	4,013	195	365.47	9,982
島しょ	0	0	0	0	273	2,654.15	53,262	577	1,130.69	34,223
会社	12	4,831.00	6,791	2	26.81	436	0	0.00	0	14
官公庁	23	26,942.54	35,698	5	212.00	2,757	5	11.47	225	33
その他	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0
合計	35	31,773.54	42,489	303	3,124.31	60,468	777	1,507.63	44,430	1,115
										36,405.48
										147,387

#### ④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は、16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。  
臨海部には、漁港はない。

東京都の漁港位置図



漁港・港湾一覧

島名	種類	漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	港湾
大島	第1種	泉津	都	S	26. 7. 10	地方港湾
		差木地	都		30. 10. 21	元町
		野増	都		27. 6. 23	岡田
		元町	都		26. 7. 10	波浮港
		岡田	都		27. 7. 29	
利島	—	—	—	—	—	利島
新島	第1種	羽伏	都		27. 7. 29	新島
		若郷	都		27. 6. 23	
式根島	第1種	野伏	都		26. 7. 10	式根島
神津島	第4種	小浜	都		27. 6. 23	
三宅島	第1種	三浦	都		30. 10. 21	神津島
		大久保	都		27. 7. 29	
		湯の浜	都		30. 10. 21	三池
		伊ヶ谷	都		27. 6. 23	大久保
	第2種	坪田	都		26. 7. 10	
	第4種	阿古	都		26. 7. 10	
御嶽島	—	—	—	—	—	御嶽島
八丈島	第1種	出鼻	町		29. 10. 30	
		洞輪沢	都		27. 6. 23	
		中之郷	都		27. 6. 23	神湊
		ナズマド	町		27. 6. 23	八重根 (洞輪沢)
	第4種	神湊	都		26. 7. 10	
		八重根	都		26. 7. 10	
青ヶ島	—	—	—	—	—	青ヶ島
小笠原	第4種	二見	都		45. 6. 15	大千代
		母島	都		63. 3. 31	二見沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営2漁港(第1種2港)			町営16港	

注:漁港種類

第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

第3種 : その利用範囲が全国的なもの。

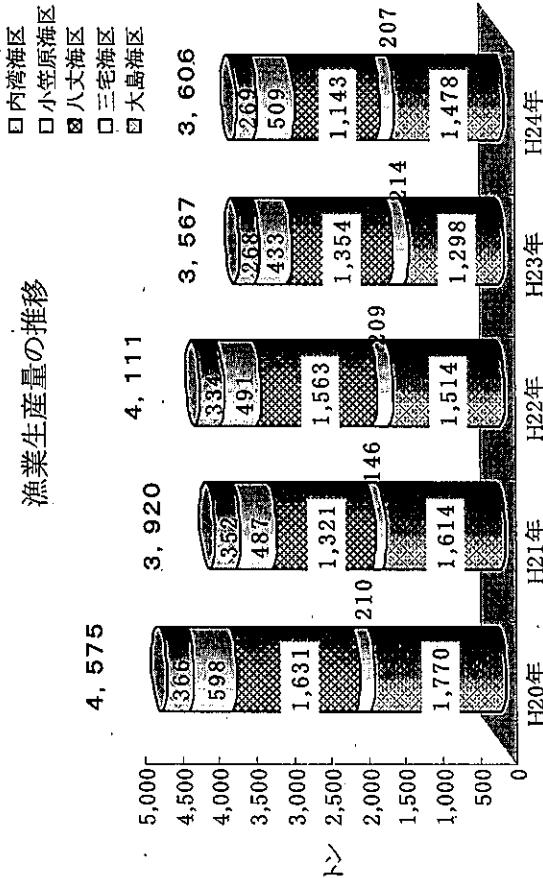
第4種 : 離島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

①沿岸漁業

ア 漁獲量

漁業生産量の推移

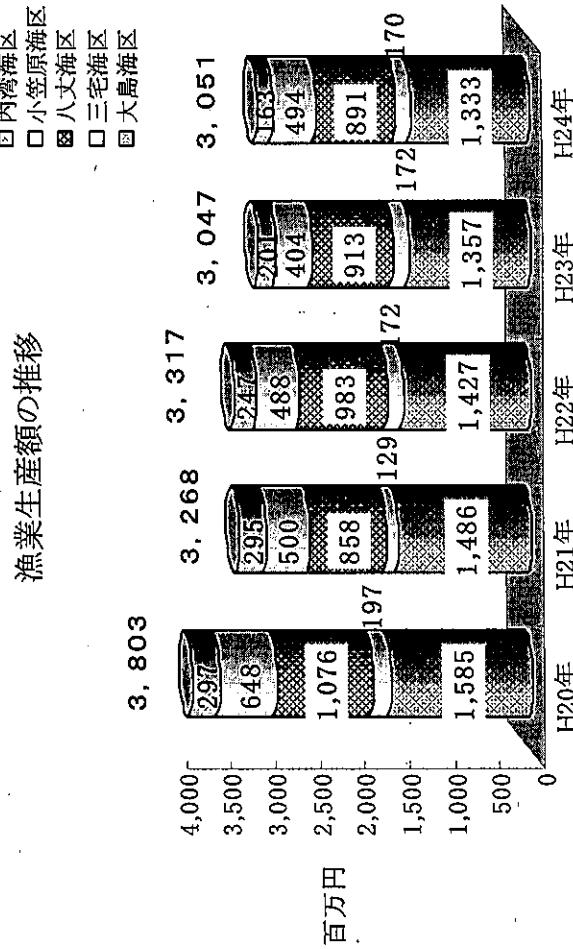


生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 めだい 第3位 とびうお

イ 漁獲金額

漁業生産額の推移



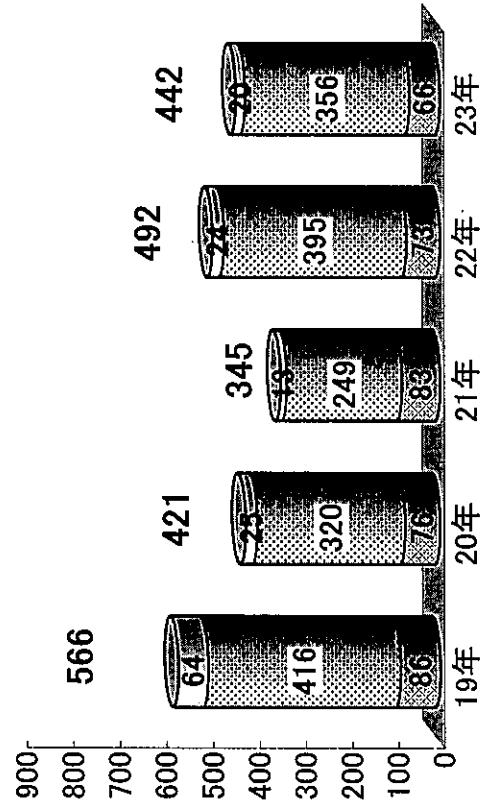
生産額の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 まぐろ類 第3位 かじき

## ②内水面漁業

### 内水面漁獲量の推移

口その他  
図シジミ  
図魚類



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）  
内水面漁業生産統計調査（水産庁）

### ③養殖漁業 ア 海面養殖

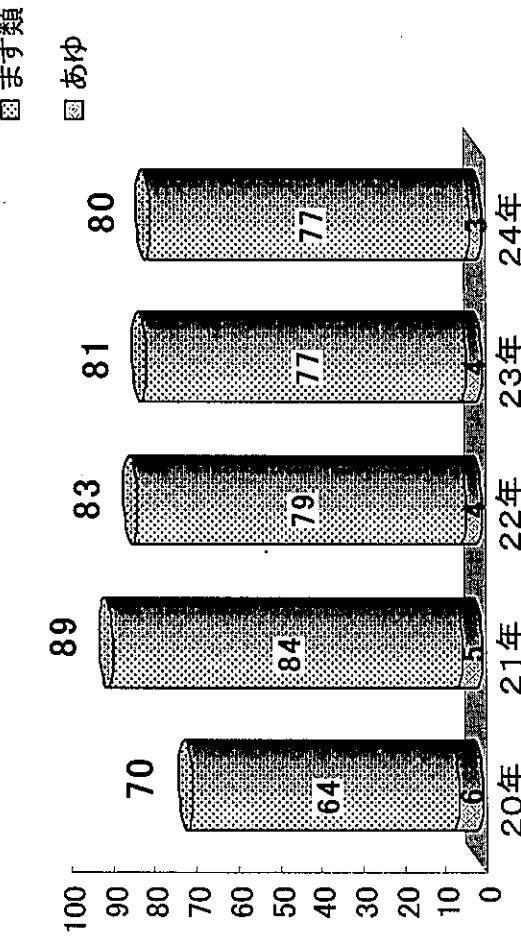
#### 平成24年 海面養殖生産量・額

漁協名		小笠原島	
種別		生産量	生産額（円）
養殖	いしがきだい	14,256kg	13,907,930
	いしだい	18,948kg	14,266,570
	計	33,204kg	28,174,500
種苗養殖	しまあじ	256,207尾	49,595,110
	あかはた	20,000尾	5,714,286
	まだい	10,000尾	1,500,000
計		286,207尾	56,809,396
合計		—	84,983,896

資料：水産課調べ

イ 内水面養殖

内水面養殖生産量の推移



資料：水産課調べ

(3) その他

平成24年 展示用水産動物 生産量・額

区分	漁協名	小笠原島	
		生産量 (尾)	生産額 (円)
魚類		2,487	3,082,100
その他の水産動物		51	50,200
あかはた (養殖)		62	43,000
計		2,600	3,175,300

※すみだ水族館(平成24年5月開園)に向けた販売実績。  
経常的な出荷ではないため、本年統計のみ別表として掲載。

資料：水産課調べ

## II 漁業調整対策

漁業調整対策は、漁業生産の過剰化による漁獲量の過剰化を抑制するための政策です。主な対策には、漁船の操業規制（操業期間の短縮や操業区域の制限）、漁獲量の制限（漁獲量の目標設定）、漁船の廃止（操業権の譲り受け）などがあります。また、漁業者への補助金や融資制度も実施されています。

漁業調整対策は、漁業生産の過剰化による漁獲量の過剰化を抑制するための政策です。主な対策には、漁船の操業規制（操業期間の短縮や操業区域の制限）、漁獲量の制限（漁獲量の目標設定）、漁船の廃止（操業権の譲り受け）などがあります。また、漁業者への補助金や融資制度も実施されています。

漁業調整対策は、漁業生産の過剰化による漁獲量の過剰化を抑制するための政策です。主な対策には、漁船の操業規制（操業期間の短縮や操業区域の制限）、漁獲量の制限（漁獲量の目標設定）、漁船の廃止（操業権の譲り受け）などがあります。また、漁業者への補助金や融資制度も実施されています。

漁業調整対策は、漁業生産の過剰化による漁獲量の過剰化を抑制するための政策です。主な対策には、漁船の操業規制（操業期間の短縮や操業区域の制限）、漁獲量の制限（漁獲量の目標設定）、漁船の廃止（操業権の譲り受け）などがあります。また、漁業者への補助金や融資制度も実施されています。

漁業調整対策は、漁業生産の過剰化による漁獲量の過剰化を抑制するための政策です。主な対策には、漁船の操業規制（操業期間の短縮や操業区域の制限）、漁獲量の制限（漁獲量の目標設定）、漁船の廃止（操業権の譲り受け）などがあります。また、漁業者への補助金や融資制度も実施されています。

## 1 事業概要

### 【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000 メートル以内の海域に第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等 4 都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による自主的な漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。都是、委員会の意見を尊重して許認可方針を定め、漁業間の調整を行っている。

### 【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ漁業等の知事許可漁業が行なわれている。

返還後の昭和 47 年に小笠原海区漁業調整委員会が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聟島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000 メートル以内の海域に、第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。さらに、しまあじ等の小割式養殖に係る第 1 種区画漁業権も設定している。

小笠原村地先海面におけるかつお・まぐろ漁業は、地元漁船の着業が増えたため、資源の有効利用等を考慮して、平成 7 年から定数制の知事許可漁業とした。

### 【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行なわれている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

### 【水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計 15 件免許している。第 5 種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行なっている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行なっている。また、第 1 種はしじみ等を内容とするものである。

### 【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐつて漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行なっている。

区 分	免 税 品 种 类 及 名 称	(海 关 同 志 共 同 填 写 的 名 称)	海 关 区 域		海 关 面 积 (ha)
			第 一 栏	第 二 栏	
大 陆 支 属 局	共 1 6,450 1,308 680 680 9,593 5,685 1,720 2,396 2,396 2,396	伊豆大岛、元町 大岛地先照单 1,500m 利岛地先照单 1,200m 铫瀬根岛地先照单 1,000m 新岛、或根岛及内岛地先照单 1,000m 121、乙未 122、神津岛 123、神津岛 124、神津岛 125、神津岛 126、神津岛 127、神津岛 128、神津岛 129、神津岛 130、神津岛 131、神津岛 132、神津岛 133、神津岛 134、神津岛 135、神津岛 136、神津岛 137、神津岛 138、神津岛 139、神津岛 140、神津岛 141、神津岛 142、神津岛 143、神津岛 144、神津岛			

(平成25年4月1日)

2 海關總務課

(1) 海面海關總務課

区	分 別 指 定 登 記 號 第 一 種 第 二 種	共同測量 之 名 稱 (測量協同組合名略)	測 量 之 地 域	測 量 之 面 積 (ha)	共同測量者之名稱	
					共同測量 者之名稱	共同測量 者之名稱
三宅支店管内	共15	○	三宅島	三宅島地先距離 1,500m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 8	三宅島、御藏島村	大野原島地先距離 1,500m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 8
八丈支店管内	16	○	三宅島	三宅島地先距離 1,500m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 8	三宅島、御藏島村	三宅島、御藏島 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 8
20	○	御藏島村、三宅島	御藏島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 6	御藏島村、三宅島	御藏島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 6	
21	○	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	
22	○	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	
23	○	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	八丈島	八丈島地先距離 1,200m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 10	
24	○	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	
25	○	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	
26	○	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	八丈島	八丈島地先距離 1,000m 1.世之谷、乙之谷、乙之谷外 2	
八丈支店管内	13	計				

(平成25年4月1日)

免耕年月日 平成15年9月1日 免耕存續期間 10年(平成25年8月31日)

区	分 员 配 置 号	共用機器の 種類別 区 画 機 器 (機器機器同組合名略)	機 器 の 名 称	機 器 の 区 域	機 器 の 種 類	面積 (ha)	共同機器 10 年 (平成 34 年 2 月 1 日)		
							第 一 種	第 二 種	第 三 種
共 62	○	小笠原島	一ノ島、北之島、中之島、佐東島、磐	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	島、斜之岩及0磐島地先距岸 2,000m	7,817			
63	○	小笠原島	"	"	磐島、前島及0後島地先 2,000m	7,817			
64	○	小笠原島	"	"	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	2,113			
65	○	小笠原島	"	"	磐島、英島、足島、西島、東島、久島	2,113			
66	○	小笠原母島	"	"	及0南島地先距岸 2,000m	15,662			
67	○	小笠原母島	母島、向島、平島、崎島、妹島及0姫	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	島地先距岸 2,000m	15,662			
68	○	小笠原母島	"	"	母島、向島、平島、崎島、妹島及0姫	19,174			
69	○	小笠原母島	"	"	島地先距岸 2,000m	19,174			
70	○	小笠原母島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸 2,000m	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	3,088				
71	○	小笠原母島	"	"	北硫黄島地先距岸 2,000m	19,174			
72	○	小笠原母島	硫黃島地先距岸 2,000m	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	5,527				
73	○	小笠原母島	"	"	硫黃島地先距岸 2,000m	3,088			
74	○	小笠原母島	南硫黃島地先距岸 2,000m	1ノ世之(外)、1ノ中之(外)6	2,746				
75	○	小笠原母島	"	"	南硫黃島地先距岸 2,000m	2,746			
区 1	○	小笠原島	父島、二見瀬東海岸	L東北之、東北之小割式養殖業者外3	2,746				

区画機器 5 年 (平成 29 年 2 月 1 日)

免許存続期間 共同機器 10 年 (平成 34 年 2 月 1 日)

免許年月日 平成 24 年 2 月 2 日

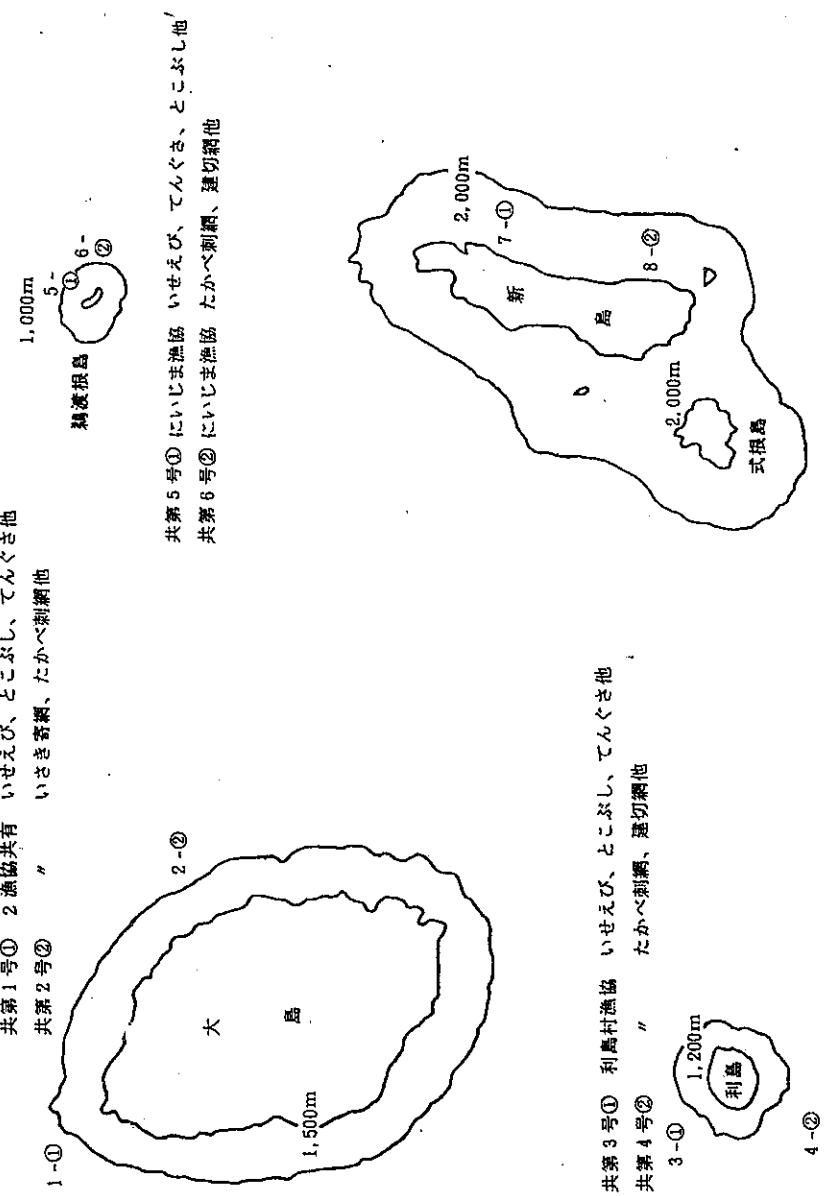
(平成 25 年 4 月 1 日)

## (2) 内水面共同漁業権一覧

(平成25年4月1日現在)

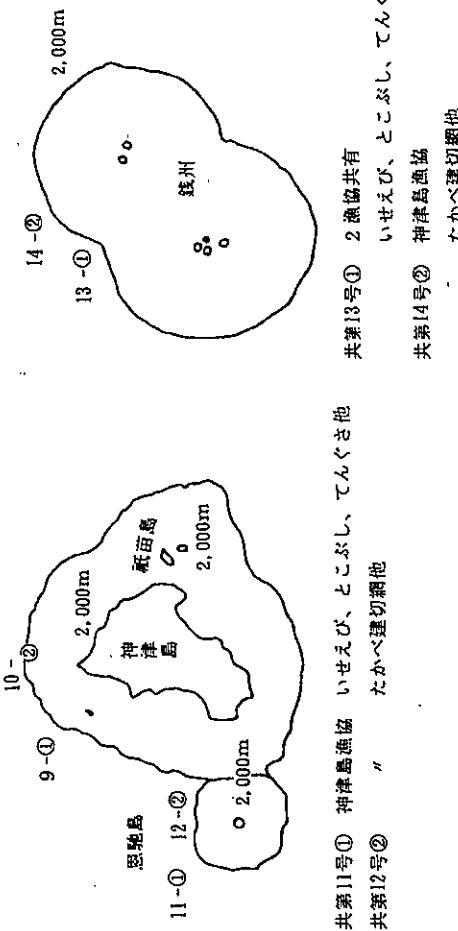
免許番号	種 別		漁 業 権 持 者		免 許 年 月 日	免 期	許 間	漁 業 権 種	
	第一種	第五種	名 称 (◎印…代表者)	数				漁業権種	
<b>内共第1号</b>									
2	○	○	② 奥多摩、冰川 秋川	2 1	15.9.1 18.2.1	10年 7年7カ月	あゆ、にじます、やまめ、いわな、 こい、ふな、うぐい、 あゆ、にじます、やまめ、おいかわ、かじか うぐい、うなぎ、		
3	○	○	多摩川	1	15.9.1	10年	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、 うなぎ		
4	○	○	奥多摩	1	"	"	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、 うぐい、		
5	○	○	② 多摩川、恩方	2	"	"	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、 うぐい、うなぎ		
6	○	○	東京東部	1	"	"	こい、ふな、うなぎ		
7	○	○	② 東京東部、大田、 芝、港、佃島、中央 隅田	6	"	"	えむし、しじみ		
8	○	○	東京東部	1	"	"	えむし、しじみ		
9	○	○	小河内	1	"	"	にじます、やまめ、いわな、うぐい		
10	○	○	小河内	1	"	"	"		
11	○	○	② 東京東部、埼玉東 部、市川市行德、南 行徳、松戸市	5	"	"	しじみ、えむし、こい、ふな、 そうぎよ、れんぎよ、うなぎ		
12	○	○	② 多摩川、川崎河川	2	"	"	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、 うなぎ		
13	○	○	崎河川	3	"	"	えむし		
14	○	○	② 大田、芝、港、佃 島、中央隅田、川崎河川	7	"	"	えむし		
15	○	○	小河内	1	"	"	やまめ、いわな		
	計			5	11	35			

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)  
(大島支庁管内)



共第5号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他  
共第6号② にいじま漁協 たかべ刺網、建設網他

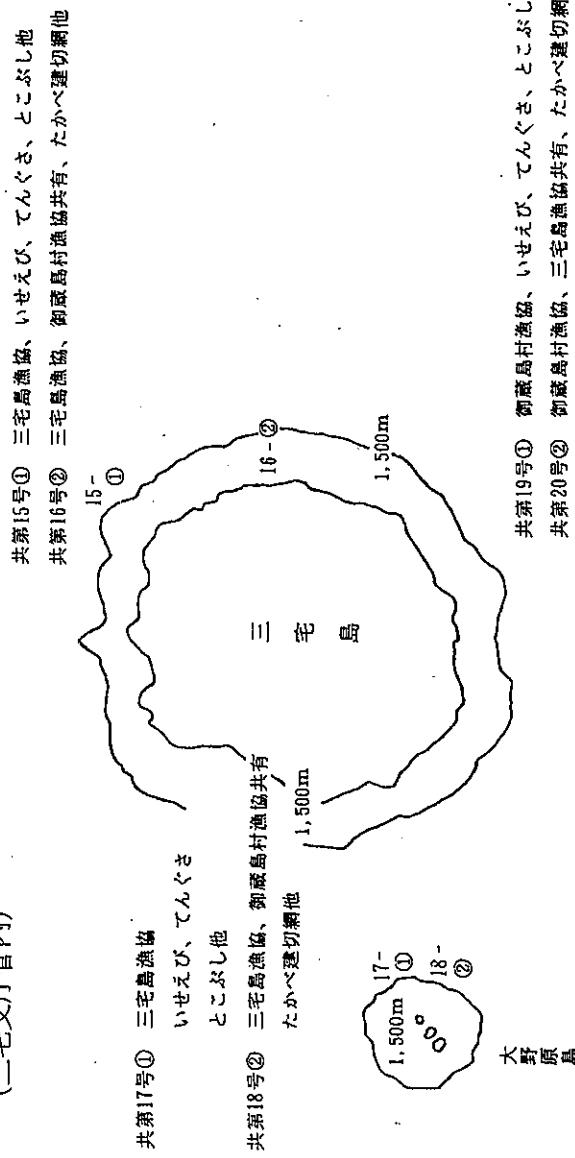
共第7号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他  
共第8号② にいじま漁協 たかべ建設網他



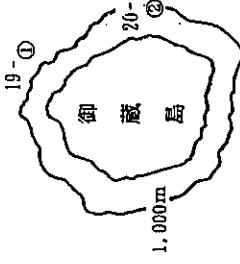
共第11号① 神津島漁協 いせえび、とこぶし、てんぐさ他  
共第12号② " たかべ建設網他

共第13号① 2 漁協共有 いせえび、とこぶし、てんぐさ他  
共第14号② 神津島漁協 たかべ建設網他

(三宅支庁管内)



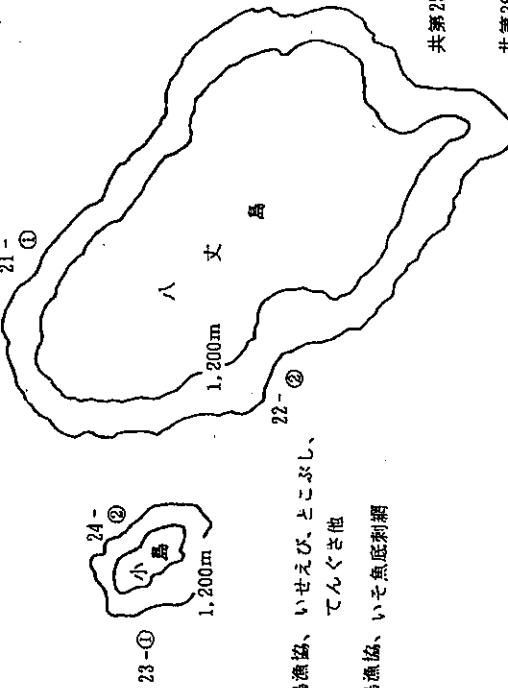
共第19号① 御蔵島村漁協、いせえび、てんぐさ、とこぶし他  
共第20号② 御蔵島村漁協、三宅島漁協共有、たかべ建切網地



(八丈支庁管内)

共第21号① 八丈島漁協、いせえび、とこぶし、てんぐさ他

共第22号② 八丈島漁協、いそ魚底刺網

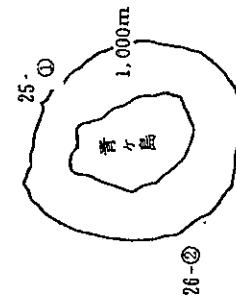


共第23号① 八丈島漁協、いせえび、とこぶし、  
てんぐさ他

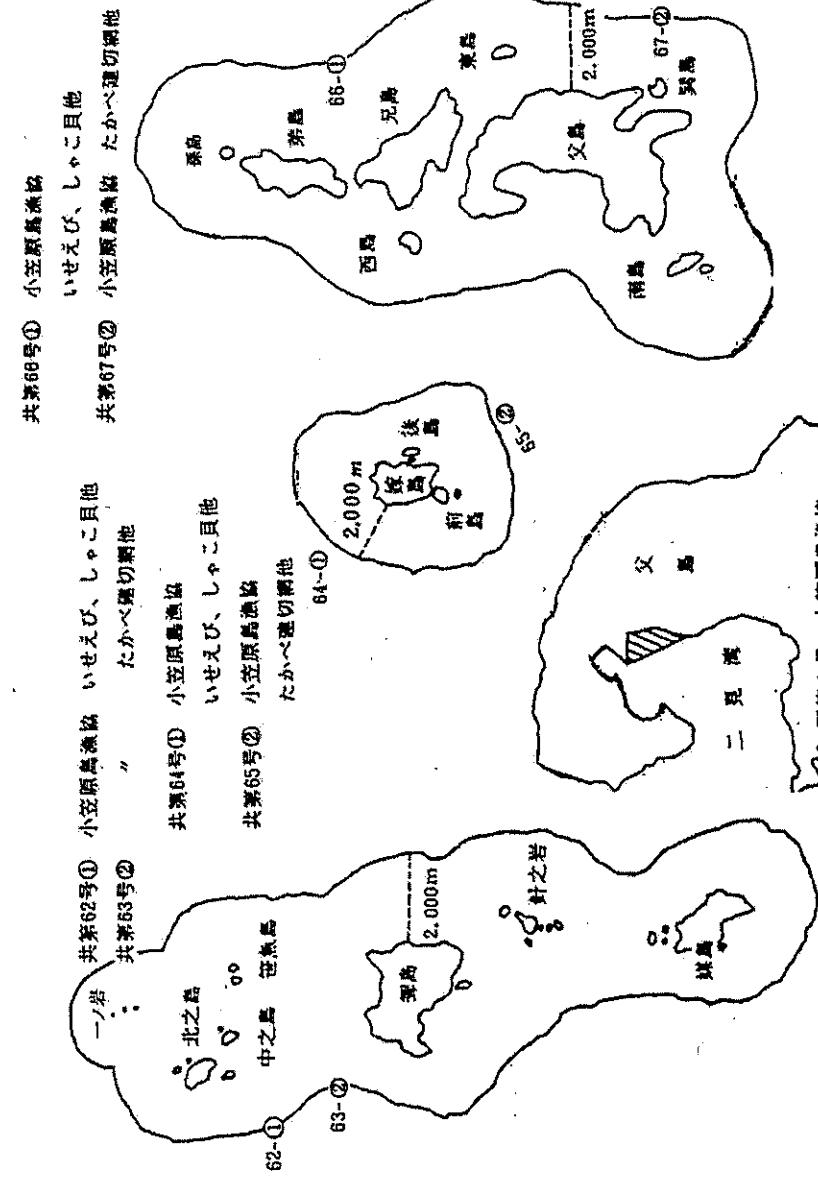
共第24号② 八丈島漁協、いそ魚底刺網

共第25号① 青ヶ島村漁協  
いせえび、とこぶし、てんぐさ他

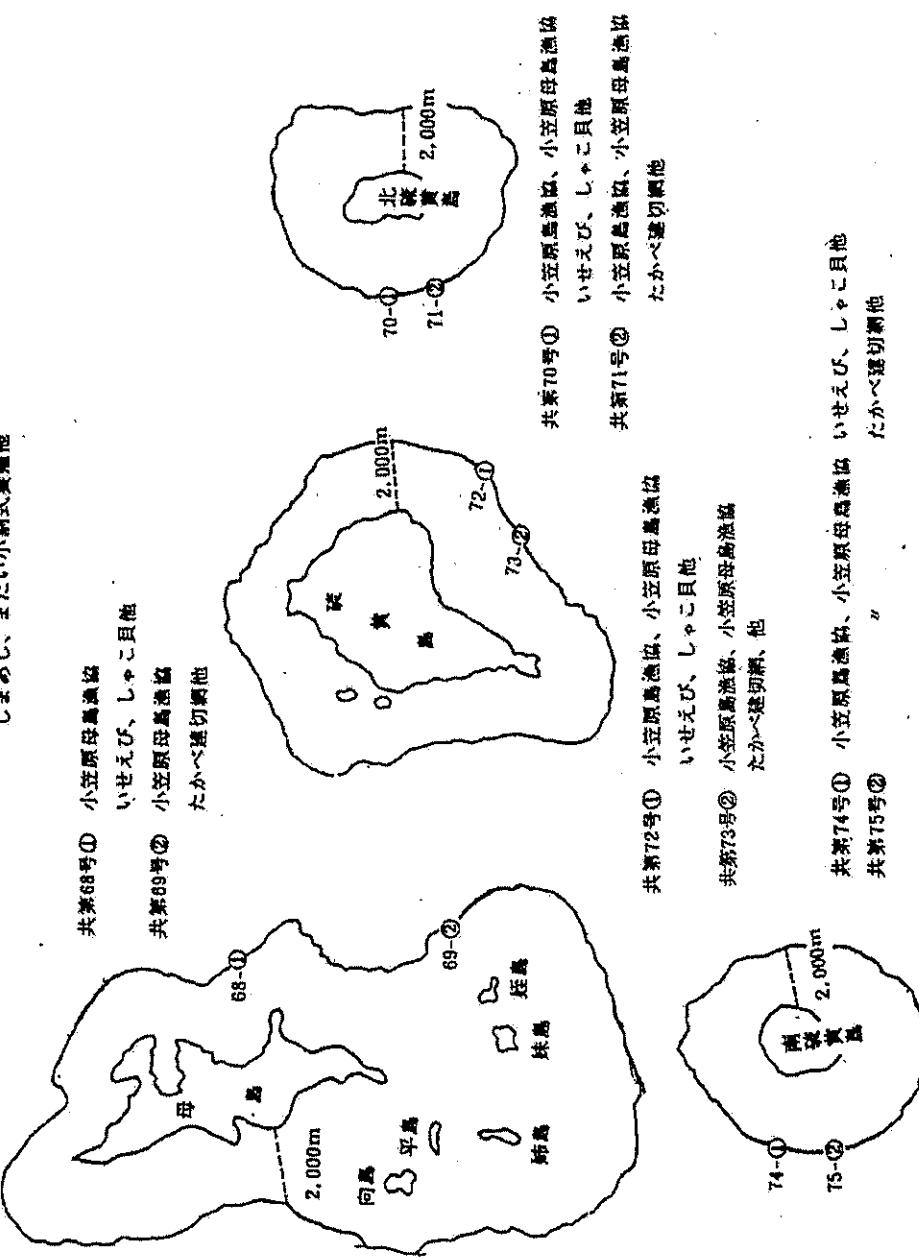
共第26号② 青ヶ島村漁協、いそ魚底刺網



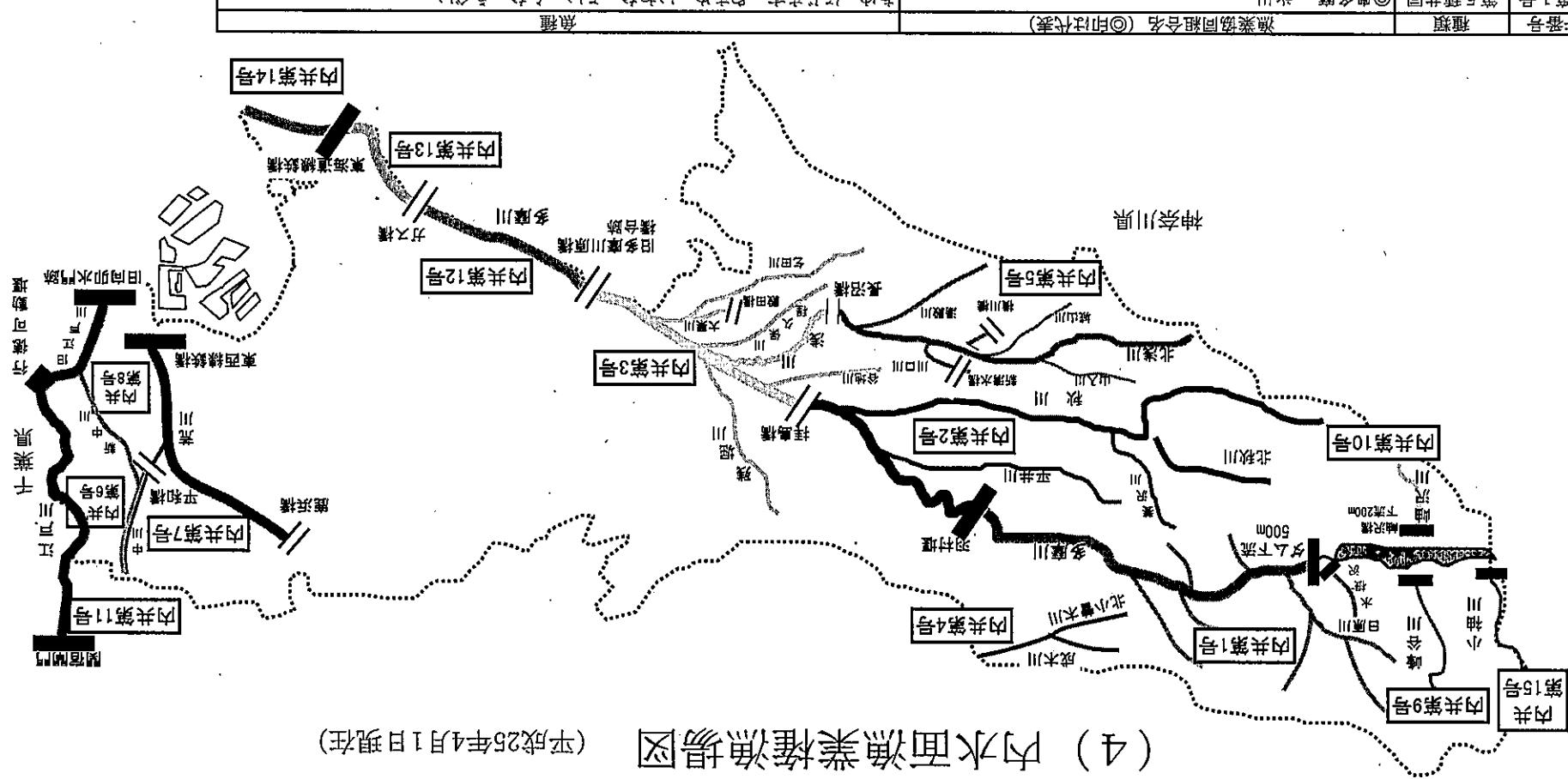
(小笠原支庁管内)



区第1号 小笠原鳥島協 しまあじ、まだい小網式漁獲他



(4) 内水面漁業権地図 (平成25年4月1日現在)



内共第1号	漁業共同組合名 (印旛代表)	魚種
2号	◎奥多摩 水川	鯉
3号	◎多摩川	鯉
4号	◎奥多摩	鯉
5号	◎多摩川 間方	鯉
6号	◎東京東部	鯉
7号	第1種共同 ◎東京東部 大田 芝 渋谷 世田谷 中央卸田	鯉
8号	◎東京東部	鯉
9号	◎小河内	鯉
10号	◎東京東部	鯉
11号	第5種共同 ◎多摩川 市川市行徳 南行徳 横須賀	鯉
12号	第1種共同 ◎多摩川 大田 田崎河原川	鯉
13号	第5種共同 ◎多摩川 田崎河原川	鯉
14号	第1種共同 ◎大田 芝 渋谷 世田谷 東京東部 田崎河原川	鯉
15号	第5種共同 ◎小河内	鯉

3 漁業許可  
(1)漁業許可件数

(平成25年3月31日現在)

漁業種類	支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中型まき網	4						4
本さんご		2	3	1		6	
造礁さんご			2			2	
か			42			42	
あじさば棒受け網	2		5		9		16
火光利用さば					22		22
小型まき網						0	0
機船船びき網						0	
とびうお流し刺し網	20	5	19	1		45	
とびうお流しまき網			2			2	
刺し網						0	
潜水器	26					26	
いそ魚寄せ網						0	
建て切り網	1					1	
固定式刺し網	5					5	
四そう張り網						0	
地びき網						0	
小型定置						0	
底はえ縄						0	
底魚一本釣り	2	2	36	14		54	
ひき縄	1		34	22		57	
かつお・まぐろ	1		39	40		80	
底立てはえ縄	1	3	3		19		26
合計	59	12	33	157	127	388	

(2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(平成25年3月31日現在)

漁業種類	地域	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
本さんご	5	1					6
あじさば棒受け網	7	3		6			16
火光利用さば		10	6	6			22
底魚一本釣り	40				14		54
ひき繩	35			1	21		57
かつお・まぐろ	40				40		80
底立てはえ繩	7		2	14	3		26
合計	134	13	9	27	78		261

(3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況 (24. 4. 1~25. 3. 31)

漁業種類	進達内容	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
遠洋底びき網	1			8				1	10
沖合底びき網								0	0
大中型まき網								0	0
北太平洋さんま	1							1	1
いか釣り	2							2	2
遠洋かつお・まぐろ	29	19	9	60				117	117
近海かつお・まぐろ	2							2	2
中型さけ・ます流し網	2				3			5	5
試験操業	12							12	12
特定大臣許可漁業等	4							13	17
計	53	19	9	71	0	0	14	166	166

その他は、廃業届、漁獲成績報告、みなみまぐろ年間漁獲割当、出漁届等  
特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ繩等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿  
岸まぐろはえ繩漁業

#### 4 内水面漁業

##### (1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	水系名	年度				単位：尾
		20	21	22	23	
あ ゆ	多摩川・秋川	稚 1,043,375 成 100,000	稚 1,066,000 成 45,000	稚 1,151,000 成 18,750	稚 942,200 成 60,000	稚 809,000 成 2,400
に じ ま す	多摩川・秋川	稚 3,000 成 220,125	稚 0 成 201,150	稚 0 成 153,050	稚 0 成 111,950	稚 0 成 141,050
こ い	多摩川・秋川・中川	—	—	—	—	—
ふ な	多摩川・秋川・中川 江戸川・中川	稚 216,200 成 8,500	稚 195,600 成 8,500	稚 195,600 成 8,500	稚 152,000 成 9,100	稚 152,000 成 9,100
う な ぎ	多摩川・秋川・中川 江戸川	稚 9,000 成 2,500	稚 11,000 成 2,500	稚 11,000 成 2,500	稚 8,000 成 5,820	稚 13,500 成 0
や ま め	多摩川・秋川	稚 480,000 成 150,500	稚 342,600 卵 97,500	稚 330,000 卵 139,500	稚 260,000 卵 254,500	稚 245,000 卵 246,500
い わ な	多摩川・秋川	稚 30,000 成 5,300	稚 40,000 —	稚 40,000 成 4,300	稚 30,000 成 4,300	稚 30,000 成 4,200
う ぐ り 卵	多摩川・秋川	稚 18,000 137カ所	稚 18,000 139カ所	稚 18,000 139カ所	稚 18,000 152カ所	稚 10,000 139カ所
か じ か	秋 川	32カ所	45カ所	45カ所	45カ所	31カ所
そ う ぎ よ	江 戸 川	稚 150	稚 150	稚 150	稚 150	稚 0
れ ん ぎ よ	江 戸 川	稚 150	稚 150	稚 150	稚 150	稚 0

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)～(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位：粒)

※うぐい産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している

## (2) 漁業協同組合別、產地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	年度	組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		奥多摩漁業協同組合	23	24	23	24	23
産別	人(官城)	稚 288,000	稚 270,500	稚 262,500	稚 337,500	—	—
産	成 0	成 0	成 0	成 60,000	成 2,400	成 0	成 0
務	人(静岡)	—	—	—	—	—	—
放	その他の	稚 125,000	稚 140,000	稚 135,700	稚 45,000	稚 131,000	稚 16,000
流	成 0	成 0	成 0	成 60,000	成 2,400	成 0	成 0
	計	稚 413,000	稚 410,500	稚 398,200	稚 382,500	稚 131,000	稚 16,000
		成 0	成 0	成 60,000	成 2,400	成 0	成 0

## (3) 漢藥團組合別、乙乙圭支・乙乙圭支・乙乙圭支

組合	東多寧漢藥團組合		秋川漢藥團組合		多寧川漢藥團組合		東京東部漢藥團組合		小町內漢藥團組合	
	23	24	23	24	23	24	23	24	23	24
乙乙圭支	成 69,000	成 98,000	成 20,000	成 15,950	成 16,050	-	-	成 7,000	成 7,000	
乙乙圭支	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
乙乙圭支	成 600	成 600	種 0	種 0	種 3,000	成 3,200	種 2,500	種 8,000	種 8,000	-
乙乙圭支	種 130,000	種 130,000	種 65,000	種 20,000	成 120,000	成 130,000	成 120,000	種 30,000	種 30,000	成 3,000
乙乙圭支	成 61,200	成 71,400	種 80,000	種 20,000	成 185	成 193	-	種 30,000	種 30,000	成 3,000
乙乙圭支	種 130,000	種 134,500	種 65,000	種 20,000	成 150,000	成 82,000	耶 150,000	耶 30,000	耶 30,000	耶 30,000
乙乙圭支	成 1,300	成 1,200	種 0	種 0	-	-	-	種 30,000	種 30,000	成 3,000
乙乙圭支	耶 10,000	耶 10,000	耶 10,000	耶 10,000	-	-	-	耶 0	耶 0	耶 0
乙乙圭支 (蘆耶錫)	21力所	21力所	105力所	92力所	24力所	24力所	-	2力所	2力所	-
乙乙圭支 (蘆耶錫)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乙乙圭支	-	-	45力所	31力所	-	-	-	耶 150	耶 0	-
乙乙圭支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乙乙圭支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乙乙圭支	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 15年度以降「乙乙」はD/I法、D/I/A法として採用するため、本年度は算出基準の中止を以て終了。

単位：尾

年 月 区 分	地 名	座 号	大 小 号	数 量	放 筑	施 工 单 位	日 期	实 施 经 过			
								施 工 方 法	施 工 机 具	施 工 人 数	施 工 时 间
22	实 施 经 过	10,000 厢	2#	10,000 厢	10,000 厢	实 施 经 过	22.6.24	挖 土	推 土 机	2#	22.6.24
22	实 施 经 过	30,000 厢	2#	30,000 厢	30,000 厢	实 施 经 过	23.3.24	挖 土	推 土 机	2#	23.3.24
22	实 施 经 过	3,000 万 立 方	2#	3,000 万 立 方	3,000 万 立 方	实 施 经 过	22.5.18	挖 土	推 土 机	2#	22.5.18
22	实 施 经 过	2,000 万 立 方	2#	2,000 万 立 方	2,000 万 立 方	实 施 经 过	22.5.18	挖 土	推 土 机	2#	22.5.18
23	实 施 经 过	10,000 厢	2#	10,000 厢	10,000 厢	实 施 经 过	23.6.23	挖 土	推 土 机	2#	23.6.23
23	实 施 经 过	2,500 厢	2#	2,500 厢	2,500 厢	实 施 经 过	24.3.21	挖 土	推 土 机	2#	24.3.21
23	实 施 经 过	30,000 厢	2#	30,000 厢	30,000 厢	实 施 经 过	23.6.1	挖 土	推 土 机	2#	23.6.1
23	实 施 经 过	45,000 厢	2#	45,000 厢	45,000 厢	实 施 经 过	24.3.21	挖 土	推 土 机	2#	24.3.21
24	实 施 经 过	10,000 厢	2#	10,000 厢	10,000 厢	实 施 经 过	24.6.15	挖 土	推 土 机	2#	24.6.15
24	实 施 经 过	2,500 厢	2#	2,500 厢	2,500 厢	实 施 经 过	25.3.28	挖 土	推 土 机	2#	25.3.28
24	实 施 经 过	30,000 厢	2#	30,000 厢	30,000 厢	实 施 经 过	24.5.2	挖 土	推 土 机	2#	24.5.2
24	实 施 经 过	700 万 立 方	2#	700 万 立 方	700 万 立 方	实 施 经 过	24.5.19	挖 土	推 土 机	2#	24.5.19
24	实 施 经 过	1,000 万 立 方	2#	1,000 万 立 方	1,000 万 立 方	实 施 经 过	24.5.25	挖 土	推 土 机	2#	24.5.25

## 5 海洋生物資源の保存と管理（資源管理法関係事業）

### (1) 国の資源管理の取り組み

「海洋法に関する国際連合条約（通称：国連海洋法条約）」に基づく新しい海洋秩序に対処するため、国内水産關係法令が整備され、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）（通称：資源管理法）」が平成8年から施行された。

国は、同法に基づく漁獲可能量（TAC）管理の対象魚種として、さんま、すけとうだら、まいわし、まあじ、まさば及びごまさば、ずわいがに、するめいいかの計7種を、第1種特定海洋生物資源に指定し、平成9年から漁獲可能量の管理を行っている。  
漁獲可能量は、資源状況などを基に国が毎年設定し、都道府県別に1年分の漁獲可能量を配分している。

また、資源管理法は平成13年に一部改正され、漁獲努力可能量（TAE）による管理を平成15年4月から行うことになった。現在、その対象となる第2種特定海洋生物資源として、日本海西部海域のあかがれい、宗谷海峡海域のいがなごなど計9種が指定され、管理が行われている。

### (2) 東京都の取り組み

第1種特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」の漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成13年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできることとした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施しているが、本施策の円滑な運用を確認した後、第1種指定海洋生物資源としての管理に移行する予定である。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の効果的な実施と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

TAC量の推移

如果說半導體元件、集成電路等電子元件是計算機的大腦，那麼CPU就是大腦的神經元。

。據羅伯特·諾澤爾的統計，資源戰對于蘇聯王力公司總部在蘇聯的小說《大力士》數量要明顯低於「一」上書籍之內。

\* \* \* \*

## 6 自主的資源管理支援対策事業

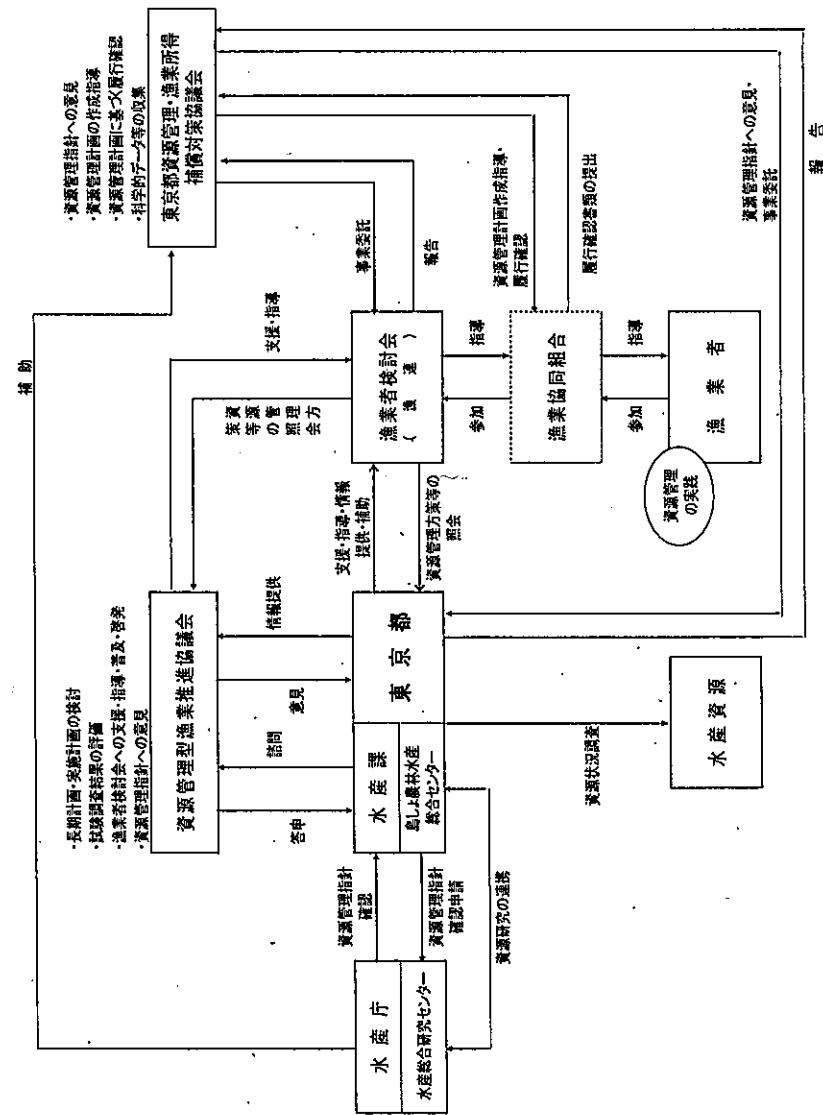
### (1) 目的

この事業は、対象となる水産資源の水準、海域・地域の実情等に応じ、漁業者が自主的にを行う資源管理の取り組みを支援することにより、資源の回復・増大及び資源の有効利用を促進し、漁業経営の安定を図ることを目的としている。

### (2) 事業の経緯

東京都の資源管理関係事業は、昭和63年以降、国の補助事業に沿って実施している。国の補助事業は、資源培養管理対策推進事業、資源管理型漁業推進総合対策事業、複合的資源管理型漁業促進対策事業と推移し、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策として実施している。東京都においては、これらの事業の下で、トコブシ、イセエビなどでの磯根資源の他、キンメダイ、マダイ、ヒラメ及びタカベ等の魚類について、漁業者による資源管理計画の策定を推進している。

### (3) 自主的資源管理支援対策事業推進体制



報告

(4) 資源調査

① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、鉛柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で鉛柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

(5) 協議会等の開催

① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

② 太平洋南部海域行政・研究担当者会議

キンメダイの資源状況確認、資源管理措置の確認・調整、広域漁業調整委員会指示への意見集約等を目的として、国及び都道府県の行政・研究担当者が出席して、開催される。

対象魚種：キンメダイ

構成：国（水産庁）、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、高知県

開催主体：国（水産庁）

③ 東京都漁業者検討会

資源管理に必要となる具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上が必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

- ④ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会  
キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する  
円滑な意志の疎通を図ることを目的として設置されている。

対象魚種：キンメダイ  
対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業  
開催主体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、神奈川  
県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会  
構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

- ⑤ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会  
資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理  
計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、  
東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合東京都事務所等。事務  
局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

#### (6) 資源管理計画

##### ① 平成22年度までに作成されたもの

(複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長50mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
三宅島漁協		殻長50mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
神津島漁協		操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
大島町		操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等
利島村漁協		操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ・マダイ	東京都漁連	キンメダイ 夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等 マダイ 小型魚の再放流 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの

(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	神津島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	にいじま漁協、神津島漁協、伊豆大島漁協	禁漁期間の設定 等

## 7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

平成25年3月31日現在

区分	内湾	伊豆諸島						小笠原諸島	合計
		大島	利島	式根島	新島	神津島	三宅島		
業者数	127	17	1	18	16	19	2	42	36
登録隻数	280	18	1	18	16	20	2	42	39

## 8 漁業取締

漁業関連法令違反件数 (H24.4.1~25.3.31)

漁業種類	違反内容 漁業権業	侵害許可 操業区域	無許可 禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
大臣許可漁業	大・中型 まき網漁業					0	0
	底びき網漁業					0	0
	その他					0	0
知事許可漁業						0	0
委員会承認漁業						0	0
その他						0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

### III 水産業基盤整備

## 1 事業概要

島しょ地域における水産業の振興を図るために、水産経営構造改善事業・島しょ漁業振興施設整備事業により水産業生産基盤施設の整備を行い、また漁業生産の増大、水産資源の維持培養を図るため、水産物供給基盤整備事業を実施し漁場造成を行っている。

小笠原諸島の水産業振興に必要な諸施設の整備は、小笠原諸島振興特別措置法等に基づき行っている。なお、内水面漁業振興については、内水面振興対策事業により、諸施設の整備を行っている。

## 2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他の漁業構造改善事業と均衡する生活を営むことができることに目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

平成17年度から、水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保と水産業・漁村の健全な発展を実現するため、国の「強い水産業づくり交付金（経営構造改善目標）」を活用し、水産経営構造改善事業として、施設整備や増養殖場整備を実施している。

### ① 強い水産業づくり交付金事業（経営構造改善目標）内容

#### ◇漁業生産基盤等の整備

漁業資源の維持・増大、漁場環境の保全のための整備及び資源回復計画の実施を推進、意欲と能力のある担い手の確保・育成、合併漁協・認定漁協の経営基盤強化、産地機能の強化と品質の高い水産物の供給を推進するための施設整備を行う。

〔対象施設：燃油等補給施設、水産物荷さばき施設、つきいそ等〕

#### ◇水産物供給施設等の整備

公共事業等関連する事業と一体となつた地域水産総合衛生管理対策基本計画等に基づき、高度衛生管理、環境負荷の低減を推進するために必要な施設の整備を行う。

〔対象施設：水産鮮度保持施設、出荷資材保管施設、蓄養施設等〕

(2) 強い水産業づくり交付金事業実績（経営構造改善目標）

単位：千円

年度	事業主体	実施箇所	事業内容	事業費	負担区分		
					国	都	町村等
21	利島村	利島村	つきいそ 1,764m <sup>3</sup>	16,989	8,494	4,247	4,248
	新島村	新島村	つきいそ 3,182m <sup>3</sup>	27,950	13,975	6,987	6,988
	三宅島漁業 協同組合	三宅村	水産物鮮度保持施設 196m <sup>3</sup>	320,180	160,090	128,072	32,018
22	↓		実績なし				
	24						

③ 事業実績表(施設整備)

単位：千円 ( ) は補助金

地区	実施主体	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大島	伊豆大島漁協					
	元町漁協					
	大島町					
利島	利島村漁協					
	新島にいじま漁協					
	神津島漁協					
三宅島	神津島村					
	三宅島漁協					
	御蔵島漁協					
御蔵島	八丈島漁協					
八丈島	青ヶ島村漁協					

④ 事業実績表(増養殖場整備)

地区	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大島	大島				
	利島	1,579m <sup>3</sup> 16,874 (12,656)	1,764m <sup>3</sup> 16,989 (12,741)		
	若郷				
新島	新島	2,273m <sup>3</sup> 19,100 (14,325)	3,182m <sup>3</sup> 27,950 (20,962)		
	式根島				
	神津島				
三宅島	三宅島				

### 3 島しよ漁業振興施設整備事業

島しよ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

#### ○ 事業実績

事業種目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
つきいそ コンクリートブロック 3,500基	大島町	19,709	つきいそ 自然石 2,314m <sup>3</sup>	大島町	19,284	つきいそ 自然石 2,061m <sup>3</sup>	大島町	19,194	
つきいそ 1,562m <sup>3</sup>	利島村	16,769	つきいそ 1,603.3m <sup>3</sup>	利島村	16,905	定置網	大島町	92,938	
つきいそ 3,120m <sup>3</sup>	新島村	28,350	浮魚礁 2基	八丈町	22,844	蓄養施設 改修	大島町	5,069	
浮魚礁 2基	八丈町	19,442				つきいそ 1,652.4m <sup>3</sup>	利島村	17,010	
冷凍コンテナ 4基	青ヶ島村	8,016				蓄養施設 改修	利島村	18,560	
			—	—	—	蓄養施設 改修	神津島村	31,500	
			—	—	—	定置網船 改修	神津島村	16,690	
			—	—	—	燃油施設 付帯設備	神津島村	12,250	
						燃油等補給 施設	御蔵島村	6,970	
小計	92,286	小計	59,033	小計	220,181				

生産基盤整備事業

単位：千円

単位：千円

事業種目	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	エック付トラック1台	大島町	7,550	トラック	新島村	8,350	碎氷設備改修	新島村	5,000
	重量式選別機1台	利島村	2,816	真空梱機	八丈町	3,049	貯氷施設	神津島村	10,902
	乾燥機更新	利島村	5,746	製氷・冷蔵施設設備改修	八丈町	25,638	フォークリフト1台	御蔵島村	2,392
	小型冷凍機改修	利島村	2,678				製氷施設設備改修	八丈町	43,790
	フォークリフト2台	神津島村	5,130				出荷運搬等車輛	八丈町	12,632
	貯氷施設設備更新	八丈町	12,906					—	—
	小計		36,826	小計		37,037	小計		74,716
	地域産物販売提供施設改修	神津島村	9,868					—	—
	貯氷ショーター撤去	神津島村	1,420					—	—
	小計		11,288	小計		—	小計		—
漁村環境整備事業	燃油等補給施設配管改修	三宅村	3,549	釜方天草倉庫改修	三宅村	9,609	フォークリフト1台	三宅村	2,732
	船揚施設上架用船台1台	三宅村	5,046					—	—
	出荷運搬用トラック1台	三宅村	3,597					—	—
	小計		12,192	小計		9,609	小計		2,732
	—	—	—	—	—	—	魚箱25個	小笠原村	3,600
	小計	—	—	小計	—	—	小計	—	3,600
	合計	152,592	合計	105,679	合計	301,229	合計	—	—
	小計	—	—	小計	—	—	小計	—	—
	施設緊急整備事業	小笠原諸島漁業基盤	—	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	合計	—	—	合計	—	—

国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法（平成13年6月制定の漁港漁場整備法に移行）が制定公布された。

#### （1）水産物供給基盤整備事業

##### ① 基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風、塩害など自然条件が厳しい。一方、日本有数の広大な海域であることから、未開拓な漁業資源、潜在的な漁場も数多くある。

島の町村における産業は、第1次産業、特に水産業の比重が高く、水産業振興は重要な施策となる。

従来は、中層魚類（アジ、カンパチ、タカベ等）を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。

今後は、これら漁場整備による資源の維持培養、生産の増大に加え、観測機能を有したブイの整備・運用により、遠方の漁況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援を併せて行う。

##### ② 事業内容

###### ア 魚礁設置事業

海中では、海底から突き出した岩山のような突起状の地形に魚が多数集まる性質がある。この性質を利用し、こうした場所と同じく、魚が多数集まるようコンクリートや鋼製の人工構造物を海底に設置したものを魚礁といいう。

魚礁は、天然の根付資源（一部に根付に類する底魚資源）のタイ類、シマアジ、カンパチ、タカベ等の他、中層魚のブリ類・アジ類など、釣漁業を対象とする魚類を集めることにより、設置海域を新たな漁場として漁業者に利用することを目的としている。

伊豆・小笠原海域の漁船漁業の大部分は沿岸漁業を営んでおり、釣、ひき縄漁業への依存割合が高い。

魚礁は、こうした漁船が利用している水深30～100m海域を設置の対象にしており、潮通しが良く、海底岩礁が少なく砂礫で底棲生物が豊富に発生する等、魚が集まりやすい好条件の海域を選定したうえ、魚礁漁場を整備開発し水産資源の生産増を図っている。

イ 増殖場造成事業

伊豆諸島の海域は、魚類、甲殻類、貝類の恰好の棲み場として、岩礁や転石帶など天然の漁場がいたるところに形成されている。

伊豆諸島において、貝類・甲殻類は、重要な漁獲対象種であるが、近年、磯焼けや黒潮の変動といった海況変動等により資源量が減少し、漁獲量も減少してきている。このため、今後積極的な増殖対策と資源管理が必要であり、従来の漁場改良事業(投石事業)の実施で効果が顕著である海藻類・貝類やイセエビ等を対象に、海底岩礁が少ない砂地帯で、水深2~50m海域に増殖場を整備し、資源の維持管理及び繁殖保護を図っている。

ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、漁業者自らが黒潮流域における漁海況情報をリアルタイムに把握し、燃油削減など効率的な操業を実現できるよう、観測機能を有したブイを設置する。

③ 事業種類

ア 細礁設置事業

(ア) 並型魚礁設置事業

天然の根付資源（一部に根付に類する底魚資源）のタイ類、シマアジ、カンパチ、タカベ等を集めため、比較的水深の浅い海域に設置する魚礁

(イ) 大型魚礁設置事業

ブリ類・アジ類など中層魚を対象とする魚類を集めため、比較的水深の深い海域に設置する大型の魚礁。

(ウ) 浮魚礁設置事業

流れ藻等に魚が集まる性質を活用し、回遊魚（カツオ・マグロ類）を集めるため水中もしくは水面に浮かべた魚礁

イ 増殖場造成事業

海藻類・貝類やイセエビ等磯根資源を対象に、海底岩礁が少ない砂地帯に投石やコングリートロック等の設置を行い、これら生物の発生及び生育に適した環境を整備する事業

ウ 翁殖場造成事業

生産性の高い養殖漁場を造成するために必要な施設（消波施設、区画施設、海水交流施設等）を整備する事業

エ 漁場環境管理施設整備事業

漁海況情報（水温、風向・風速、流向・流速等）の観測を目的とした浮体を整備する事業

(2) 漁村再生交付金事業

漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、活力が低下している地域において、地域の創造力を活かし、既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設を整備し、個性的で豊かな地域の再生を図っている。

○ 事業実績表

年度	事業種目	事業内容	実施地区	事業費	負担区分		単位：千円
					国	都 (6/10)	
20	漁場造成	コングリート魚礁 75基	神津島村	30,000	18,000	4,500	7,500
21	漁場造成	コングリート魚礁 73基	神津島村	30,000	18,000	4,499	7,501
	地域創造型	海藻洗浄施設 一式	神津島村	15,375	9,224	2,305	3,846
22	漁場造成	コングリート魚礁 73基	神津島村	30,000	18,000	4,500	7,500
23	漁場造成	コングリート魚礁 71基	神津島村	29,827	17,895	4,474	7,458
24	漁場造成	コングリート魚礁 83基	神津島村	34,930	20,957	5,239	8,734
	合	計		170,132	102,076	25,517	42,539

\*平成20～21年度は、事業費に町村事務費を含む。

平成23年度は、市町村等事業推進費（都事務費）を除く。

平成20～22年度までは漁村再生交付金で実施、平成23年度から地域自主戦略交付金に移行。



## 5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行つていた。平成17年度からは国の「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」を活用し、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

### 内水面漁業環境活用施設整備事業

#### ① 事業種目

- ア 水産資源増養殖基盤整備事業  
内水面の生産力の拡大、向上等を図るため、魚礁設置、魚道整備等増養殖場の造成、改良等及び、増養殖用種苗供給の促進等を図るため、種苗生産供給施設等の整備を行う。
- イ 水産資源環境施設整備事業  
水産資源及び漁業・養殖業の環境の整備を図るために必要な施設及び省資源化を図るために必要な施設及び水再利用施設、用排水等の整備を行う。
- ウ 水産業近代化施設整備事業  
漁業・養殖業の近代化を図るために必要な施設、後継者の育成等を図るために必要な施設の整備を行う。
- エ 資源活用交流促進施設整備事業  
内水面地域の資源を維持・活用した、都市住民との交流の促進、水産生物資源の保護培養、利用等に関する知識の普及教育を図るために必要な、体験学習施設及び適正な遊漁等を図るために必要な施設等の整備を行う。
- オ 内水面環境活用推進事業  
内水面水産資源の増養殖、環境及び遊漁に係わる施設整備を推進するために必要な資源及び漁場等の調査を行う。

#### ② 事業実績表

年度	事業種目	実施主体	実施場所	事業内容	事業費 (工事費)	負担区分			単位：千円
						国	都	市町村等	
19	内水面漁業環境活用施設整備	恩方漁協	東京都あきる野市秋川	アユの懸れ場造成事業 事前調査及び工事	1,942 (調査費) (工事費)	1,942 (調査費) (工事費)	10,972 10,972		
		八王子市恩方漁協		衛生設備改修 給排水設備一式	7,224	7,224			
		合		計	20,138	2,408	2,408	2,408	
20									
24									実績なし

## 6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～25年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
2 2		実績なし			
2 3		実績なし			
2 4	小笠原島漁業協同組合	漁船修理施設・漁船船員厚生施設 実施設計 一式	10,700	4,280	6,420

## 7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

### ○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
2 2	小笠原島 漁業協同組合	製氷貯氷施設	495,388	330,258	165,130
	小笠原母島 漁業協同組合	冷凍施設 一式	97,010	64,673	32,337
		合 計	592,398	394,931	197,467
2 3	小笠原島 漁業協同組合	冷蔵冷凍施設 一式	241,844	161,229	80,615
		フォークリフト 1台	5,370	3,580	1,790
	小笠原母島漁業 協同組合	船台 2台	19,500	13,000	6,500
		合 計	266,714	177,809	88,905
2 4	小笠原島 漁業協同組合	漁業用通信施設 一式	23,030	15,352	7,678
	小笠原母島 漁業協同組合	ダイビング用係留ブイ設置 一式	5,786	3,857	1,929
		合 計	28,816	19,209	9,607

## 8 漁村地域防災力強化事業

漁業協同組合等が整備した共同利用施設は、耐震化していないものの、老朽化して耐震性が不十分なもの、耐震化が困難なものも多い。災害発生時、こうした施設が倒壊すると、人命に係る事故を招くだけでなく、漁港や道路が使用不能となるなど、二次災害を引き起こし、復旧・復興の足かせとなる。

こうした二次災害を防止し、災害時、復旧・復興の拠点となる漁港やライフラインとしての道路の機能を確保するため、共同利用施設の耐震化を支援して漁村地域の防災力の強化を図る。

○ 事業実績表

年度	事業名	事業主体	施設名	事業費	負担区分			補助率
					都	都	町村等	
2.3	耐震診断	大島町	—	549	439	—	110	
		神津島村	—	1,300	1,040	—	260	
		三宅村	—	3,150	2,520	—	630	都
		三宅島漁協	—	150	120	—	30	(4/5)
		八丈町	—	998	798	—	200	
		小笠原島漁協	—	1,701	1,360	—	341	
		小笠原母島漁協	—	1,600	1,280	—	320	
		大島町	畜養施設他	45,085	33,546	11,539		
2.4	耐震化困難施設の解体処理	八丈町	荷捌き施設	22,943	17,206	5,737		都(3/4)
		小笠原島漁協	沖生け管	49,440	37,080	12,360		
		大島町	—	2,331	1,864	467		
		利島村漁協	—	815	652	163		
		にいじま漁協	—	1,940	1,552	388		
		八丈島漁協	—	1,800	1,440	360		
		小笠原母島漁協	—	610	488	122		
		大島町	荷捌き施設他	13,867	10,343	3,524		
耐震化困難施設の解体処理	にいじま漁協	定置船	2,189	1,641	548			
	三宅村	漁具倉庫	6,997	5,247	1,750		都	
	八丈町	荷捌き施設	10,054	7,540	2,514		(3/4)	
	小笠原島漁協	蓄養施設他	34,190	25,642	8,548			

単位：千円

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しております。その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行つてきました。しかし、漁業生産量も漁業経営の安定を図るために起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漁業経営の安定傾向にある。このため、都においては、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。「栽培漁業」では、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリシング等に対し補助を行っている。

#### ◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経費	適用
2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営</li> <li>・アビ・クトコアシ・サエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul>	予算額 183,321千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行 一部財務局執行委任</li> </ul>
2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業の普及・啓発</li> <li>・モニタリング経費に対する補助</li> <li>・放流経費の一部補助</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> </ul>
2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営</li> <li>・アビ・クトコアシ・サエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul>	予算額 197,958千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放流経費の一部補助</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業センターの維持・運営</li> <li>・アビ・クトコアシ・サエの種苗生産・配付</li> <li>・基本施設更新・整備</li> </ul>	予算額 162,406千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○放流経費の一部補助</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栽培漁業推進協議会の開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○水産課執行</li> </ul>

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
- (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
- (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。  
島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財團に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アワビ	150,000	150,000	150,000	154,670	247,400
フクトコブシ	1,000,000	955,000	895,000	526,600	0
サザエ	750,000	670,000	770,000	680,600	959,400

※災害対応の増産分含む

(5) 施設の概要

管 飼 機	理 育 機	棟 棟	R C 2階建	323.0m <sup>2</sup>
屋 取 海 車	内 外 配 水 罐	槽 管	鉄骨造2階建	1,636.5m <sup>2</sup>
屋 取 海 車	外 配 水 罐	槽 管	R C 地下1階	地上3階建
宿 舎	内 配 水 罐	横 管	10m水槽×8基	159.6m <sup>2</sup>
	外 配 水 罐	横 管	20m水槽×25基	10m水槽×4基
	内 配 水 罐	横 管	取水管 162m	配水管 32m
	外 配 水 罐	横 管	圧力式ろ過能力 225m <sup>3</sup> /時	4基
	内 配 水 罐	横 管	鉄骨造平屋建	48m <sup>2</sup>
	外 配 水 罐	横 管	倉庫	1棟

## 10 水産・観光ふれあい事業

消費者と生産者を直接結びつける新たなくみづくりを行うため、平成14年度から観光業等との連携により、島しょ漁村の自然や水産業の現場にふれあえる機会を設けた。このことにより、漁村や水産業への理解を深め、漁村の地位向上、水産物の消費拡大、後継者の確保等を図っている。

○ 事業実績表

年度	事業主体	事業内容	開催時期	参加者数	事業費	負担区分	
						都 (3/4)	町村等 (1/4)
2 1	大島町	イセエビ漁業体験	平成22年1月～3月 (合計3回)	72名	1,000	750	250
2 2	大島町	トビウオ刺網漁業体験 イセエビ漁業体験	平成22年7月～ 平成23年3月 (合計3回)	61名	1,430	1,071	359
2 3	大島町	トビウオ刺網漁業体験 イセエビ漁業体験 いせえびまつり	平成23年8月～ 平成24年3月 (合計12回)	2,171名	1,508	1,125	383
2 4	神津島村	乗り初め等体験	平成25年1月 (1回)	350名	1,000	750	250

## 1.1 沖ノ鳥島漁業支援対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の12倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地観察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な東京都漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った取組みに呼応し、国においても様々な取組みを開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島を資源調査活動の拠点とするための港湾施設整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業操業支援や「興洋」による漁場の調査・監視など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組みを着実に推進していく。

### (1) 事業概要

#### ① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

#### ② 事業種目

##### ア カツオ・マグロ漁業の操業支援

沖ノ鳥島周辺海域において、小笠原島漁協が行うカツオ・マグロ漁業の操業に必要な経費を支援する。

##### イ シマアジの種苗放流

沖ノ鳥島周辺漁場の資源の維持増大のため、シマアジの種苗放流を行う。  
ウ 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

##### エ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組みを広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

(2) 事業実績

単位：千円

年 度	事業種目	事業主体	事 業 内 容	事 業 費	負 担 区 分	
					国	都
24	①カツオ・マグロ 漁業の操業支援	小笠原島漁協 東京都漁業協 同組合連合会	漁業操業支援 ・キハダマグロ等26.4ト	67,653	0	67,653
			漁車指導事業	1,650	0	1,650
	②シマアジの稚苗 放流	東京都漁業協 同組合連合会	小 計	69,303	0	69,303
			20万尾放流	48,680	0	48,680
24	③漁場の調査 監視	東京都	「興洋」による調査監視	1,201	0	1,201
	④沖ノ鳥島フオーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像 資料等による普及啓発	2,251	0	2,251
		合 計		121,435	0	121,435

## 12 ぎよしょく普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

### ○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数 (回)	参加者数 (人)
2.1	①東京の魚の食べ方プロデュース	70	1,145
	都民を対象とした料理教室	68	1,078
	料理講習会講師を対象とした料理教室	2	67
	②浜のかあさんと語ろう会 (漁業関係者による出前授業)	5	595
③職員による出前講座	5	493	
合計	80	2,233	
2.2	①東京の魚の食べ方プロデュース	64	1,699
	都民を対象とした料理教室	62	1,632
	教員を対象とした料理教室	2	67
	②浜のかあさんと語ろう会	10	734
③職員による出前講座	12	775	
合計	86	3,208	
2.3	①東京の魚の食べ方プロデュース	64	937
	都民を対象とした料理教室	62	867
	教員を対象とした料理教室	2	70
	②浜のかあさんと語ろう会	10	222
③職員による出前講座	15	2,772	
合計	86	4,931	
2.4	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
合計	108	2,761	

### ○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量（ムロアジ・トビウオ）				(単位：kg)	
平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
5,716	8,556	10,876	12,406	17,825	20,674

### 1.3 離島漁業再生支援事業

#### (1) 目的

漁業者が島の特色を生かして、漁場の生産力の向上や創意工夫を活かした取り組みを行うことで、漁業の再生を図ることを目的としている。

#### (2) 取組概要

		大島町	利島村	新島村	神津島村	八丈町	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		111	25	47	108	133	63
種苗放流	●						
漁場の管理・改善	●						
産卵場・育成場の整備	●						
植樹、魚付き林の整備	●			●			
海岸清掃	●		●				
海底清掃	●		●				
漁場監視	●				●		
その他				●			
新たな漁具・漁法の導入					●		
低・未利用資源の活用	●		●	●			
高付加価値化				●			
流通体制改善	●						
海洋レジャーへの取組					●		
漁労技術の向上の取組						●	
販路拡大				●		●	
その他					●		
事業費（単位：千円）	15,096	3,400	6,392	14,688	18,088	8,568	

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

## 14 江戸前アユ復活事業

アユは、釣りの対象種として人気の高い魚であり、多摩川水系の漁業協同組合によって毎年80～100万尾の放流が行われているほか、近年は毎年100万尾を超える天然アユの遡上がある。しかし、堰等河川工作物による遡上阻害やカワウの食害等のため上流域の資源量は十分と言えず、さらに中・下流域で獲れるアユには風味が乏しい等の評判もあって、釣り人の数は減少傾向にある。そこで、美味しい天然アユ（江戸前アユ）の遡上を促すことにより、かつての多摩川の特産物を復活し、河川遊漁の振興を図る。

○ 事業実績表

事業実績表			単位：千円
年度	事業内容	事業費	
2.2	①アユの香り改善 木炭活用装置を使用した臭気除去効果の検証	4,800	
	②魚道の維持管理体制構築 魚道機能調査の実施	8,117	
合		12,917	
2.3	①アユの香り改善 多摩産材による水再生センター処理水の浄化試験	8,903	
	②魚道の維持管理体制構築	0	
合		8,903	
2.4	①アユの香り改善 簡易魚道の設置及び遡上改善効果調査	2,858	
	②魚道の維持管理体制構築	0	
合		2,858	

---

## IV 漁業經營改善対策

## 1 水産業協同組合の育成

### (1) 概要

東京都管内には、水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、業種別漁業協同組合 3 組合、水産加工業協同組合 4 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 33 組合があり、所属組合員の総数は 9,616 人となっている。

#### ア 地区漁業協同組合（地区漁協）

東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協が 6 組合、伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協が 12 組合、多摩川水系及び荒川水系を地区とする内水面漁協が 7 組合ある。（1 組合は内湾と重複）

##### ① 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合で、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

##### ② 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目標とした合併による 1 町村 1 漁協体制の構築はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価低迷、高齢化の影響は大きく、厳しい経営を強いられている。

中でも経営不振で多額の累積欠損金を持つ 2 漁協においては、漁協再建支援事業（実施主体：漁連）に取組み、自立漁協を目指して、業務や財務の改善努力を行っている。

##### ③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を中心とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのため必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営を行っている。

#### イ 水産加工業協同組合

島じょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料の仕入れあっせん及び製品の製造、出荷を行っている。また、都心地区には蒲鉾と惣菜の 2 組合があり、原材料の仕入れ及び販売を行っている。

#### ウ 業種別漁業協同組合

金魚などを扱う養殖業者により構成された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により構成された組合があり、ともに長い歴史を持つ地場産業の振興に尽力している。

## エ 漁業生産組合

海面と内水面に1組合ずつ組織されているが、現在は休眠中である。

## オ 漁業協同組合連合会

- ① 内水面漁業協同組合連合会  
東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協(多摩川、秋川、奥多摩、小河内、恩方及び氷川)の6組合を会員に組織されている。各組合が行う放流や養殖事業等の円滑な実施に必要な種苗のあっせんを中心とする事業としている。

- ② 東京都漁業協同組合連合会  
農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ及び内湾地区の18組合を会員に、地区漁業協同組合の上部団体として業務を行っている。主な業務としては、組合の運営を円滑化するための指導事業のほか、共済事業、燃油・漁具等の購買事業、会員の漁獲物の販売を行う販売事業、テンダーサの保管事業等を行っている。特に、東京臨海部に設置した流通センターにおいては伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

- ③ 東京都信用漁業協同組合連合会  
農林水産大臣が認可した連合会であり、会員21組合及びその組合員等を対象に資金の貸付け、貯金、定期積金の受け入れなどの業務を行っている。平成15年2月に組合毎に実施していた信用事業を統合し、安定した漁業金融を維持するための体制を整えた。  
しかし、低金利・運用環境の停滞下にあっては、収益を確保することが難しく、漁協同様、厳しい経営を余儀なくされている。

(2) 種類別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合 (平成24年度)

種 別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区別漁業協同組合	24	9,430	6,116	3,314
内 湾	6	463	223	240
島 し よ	12	3,905	969	2,936
内 水 面	6	5,062	4,924	138
業種別漁業協同組合	3	54	39	15
漁業生産組合	2	0	0	0
水産加工業協同組合	4	132	132	0
計	33	9,616	6,287	3,329

イ 漁業協同組合連合会 (平成24年度)

種 別	組合数	会員数		
		総数	正	准
都 漁 連	1	18	17	1
都 信 漁 連	1	21	18	3
都 内 水 面 漁 連	1	6	6	0
計	3	45	41	4

## (3) 地区別漁業協同組合

(島しょ組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大島支庁管内	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	210	847	1,057	104,798	H 15.7.1 (合併)
	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	65	229	294	12,366	S25. 3.31
	利島村 利島村13	04992-9-0326	27	43	70	27,941	S26. 5. 4
	にいじま 新島村若郷83	04992-5-0781	117	475	592	197,055	H14.7.1 (合併)
	神津島 神津島村36	04992-8-0007	176	220	396	208,954	S24. 9.16
	小計 5		595	1,814	2,409	551,114	
三宅支庁管内	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	41	427	468	162,610	S45.12.16 (合併)
	御藏島村 御藏島村	04994-8-2151	25	59	84	1,221	S25. 5.12
	小計 2		66	486	552	163,831	
八丈支庁管内	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	131	621	752	302,290	H13.6.1 (合併)
	東京都 島嶼無線	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0212	89	0	89	445
	青ヶ島村 青ヶ島村5	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資
	小計 3		240	621	861	302,735	S54. 8.23
小笠原支庁管内	小笠原島 小笠原村父島字奥村	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	45	4	49	61,823
	小笠原母島 小笠原村母島字元地	〒100-2211 小笠原村母島字元地	04998-3-2311	23	11	34	S43.10.14
	小計 2		68	15	83	89,818	S55. 4. 2
合計	12		969	2,936	3,905	1,107,498	

## (内湾組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
大田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6 2号棟	03-3741-9719	41	8	49	12,380	S41. 4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761-1908	33	23	56	32,619	S25. 1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-4301	25	16	41	12,623	S26. 4.20
佃島	〒104-0051 中央区佃1-10-11	03-3531-3041	24	25	49	21,000	S27.10.11
中央隅田	〒103-0003 中央区日本橋横山町10	03-6661-6952	34	20	54	67,519	S28. 6. 9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-3	03-5661-0126	66	148	214	25,670	S24.12.19
合計	6		223	240	463	171,811	

## (内水面組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78-8393	1,337	0	1,337	非出資	S25. 3.10
秋川	〒190-0164 あきる野市五日市400	042-596-2215	2,553	12	2,565	非出資	S28. 9. 1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361-3542	456	0	456	非出資	S26. 8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86-2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	0426-51-0869	113	0	113	1,899	S62. 8.14
冰川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83-85588	335	126	461	7,487	H 7.12.28
小計	6		4,924	138	5,062	13,286	

## (水産加工業協同組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
新島鳥	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992-5-0641	16	0	16	22,854	S24. 8. 4
八丈鳥	〒100-1511 八丈町三根4205	04996-2-2256	25	0	25	13,259	S47. 9. 2
東京都蒲鮐	〒104-0045 中央区築地6-20-6	03-3541-9203	75	0	75	1,375	S41.11. 7
東京都惣菜	〒104-0045 中央区築地5-2-1	03-3541-3110	16	0	16	2,300	S51. 9.13
合計	4		132	0	132	39,788	

## (業種別漁業協同組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-5	03-3687-2448	19	15	34	8,855	S24. 6.28
東京都鯛鱈養殖	〒205-0017 羽村市羽西2-3-6	042-554-5333	20	0	20	非出資	S38. 5.30
東京都鮪釣	〒100-0005 千代田区丸の内2-2				0	(休眠)	
合計	3		39	15	54	8,855	

## (漁業生産組合)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
熊栄丸	〒100-0212 大島町波浮港1				0	(休眠)	
東京都淡水魚	〒201-0003 狛江市和泉本町1				0	(休眠)	
合計	2		0	0	0	0	

## (連合会)

組合名	所在地	電話番号	会員数			出資金額(千円)	設立年月日
			正	准	計		
都内水面漁連	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78-8393	6	0	6	6	S28.11.13
都漁連	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-4161	17	1	18	150,000	S25. 1.25
都信漁連	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458-3031	18	3	21	142,800	S28. 3.17
合計	3		41	4	45	292,800	

## 2 漁業金融

### (1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」(昭和42年規則第118号)に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助(利子補給)するものである。

#### ① 資金の種類

- 1 漁船資金
- 2 施設資金
- 3 漁業用機具資金
- 4 漁具資金
- 5 養殖資金
- 6 環境整備資金
- 7 漁場改良造成施設等資金
- 8 海浜等環境活用施設資金
- 9 漁村給排水施設資金
- 10 特定漁家住宅資金
- 11 初度的経営資金
- 12 密漁監視施設資金
- 13 水産業労働力確保施設資金
- 14 漁業経営資金
- 15 組合経営改善資金
- 16 てんぐさ漁業資金
- 17 信用事業強化対策資金
- 18 漁業特別対策資金

② 準算近代化資金貸付状況 (24.4.1~25.3.31)

単位：千円

摘要

累認月内取

資金種類	件	金額	6月	8月	12月	1月	3月	合計	10	167,150	14,800	15,000	61,550	72,000	3,800
漁船	6	64,510	14,800	15,000	20,910	10,000	3,800								
漁具	1	640				640									
漁業	1	17,000				17,000									
組合経営改善	2	85,000				40,000	45,000								
合計	10	167,150	14,800	15,000	20,910	10,000	3,800								

③ 準算近代化資金利子補給実績 (24.1.1~24.12.31)

単位：千円

④ 準算近代化資金利子補給実績

年度	20	21	22	23	24
漁船賃金	5,288,941	7件	4件	3件	8件
漁具賃金	10,278	53,600	22,600	23,740	71,610
漁船賃金	328	1件	2件	0件	4件
漁具賃金	0	40,000	49,000	0	0
漁船賃金	313,907	8件	6件	3件	8件
漁具賃金	0	93,600	71,600	23,740	71,610
水産業労働力確保施設資金	0	0	0	0	102,640
漁業等環境活用資金	180,478	0	0	0	10件
漁業経営改善資金	0	0	0	0	167,150

単位：千円

合計	7,921,186
漁業特別交付資金	143,560
信用事業強化交付資金	1,983,694
乙化乙化漁業資金	0
組合経営改善資金	180,478
漁業経営資金	0
水産業労働力確保施設資金	0
漁業等環境活用資金	313,907
漁具資金	0
漁船資金	328
漁船賃金	10,278
漁具賃金	53,600
漁船賃金	71,610
漁具賃金	64,510
漁船賃金	640
漁業	17,000
漁業等環境活用資金	40,000
漁具資金	1件
漁船賃金	2件
漁業	4件
漁船賃金	8件
漁業等環境活用資金	8件
漁業	10件

## (2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的經營方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率	無利子	償還期間	1 経営等改善資金	2～10 年
			2 青年漁業者等養成確保資金	5～10 年

### ① 資金の種類

#### 経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 捕機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

#### 青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類	件数	金額
20	47,000	青年漁業者等養成確保資金 漁業経営開始	3	46,800
		計	3	46,800
21	47,000	経営等改善資金 燃料油消費節減	1 1	1,040 14,000
		青年漁業者等養成確保資金 漁業経営開始	1	20,000
		計	3	35,040
22	47,000	経営等改善資金 青年漁業者等養成確保資金	0 0	0 0
		計	0	0
23	47,000	経営等改善資金 青年漁業者等養成確保資金	1 2	788 36,500
		漁業経営開始	3	37,288
24	47,000	経営等改善資金 青年漁業者等養成確保資金	1 1	7,420 8,000
		計	2	15,420

### (3) 東京都漁業信用基金協会

#### ア 概要

本協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和50年10月1日設立された。金融機関の中小漁業者等に対する貸付の債務を協会が保証することによって、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、基金の増資による信用補完を充実し、漁業金融の円滑化へ役割を果たしている。

#### イ 出資金

出資別	出資額(千円)			平成25年3月31日現在 出資比率(%)		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民間	62,450	16,250	78,700	17.4	4.5	21.9
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	61.0	17.0	78.1
合計	281,250	77,300	358,550	78.4	21.6	100.0
民間内訳：漁協17、都漁連、都信漁連、加工組合2、漁業者3、協同会社1						
地方公共団体内訳：東京都、市町村8						

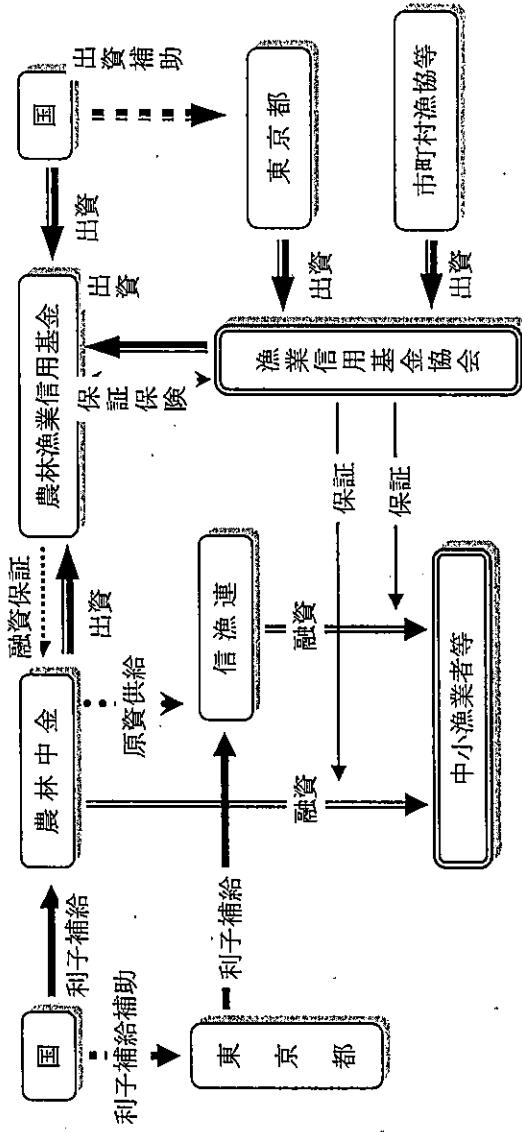
#### ウ 保証内容

区分	近代化資金	一般資金
対象	(公)の近代化資金の個人	事業資金(信漁連)
保証倍率	出資金等の40倍	出資金等の15倍
保証料	0.53%	0.85%
保証期間	貸付期間	貸付期間
保証限度額	60,000千円	30,000千円
	近代化資金と一般を併用の場合は60,000千円	

## 二 保証実績

		20年度				21年度	22年度	23年度	24年度
保証実績		件数	金額						
近代化資金	付保状況	58	360,805	330,805	273,315	260,710	49	53	272,080
	保証実績	52	355,735	323,805	267,525	256,560	44	46	266,910
一般資金	付保状況	30	350,006	278,817	192,344	90,257	6	5	113,250
	保証実績	8	125,585	110,501	80,418	35,234	6	5	113,250
保証実績合計		88	710,811	609,622	465,659	350,967	75	58	385,330

## 才 制度のしくみ



---

## V 漁業補償対策

(1) 漁業災害補償制度  
ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和39年に施行された漁業災害補償法によって、経営基盤の脆弱な中小漁業者が、沿岸や近海漁業の気象及び海況の変化等による不慮の事故から受けける損失の補償を、国が不漁対策の一環として施策付けてことになりました。その後、昭和63年の漁協一括加入方式の導入など、法の改正を重ねながら、收支均衡のとれる漁業共済制度の改善がはかられています。新海洋秩序下での漁業は漁獲競争の時代から、協調による資源管理の時代への移行が始まりつつあるものの、人知を超えた資源の変動や魚価安により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増加している。

この様な情勢のもと、平成14年10月に漁業経営の一層の安定に資するよう、早急な事業収支の改善と漁業者の幅広い加入促進を図るため、所要の改正が行われた。

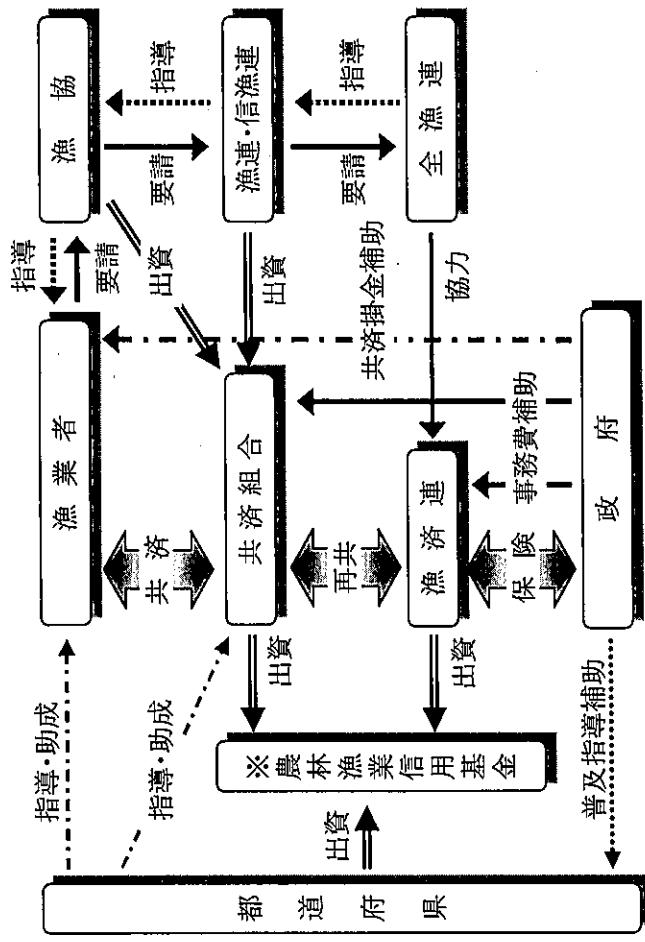
主な改正点は次のとおりである。

- 1 共済組合の共済連合会への吸収合併を含む組織再編に向けた見直し
- 2 漁業者のニーズに即した共済事業の見直し
  - (1) 共済種目の区分の見直し・契約要件の緩和（漁獲共済・特定養殖共済）
    - ① 漁獲共済における漁船漁業のトン数別加入区分の統合
    - ② 共同操業等に対応した集団型共済加入方式の拡大
    - ③ 特定養殖共済における契約要件の緩和
  - (2) 多様な経営体の加入に資する特約の創設等
    - ① 漁業サイクルに対応した包括継続申込特約の導入（漁獲共済）
    - ② 病害ふてん補特約の創設（養殖共済）
    - ③ 共済金額の設定方法の変更（養殖共済）
  - (3) 漁業施設共済の創設
  - (4) 捕完共済の充実のための連合会による地域再共済事業の創設

イ 目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故によって受けける損失を補てんする措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止と漁業経営の安定に役立つことを目的としている。

制度のしくみ



※ 農林漁業信用基金（昭和 62 年 10 月 1 日名称変更）

農林漁業信用基金は、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（漁業連）の共済金又は再共済金の支払いに必要な資金を低利で調達する。このほか、漁業共済組合や漁業連の系統機関から融資を受けたときの債務の保証などの事業も行っている。

工 漁業共済の種類

		第 1 号 漁業 (採貝・採藻漁業)
漁獲共済	漁獲金額が不漁等により減少した場合 の損失を補償する。	第 2 号 漁業 (漁船漁業 定置漁業)
		か き 養殖業 1 ~ 2 年 具真珠養殖業 1 ~ 3 年 魚はまち養殖業 1 ~ 3 年 魚たい養殖業 ざ け・ま す 養殖業 ふ ぐ 養殖業 1 ~ 3 年 魚かんばら養殖業 ひ ら め 養殖業 1 ~ 2 年 魚すずき養殖業 2 ~ 3 年 魚ひらまさ養殖業 ま あ じ 養殖業 1 ~ 2 年 魚しまあじ養殖業 2 ~ 4 年 魚くろまさぐろ養殖業 のり等(のり・もづく)養殖業 わ か め 養殖業 こ ん ぶ 養殖業 真 珠 母貝養殖業 ほ た て 具養殖業 特 定 か き 養殖業
	養殖水産動植物の死亡、流失などによる 損害を補償する。	《養殖施設》 浮流式養殖施設 はえ縄式養殖施設 い か だ 網 い け す
漁業共済	特定養殖 共済	供用中の養殖施設または漁具の損壊な どによる損害を補償する。 《漁具》 定置網 まき網

## (2) 漁業共済の現況

### ア 加入区の設定

漁獲の種類ごとに知事が漁場単位に定めることを原則としているが、漁協の地区ごとに定めることができるようになっており、漁業災害補償法に基づき次表の加入区が設けられている。

	第1号漁業	第2号漁業
大島地区加入区数	11	5
三宅島地区加入区数	5	1
八丈島地区加入区数	4	1
小笠原地区加入区数	-	2

### イ 共済事業

#### (ア) 全国合同漁業共済組合

設立 平成 18 年 10 月  
出資金 788,610,000 円  
組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山县、岡山县、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

#### 東京都事務所

住所 手 108-0075 港区港南 4-7-8 TEL 03 (3458) 9811  
組合員 組合(伊豆大島、元町、利島村、にいじま、神津島、三宅島、八丈島、小笠原島、小笠原母島)  
連合会(漁連、信漁連)

#### (イ) 事業概要

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域を広域化することで、経営基盤の強化、運営コストの削減を図り、漁業者へのサービスの向上を目的としている。平成 18 年 10 月に 7 府県の漁業共済組合が合併することにより設立した。

東京都漁業共済組合は、平成 21 年 10 月 1 日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京事務所として東京都島しょ地区の漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

島しょ地区では、資源の減少、魚価安などによつて漁獲金額が減少する傾向にあり、共済制度の重要性は増している。  
平成 24 年度の漁獲共済の加入契約(共済金額)は 1 号(てんぐさ漁業) 8,173 千円、2 号漁業(漁船漁業及び定置漁業) 369,550 千円、総額 377,723 千円で、前年度 475,413 千円と比較し 20.5% 減の実績となつた。また、支払共済は 20,377 千円で、前年度比 45.0% の減となつた。

一方、漁業施設共済の加入契約(共済金額)は、3 件 89,483 千円で、前年度の 108,803 千円と比較して、17.8% 減の実績であったが、支払金額はなかつた。

ウ 契約・支払い実績

(ア) 漁獲共済		(単位:千円)	
		平成24年度	平成24年度
共 済 限 度	額 額	1,104,664	
共 済 金 額		377,723	193,809
共 済 掛 金	純 掛 金	20,788	89,483
	付 加 掛 金	3,390	
	總 掛 金	24,179	
国 庫 補 助 金	12,459		6,207
加入者の負担金額	7,873		1,023
被共済構成員数(人)	97		7,230
支 払 共 済 金	20,377		3,103
			4,127
			0

(イ) 漁業施設共済		(単位:千円)	
		平成24年度	平成24年度
共 済 金 額	共 済 金 額	1,104,664	193,809
共 済 掛 金	純 掛 金	377,723	89,483
	付 加 掛 金	20,788	
	總 掛 金	3,390	
國 庫 補 助 金	24,179		
加入者の負担金額	12,459		
被共済構成員数(人)	7,873		
支 払 共 済 金	97		
	20,377		

## 2 漁船保険

### (1) 漁船保険制度

#### ア 目的

漁船損害等補償法に基づいて、漁船が不慮の事故によって受けける損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組をつうじて漁業者が相互に併んで補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることを目的とする制度をいう。

#### イ 漁船保険の種類

##### ○ 漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	普通保険		普通損害保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
	満期保険	特殊保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する場合に保険金額相当の保険金を支払う。	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
漁船主責任保険	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担、または自己の賠償責任に基づく賠償。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。
人命損害	乗客損害	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。	漁船の運航につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を(戦乱等によるものを除く。)により生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく費用の負担。
漁船乗組船主保険	漁船乗組員給与保険	漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。	漁船に積載された漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物またはその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。	スポーツまたはレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運航に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。 ② 漁船その他の船舶によるプレジャーボートまたはその乗組員の搜索または救助に要した費用負担による損害。	スポーツまたはレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運航に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ① 漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害。 ② 漁船その他の船舶によるプレジャーボートまたはその乗組員の搜索または救助に要した費用負担による損害。
任意保険	転載積荷保険	漁船乗組員給与保険	漁船乗組員給与保険	漁船乗組員給与保険	漁船乗組員給与保険

##### ○ 漁船乗組員給与保険

漁船乗組員給与保険	乗組員が抑留された場合の給与の支払いを保障するため、保険加入事業主の支払うべき給与に代えて保険金を支給。
-----------	--

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 Tel 03 (3458) 1433

(2) 東京都漁船保険組合

住所 〒108-0075 港区港南4-7-8 電 03(3458)1433

組合員 727名(平成25年3月31日現在)

事業概要

昭和14年の設立以来、普通損害保険を中心とした業務を行っている。  
近年は自動操舵の普及に伴つて衝突事故も多発しており、船主責任保険や他の保険についても普及加入の促進を図る必要がある。

また平成11年の法改正によつて新たな保険需要に対応任意保険が創設され、特に「ジャーポートに対する責任保険について加入促進を図つている。

(ア) 普通保険

① 普通損害保険

平成24年度引受け隻数は、822隻、総トン数は13,215トン、保険金額は7,853,780千円、保険料は129,365千円であった。このうち義務加入(知事が指定した加入「原則として漁協の区域」の区域内の指定漁船所有者は、その所有する指定漁船の全部を保険価額保険金額の3割以上の保険金額で加入しなければならない。)697隻、3,659トン、任意加入(地区内の漁船所有者が個々に申し込んで加入する。)125隻、9,556トンとなつていて、支払保険事故は118隻、83,676千円であった。

② 満期保険

本年度は加入がなかつた。

(イ) 特殊保険

(ウ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数818隻、保険金額141,820,000千円、保険料24,400千円  
保険金支払は8件、金額13,143千円であった。

② 人命損害：加入隻数46隻、保険金額334,500千円、保険料474千円  
本年度支払はなかつた。

③ 乗客損害：加入隻数234隻、保険金額129,610,000千円、保険料8,964千円  
本年度支払はなかつた。

(エ) 漁船乗組船主保険

加入隻数56隻、保険金額180,500千円、保険料241千円  
本年度支払はなかつた。

(オ) 漁船積荷保険

加入隻数1隻、保険金額145,500千円、保険料303千円  
本年度支払はなかつた。

(カ) 任意保険(ジャーポート責任保険)

加入隻数210隻、保険金額89,730,000千円、保険料4,080千円  
保険金支払1隻、270千円

普通保険加入実績表

(金額:千円)

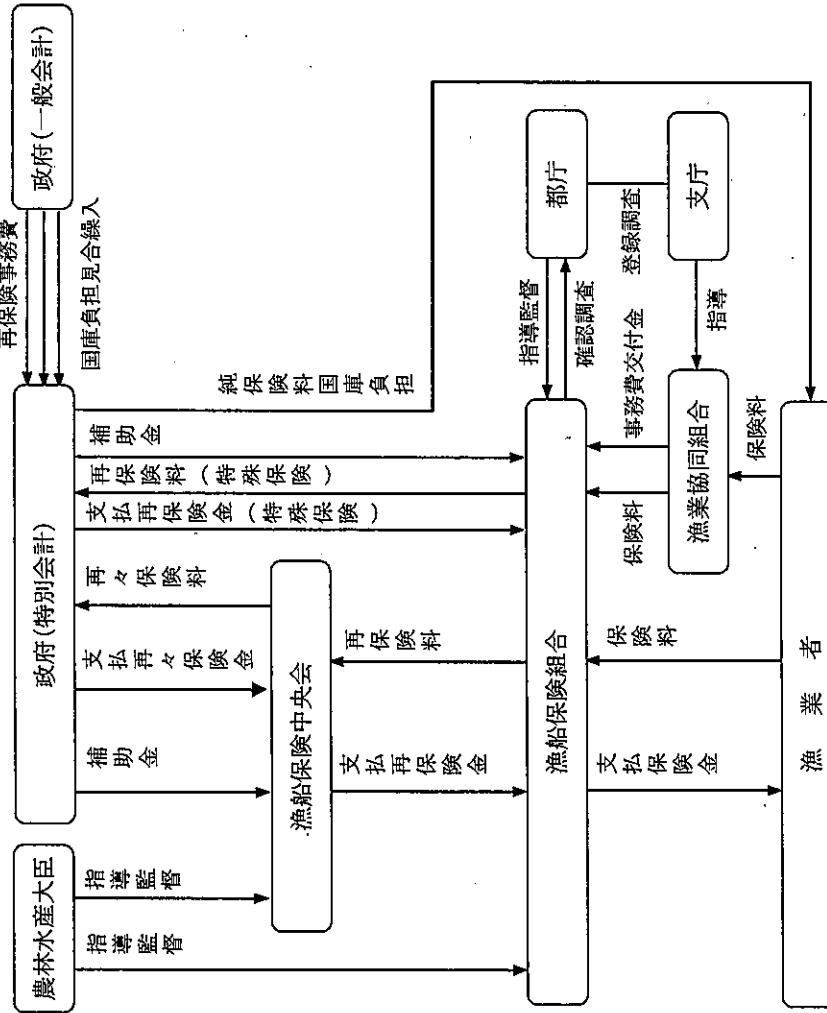
加入総数	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
平成24年度	1,143	822	13,215	18,771,050	7,853,780	129,365
平成23年度	1,178	847	14,223	19,981,810	8,215,150	128,501
増△減	△ 35	△ 25	△ 1,008	△ 1,210,760	△ 361,370	864

普通保険保険金支払実績表

(金額:千円)

種別	平成24年度			平成23年度		
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
全損	3	19,350	0	0	3	19,350
分損	112	64,081	105	44,631	7	19,450
救助費	3	245	5	1,000	△ 2	△ 755
計	118	83,676	110	45,631	8	38,045

漁船損害等補償制度のしくみ



### 3 漁業公害

#### (1) 漁業公害の現状

昭和30年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により、漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廢油ホールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廢油等による被害も減少傾向にある。

#### (2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和47年度からPCB汚染調査を、昭和48年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

##### ・ PCB の自主規制について

昭和47年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超えるPCBが検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。スズキは昭和51年7月、ボラは昭和60年2月、コノシロは昭和62年8月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

##### ・水銀の自主規制について

昭和48年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和50年9月に入荷の自主規制を解除した。

##### ・有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかつたため、有害物環境調査は平成9年度をもって終了した。

なお、市場に流通する魚介類の汚染状況については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

##### ・漁業公害調査指導について

昭和49年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和50年10月から漁業公害調査指導を開始した。

・漁場油濁被害救済制度の設立について  
原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和50年3月に財団法人漁場油濁被害救済基金が設立。(平成23年10月に社団法人海と港環境美化推進機構と合併し、財団法人海と港環境美化・油濁対策機構となる。) 都も費用拠出している。

### (3) 漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

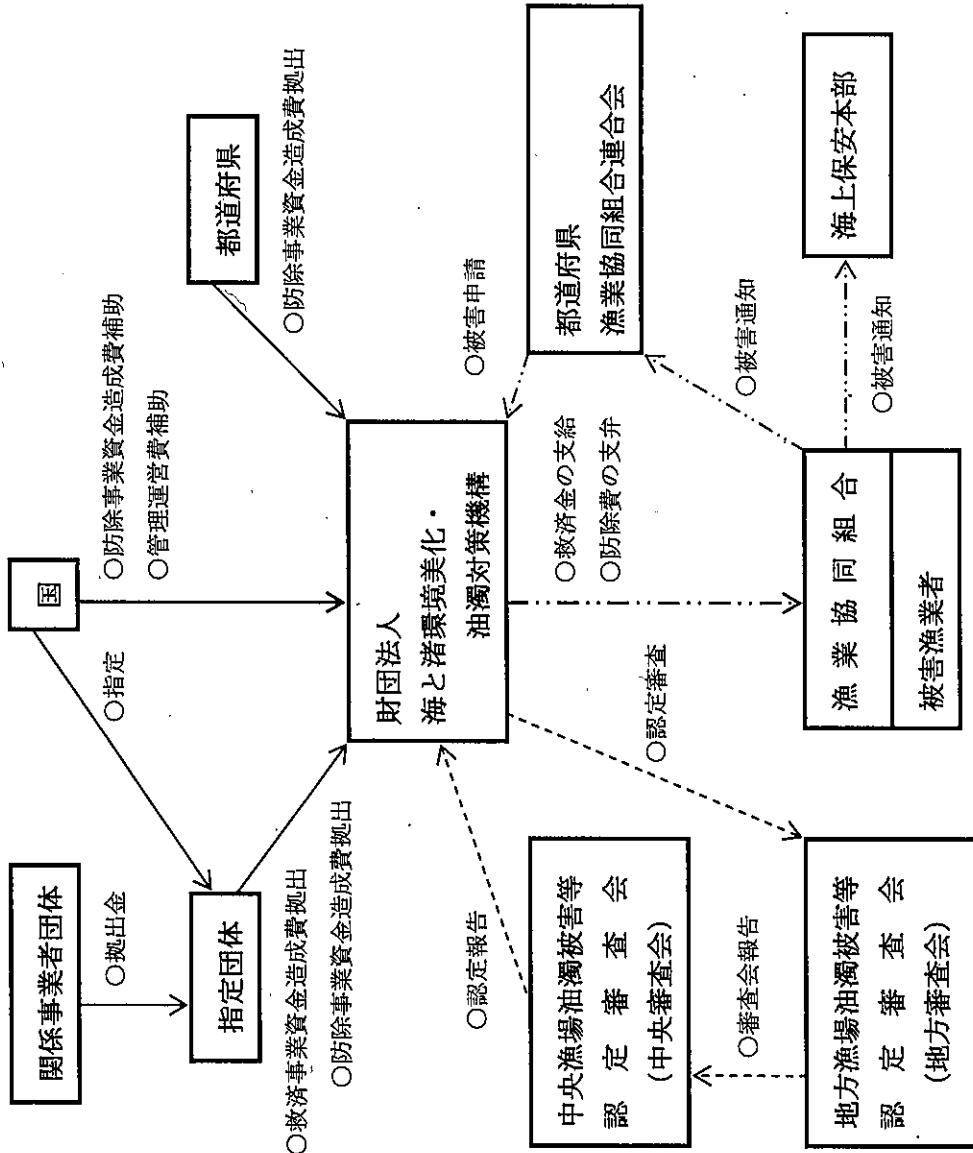
#### ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であつて、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

#### イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、財團法人海と諸環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもつて充てる。

#### 原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



#### (4) 漁業公害調査指導

##### ア 目的

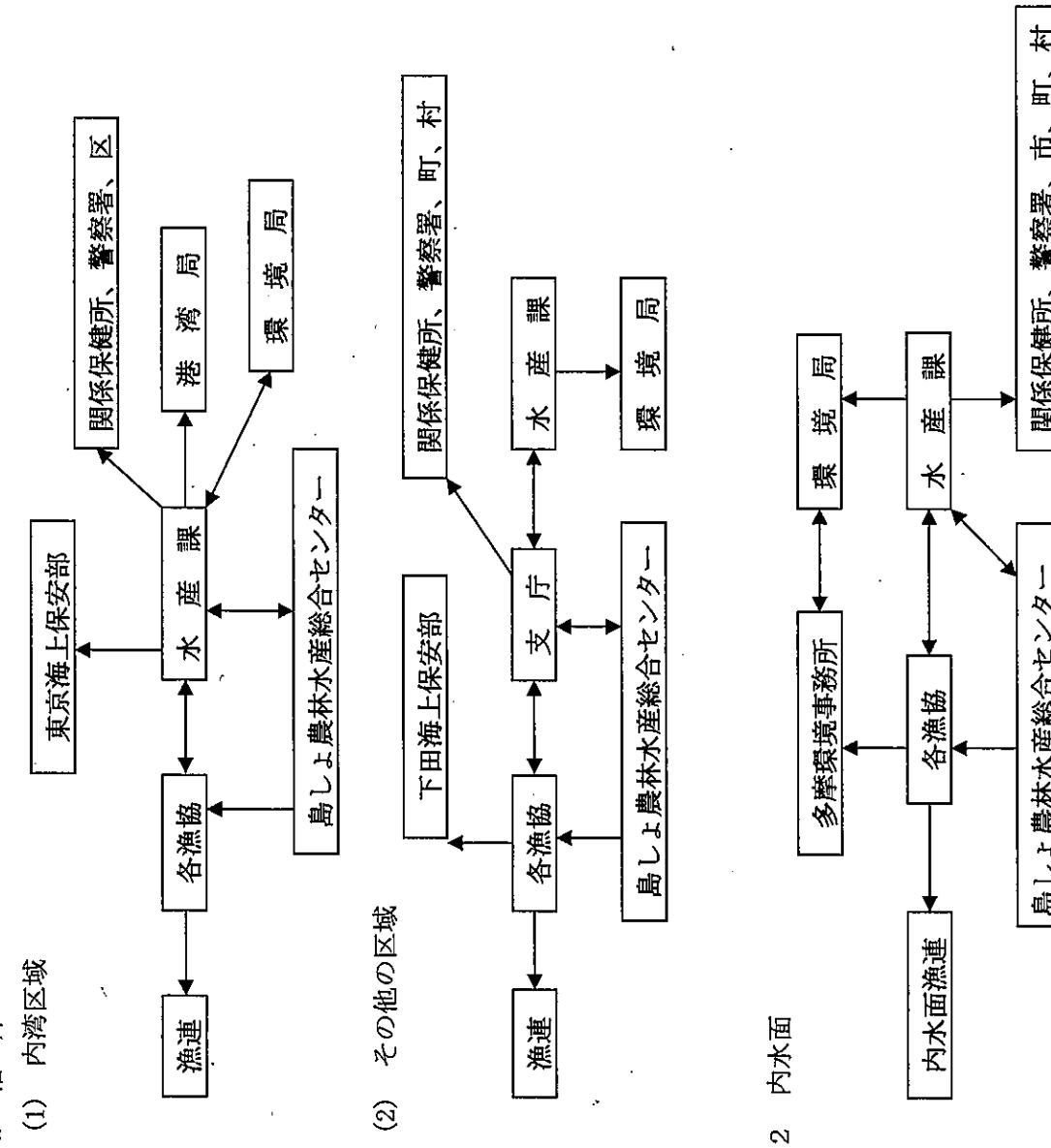
都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することとする。

##### イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関する指導等を行う事業であり、昭和50年10月から事業を開始した。

### 通報連絡体制

#### 1 沿 岸



## 4 都内産水産物の放射性物質検査

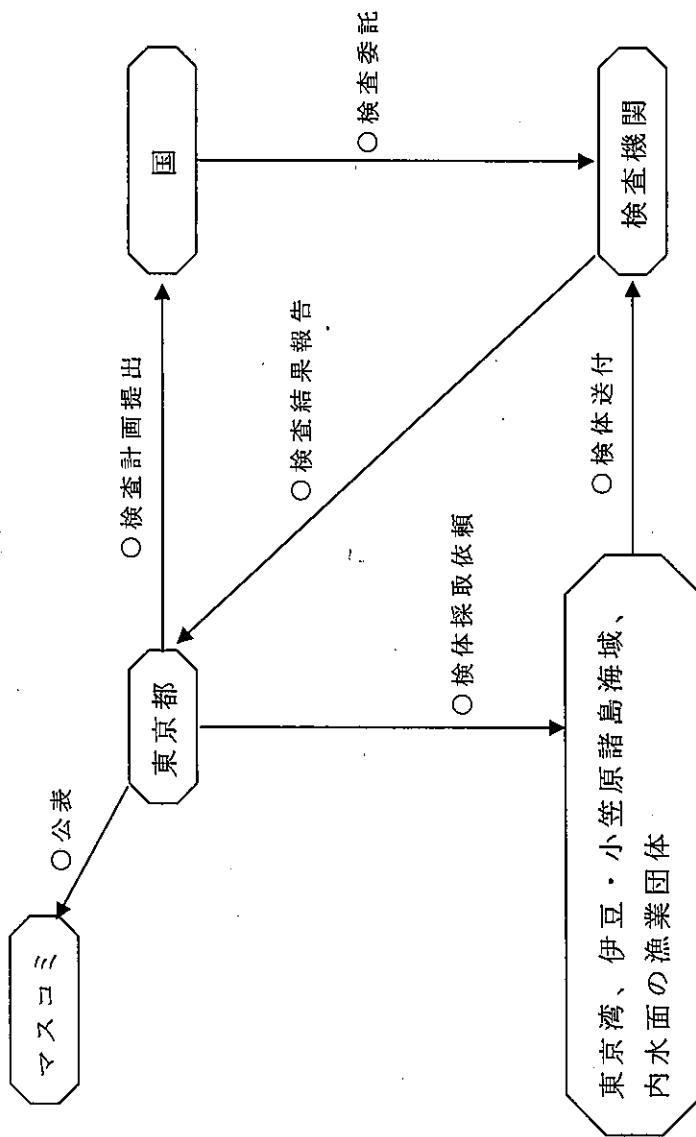
### (1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は大きな打撃を受けている。

このため都は、事故直後から都内産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

平成24年度に行った都内産水産物の検査では、全てが規制値未満であった。

### (2) 東京都産水産物の放射性物質検査体制



## 5 演習補償

制限水域名	内容	面積	対象漁協	備考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域	3,712.62km <sup>2</sup>	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル	172km <sup>2</sup>	大島（2組合）・ 利島・新島・神津 島・三宅島・御藏島	禁止期間 H24.10.10～11.13
硫黄島周辺	米軍制限水域	74.01km <sup>2</sup>	小笠原（2組合）	対象期間 周年
	掃海訓練	13.31km <sup>2</sup>		禁止期間 H24.6.10～6.25
	自衛隊 演習水域		小笠原（2組合）	H24.7.20～7.22、 7.23～7.25、 8.30～9.3、 10.28～11.2、 12.12～12.14
	エアクラッシュ練 艇訓練	1.88km <sup>2</sup>		
	3 地域		9 漁協	

VI 行政委員會

## 1 海区漁業調整委員会

### (1) 設置根拠（漁業法第84条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣の定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている。

### (2) 委員会の構成（漁業法第85条）

委員会は、15名の委員をもつて組織し、漁業者の直接選挙によって選ばれた漁民代表委員9人と知事によって選任された学識経験委員4人及び公益代表委員2人で構成されている。

### (3) 委員会の目的

漁業生産力の発展と漁業の民主化という漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

### (4) 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な权限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注：漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日から東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

委員会開催実績（平成24年度）

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議題等
委員会 (第59回)	24. 5. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小笠原海域におけるかつお・まぐろ漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○小笠原海域の中型まき網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○伊豆諸島海域の造礁さんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○小笠原海域の保存及び管理の委員会指示について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域の底立てはえ網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○平成24年度における神津島村銚州地先漁場の固定式刺し網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○平成24年度における神津島村銚州地先漁場の建て切り網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> </ul>
委員会 (第60回)	24. 6. 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域の底立てはえ網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○平成24年度における神津島村銚州地先漁場の固定式刺し網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○平成24年度における神津島村銚州地先漁場の建て切り網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> </ul>
委員会式 (第61回)	24. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長及び会長代理の互選について</li> <li>○委員の議席の決定について</li> <li>○伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○小笠原海域の台湾漁船の取り締り強化について（全漁聯連要望）</li> <li>○伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○伊豆諸島海域におけるいえさの使用制限の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域における浮きはえ網漁業の委員会指示について</li> <li>○東京湾横断道路木更津人工島（通称：海ほたる）周辺海域の委員会指示に係る一都二県連合海区漁業調整委員会代表委員の選出について</li> </ul>
委員会 (第62回)	24. 9. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（知事諮問）</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）の漁場計画に係る公聽会の開催について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○東京海面におけるひき網釣の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○小笠原村地先海面の底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○八丈島海域に設置した浮魚礁の漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について</li> <li>○東京湾横断道路木更津人工島（通称：「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第11号（案）について</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（答申）</li> </ul>
委員会 (第63回)	24. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（知事諮問）</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）の漁場計画に係る公聽会の開催について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○東京海面におけるひき網釣の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○小笠原村地先海面の底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○八丈島海域に設置した浮魚礁の漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について</li> <li>○東京湾横断道路木更津人工島（通称：「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第11号（案）について</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（答申）</li> </ul>
委員会 (第64回)	24. 11. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（知事諮問）</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）の漁場計画に係る公聽会の開催について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○東京都海面におけるひき網釣の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について</li> <li>○東京都海面におけるさんご漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○小笠原村地先海面の底魚一本釣り漁業の許可等の最高限度及び許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○八丈島海域に設置した浮魚礁の漁業の委員会指示について</li> <li>○伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について</li> <li>○東京湾横断道路木更津人工島（通称：「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第11号（案）について</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（答申）</li> </ul>
委員会 (第65回)	25. 1. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（答申）</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）の漁場計画に係る公聽会の開催について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○東京都資源管理指針の一部改正について（知事諮問）</li> <li>○大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について</li> </ul>
委員会 (第66回)	25. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）における共同漁業の免許の内容等の事前決定について（答申）</li> <li>○東京海区（伊豆諸島地区）の漁場計画に係る公聽会の開催について</li> <li>○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第7項に基づく東京都計画変更について（知事諮問）</li> <li>○大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可の有効期間について（知事諮問）</li> <li>○東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について</li> </ul>

会議名	開催年月日	議題等
地区協議会 (大島地区)	24. 10. 9	○ 各地区の懸案事項について
地区協議会 (内湾地区)	24. 10. 23	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指⽰第11号（案）について ○ 各地区の懸案事項について
地区協議会 (小笠原地区)	24. 12. 11 (父島) 24. 12. 12 (母島)	○ そでいか漁業について ○ 各地区の問題等について
公聴会 (都漁連)	25. 1. 23	○ 東京海区（伊豆諸島地区・大島支庁管内）における共同漁業の漁場計画について
公聴会 (八丈支庁)	25. 1. 24	○ 東京海区（伊豆諸島地区・八丈支庁管内）における共同漁業の漁場計画について
公聴会 (三宅支庁)	25. 1. 30	○ 東京海区（伊豆諸島地区・三宅支庁管内）における共同漁業の漁場計画について

② 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議題等
千葉・東京 連合海区	24. 9. 6	○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及び・さば棒受網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	24. 9. 7	○ 平成25年における火光利用さば漁業の調整について ○ 平成25年におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について
一都二県 連合海区	24. 11. 21	○ 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕禁止及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指⽰第11号（案）について ○ 委員会指⽰第11号（案）の発動までの手続き等について ○ 次期会長県について

公 员						学 生 领 导						公 益 代 表						民 名						经 费 及 其 使 用 情 况						大 家 爱 心						其 他																																			
○ 田 中 圆 指			八 大 员 领 导 组 合 员			有 无 财 支			京 市 海 洋 大 学 教 授			海 田 和 久			利 目 斗 员			山 下 幸 也			京 田 光 正			(独) 水 壁 综 合 研究 所 事 务			井 上 澄			小 金 原 海 领 导 组 合 员			菊 治 霞 员			佐 久 幸 美			川 村 枝 男			元 町 海 领 导 组 合 员			小 岛 一 则			東 京 市 部 海 领 导 组 合 员			丸 谷 二 格			三 宝 高 海 领 导 组 合 员			關 但 美			任 期											
平 成 25 年 3 月 在 任						平 成 24 年 8 月 4 日 ~ 平 成 28 年 8 月 24 日						○ 会 员 化 理						学 生 领 导 · 公 益 代 表 员						公 员 员						平 成 24 年 8 月 25 日 ~ 平 成 28 年 8 月 24 日						学 生 领 导						公 员																													
平 成 25 年 3 月 在 任						平 成 24 年 8 月 4 日 ~ 平 成 28 年 8 月 24 日						○ 会 员 化 理						学 生 领 导 · 公 益 代 表 员						公 员 员						平 成 24 年 8 月 25 日 ~ 平 成 28 年 8 月 24 日						学 生 领 导						公 员																													

(6) 京 市 海 洋 大 学 教 授 员 会 员 名 单

## 2 内水面漁場管理委員会

### (1) 委員会の設置根拠等

#### ① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第130条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、  
地方自治法第180条の5の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会とな  
っている。

#### ② 委員会の構成

委員会は、漁業法第131条に基づき、漁業を當む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植  
物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員とをもつて構成されており、  
都道府県知事が選任する。

#### ③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運  
用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

#### ④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁  
権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。  
その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議す  
る（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績（平成24年度）

<第18・19期 東京都内水面漁場管理委員会>

会議名	開催年月日	開催場所	議題	出席委員数
全内漁管連総会	24.5.25	都道府県会館	① 平成23年度事業報告・収支決算について ② 平成24年度事業計画・収支予算について ③ 平成24年度提案書案について	1人
委員会 (第18期) (第1回)	24.6.5	東京都庁	① 多摩川のアユ遡上状況に伴う手続き等のスケジュールについて ② 漁業権切換えに伴う手続き等のスケジュールについて	6人
委員会 (第2回)	24.9.25	東京都庁	平成25年度中央省庁に対する提案項目についてのアンケートについて	8人
東日本 ブロック 協議会	24.10.18	千葉市	① 平成25年度提案項目案について ② プロック内照会・協議事項について	1人
委員会 (第3回)	24.11.1	東京都庁	① シラスアダギ特別採捕許可方針の策定について ② 平成25年度増殖計画策定のスケジュールについて(協議事項) ③ 漁業権免許の漁場計画案について	8人
委員会 (第19期発会 式) (第4回)	24.12.6	東京都庁	① 会長及び会長代理の互選について ② 委員の議席の決定について ③ 内水面共同漁業権の免許内容等の事前決定について ④ 公聴会の開催日程等について	6人
公聴会	25.2.21	府中市 中央文化 センター	東京都内水面における共同漁業の漁場計画について	8人
委員会 (第5回)	25.3.6	東京都庁	① 平成25年度増殖計画の策定について ② 内水面共同漁業権の免許内容等の事前決定について (答申) ③ 東京都におけるコイの放流及び移植の制限について (委員会指示)	8人

(3) 第19期東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (平成24年12月1日～平成28年11月30日)

委員区分	氏名	経歴及び現職等
漁業者代表	◎ 井草 利久	秋川漁業協同組合長 ○会長
	○ 原島 芳男	奥多摩漁業協同組合事務局長 ○会長代理
	須賀 一雄	多摩川漁業協同組合理事
遊漁者代表	小島 貞明	東京東部漁業協同組合理事
	小幡 日出夫	日本溪流釣連盟副会長
	荒川 国士	日本友釣会連盟事務局長
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教
	村井 衛	東京都漁業信用基金協会理事長

## VII 島しよ農林水産総合センター

## 1 島しよ農林水産総合センターの概要

島しよ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局主管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しよ農林畜産業振興の一翼を担っている。

組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域とコイ等の生息する温水域並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、復興事業が続く三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センター、亜熱帯農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、島しよ海域の広域的・高度専門的課題には振興企画室が中心となつた組織的対応を行つている。

### ◎施設の位置と概要

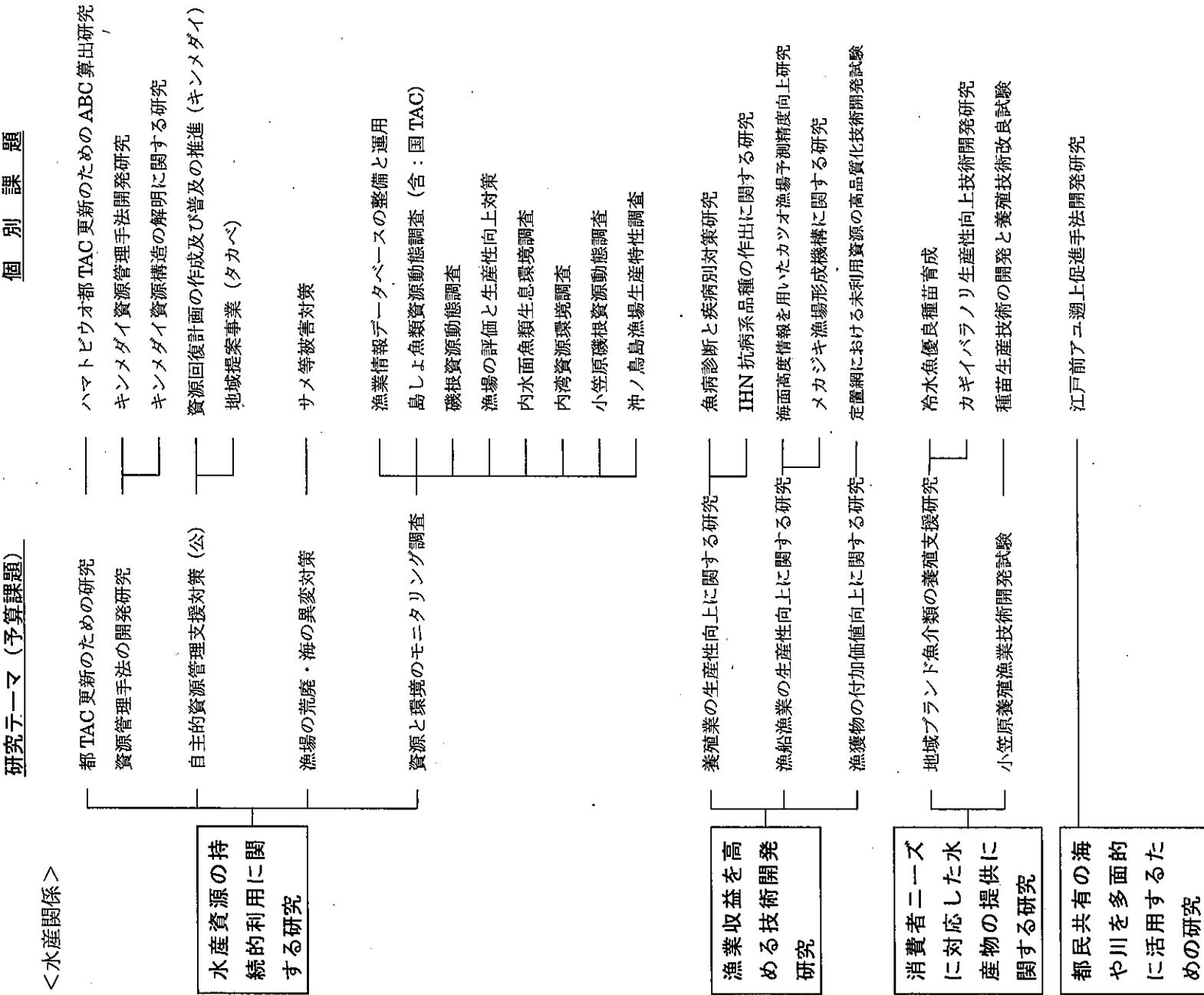
組織名	住所	土地 (m <sup>2</sup> )	建物 (m <sup>2</sup> )	漁業調査指導船等
本所	港区海岸2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな 養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹波720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港18	5,875	1,383	「みやこ」189t 1,492 kW 「やしお」43t 515 kW×2 「かもめ」4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根4222	6,183	839	「たくなん」44t 1,203 kW 「拓洋」1t 44 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産セ ンター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」87t 1,030 kW 「ウェントル」2t 95 kW
亜熱帯農業セ ンター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	

この章では東京都の水産振興に関する事業について述べる。

# 平成25年度 島しよ農林水産総合センター 事業体系

## 研究テーマ（予算課題）

<水産関係>



事業概要【水産分野】		事業概要
課題名		事業概要
都T A 1. ハマトイワオ都 TAC更新のための ABC算出研究 (継続)	<担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所	<p>【目的】ハマトイワオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC生物学的許容漁獲量を算出するとともに、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁業情報の収集・解析</li> <li>②生物学的特性の解明</li> <li>③ABCの算出</li> <li>④資源評価票の更新</li> <li>⑤都TAC関連会議出席</li> </ul>
水産資源の持続的利用に関する研究 都T C 更新のための研究	<p>1. キンメダイ資源管理手法開発研究 (継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>資源管理手法の開発研究</p>	<p>【目的】キンメダイにについて、伊豆諸島における漁業実態と資源生物特性等を把握するとともに、資源管理手法を開発し、東京都・一都三県・太平洋南部広域海区等の各レベルで展開されている資源管理の取り組みに対し、必要な科学的情報の提供と資源管理手法の提言を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握</li> <li>②漁場別魚体組成の把握</li> <li>③卵稚仔と幼魚の分布様式把握</li> <li>④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握</li> <li>⑤主要漁場の計量魚探調査</li> <li>⑥夜キンメダイの影響調査</li> <li>⑦資源量推定</li> <li>⑧資源評価票の作成と更新</li> <li>⑨キンメダイ資源管理関連会議出席による情報提供・収集</li> <li>⑩研修会等への参加による資源解析技術の習得</li> </ul>
水産資源の持続的利用に関する研究 都T C 更新のための研究	<p>1. 資源回復計画の作成及び普及の推進 (キンメダイ)(公) (平成19~)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目的】管内のキンメダイ一本釣り漁業に關し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管内のキンメダイ一本釣り漁業に關する操業実態の把握</li> <li>②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集</li> <li>③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握</li> </ul>
水産資源の持続的利用に関する研究 都T C 更新のための研究	<p>2. 地域提案事業(タカベ)(公) (平成15~)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所</p>	<p>【目的】伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と知見を得たための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と年齢構成の把握</li> <li>②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握</li> <li>③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握</li> <li>④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</li> </ul>

課題名	事業概要
1. サメ等被害対策 (平成20～) 漁場の荒廃・海の異変対策	<p>【目的】伊豆諸島海域は、近年、底釣り漁業や曳き網漁業等においてサメ・イルカの被害が多発し、漁業経営上の大きな障害になっている。本事業では、被害の実態把握と効果的なサメ・イルカ防除対策を検討する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サメ被害対策事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業被害の聞き取り調査</li> <li>・効果的な逃遊器具、省力化漁具の検証・普及</li> <li>②イルカ対策事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業被害の聞き取り調査</li> <li>・分布・回遊調査</li> <li>・防除対策・操業方法の検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
水産資源の持続的利用に関する研究	<p>1. 漁業情報データベースの整備と運用 (継続) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所</p> <p>2. 島しょ魚類資源動態調査 (含:国TAC) (継続) ＜担当部署＞ 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>3. 機根資源動態調査 (継続) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所</p> <p>4. 漁場の評価と生産性向上対策 (平成23～25年度) ＜担当部署＞ 大島事業所 八丈事業所</p>
漁場の荒廃・海の異変対策	<p>【目的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためにシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備</li> <li>②システムの維持管理と高度化</li> </ul>
漁場の荒廃・海の異変対策	<p>【目的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集</li> <li>②獲物の生物特性の把握</li> <li>③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握</li> <li>④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種(イワシ・アジ・サバ)の卵稚仔分布調査と国への情報提供</li> </ul>
漁場の荒廃・海の異変対策	<p>【目的】テングサ、トサカノリ、アンコウなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、生息分布状況等の資源動態を経常的に把握し、関係機関に情報提供する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①テングサ、トサカノリ、アンコウの生育状況の把握</li> <li>②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握</li> <li>③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握</li> <li>④漁場環境の変動把握</li> </ul>
漁場の荒廃・海の異変対策	<p>【目的】造成された新しい漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①磯根漁場環境(物理、化学、生物環境)の把握:大島、三宅島、八丈島</li> <li>②漁場造成技術の開発:八丈島</li> </ul>

課題名	事業概要
5. 内水面魚類生息環境調査 (継続) <担当部署> 振興企画室	<p>【目的】都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①内水面生息主要魚種の生息状況把握:秋川</li> <li>②定点のモニタリング調査による生物相の把握:多摩川流域</li> <li>③アユ解禁調査による当該年の漁獲様把握:多摩川・秋川</li> </ul>
6. 内湾資源環境調査 (継続) <担当部署> 振興企画室	<p>【目的】都内湾における魚介類の生息状況を定期的に調査し、内湾における水産資源と環境との関係を把握する。併せて、底生生物のモニタリング調査を継続することにより漁場環境の長期的な変化を把握する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①都内湾における主要稚仔魚の発生状況把握:5地点で毎月1回。小型底曳き網調査</li> <li>②都内湾の水質環境把握:5地点で毎月1回。水温・塩分・DO・pH・透明度</li> <li>③都内湾における底質・マクロベントスの把握:4地点、5月と9月。粒度組成・強熱減量・硫化物・COD等</li> </ul>
7. 小笠原磯根資源動態調査 (継続) <担当部署> 小笠原水産センター	<p>【目的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しながら礁の保全に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①アカイセエビの漁獲物測定による資源特性の把握</li> <li>②造礁サンゴのモニタリング調査</li> <li>③サンゴ礁海域の水温観測</li> </ul>
8. 沖ノ鳥島漁場生産特性調査 (継続) <担当部署> 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所	<p>【目的】沖ノ鳥島礁内および周辺海域の漁場生産特性を明らかにし、小笠原島漁協の漁船操業を支援する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①小笠原漁協の操業支援:年4回の沖ノ鳥島調査</li> <li>②未利用資源の開拓:年2回の礁内調査</li> <li>③生物・環境のモニタリング:年4回の海洋観測など</li> </ul>

課題名	事業概要
1.魚病診断と疾病別 対策研究  (継続)  <担当部署> 振興企画室 奥多摩さかなの養殖 センター(委託)	<p>【目的】魚病診断により養殖魚の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業の生産体制確立に寄与する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①放流アユの冷水病及びエドワジエラクタリ保菌状況の確認 :多摩川・秋川放流アユ</li> <li>②キセノノリオチスの病害性検証</li> <li>③重要疾患の診断・対策:ウイルス性・細菌性・寄生虫性疾病</li> <li>④原因不明疾患の診断</li> <li>⑤関連会議への出席と魚病に関する情報収集:アユ疾病対策協議会等</li> <li>・全国養鰯技術協議会魚病対策研究会等</li> <li>⑥冷水性魚類の重要な疾病的診断と対策(奥多摩さかなの養殖センター)</li> </ul>
2.IHN抗病系品種 の作出に関する研究  (継続)  <担当部署> 奥多摩さかなの養殖 センター(委託)	<p>【目的】IHN(伝染性造血器疎死症)に罹りにくい「抗病系品種(ニジマス)」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。</p> <p>【内容】</p> <p>選抜育種による抗病性の高い品種の作出:感染実験等</p>
3.冷水性魚類の生産性向上に関する研究  漁業収益を高める技術開発研究  (継続)  <担当部署> 八丈事業所	<p>【目的】カツオの資源情報を含めたカツオ曳網漁の漁場および漁場形成についてモニタリングすると同時に、現段階では予測要因となつてない海面高度データと漁場位置の解析を実施し、カツオ回遊域の海洋環境をより詳しく把握する。また、記録式標識によるカツオの行動生態を把握することで、海洋環境とカツオの行動生態の両視点からより精度の高い漁場予測技術を進めることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁場モニタリング</li> <li>②漁場形成情報の収集</li> <li>③カツオ行動生態調査</li> <li>④漁場環境情報の収集</li> <li>⑤漁場予測の実用化</li> </ul>
4.冷水性魚類の生産性向上に関する研究  漁業収益を高める技術開発研究  (平成24~26年度)  <担当部署> 小笠原水産センター	<p>【目的】カジキ漁場形成機構に関する研究 (平成24~26年度)</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①海水構造の把握</li> <li>②餌料環境特性の把握</li> <li>③漁場形成位置の把握</li> </ul>
5.冷水性魚類の生産性向上に関する研究  漁業収益を高める技術開発研究  (平成24~26年度)  <担当部署> 大島事業所	<p>【目的】定置網における未利用資源の高品質化技術開発試験 (平成24~26年度)</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①先進的な加工技術の導入試験:<ul style="list-style-type: none"> <li>・飽和蒸気による商品開発</li> <li>・凍結乾燥法による商品開発</li> </ul></li> <li>②短期蓄養試験:<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易型浮下式生簀の導入</li> <li>・蓄養方法試験</li> </ul></li> <li>③高鮮度維持技術開発:<ul style="list-style-type: none"> <li>・低温処理が鮮度に及ぼす影響</li> <li>・血抜き技術方法の確立</li> </ul></li> </ul>

	課題名	事業概要																																													
1. 冷水魚優良種苗育成 (継続)	<担当部署> 奥多摩さかな養殖センター(委託)	<p>【目的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流:ニジマス・イワナ・ヤマメ</li> <li>②管内養殖業者に対する養殖技術指導:年60件程度</li> <li>③優良種苗の育成試験:ヤマメの遺伝的劣化防止試験、IIHN抗病性判定試験、「奥多摩やまめ」の定着化</li> </ul> <p>平成25年度種苗の生産・配付・放流計画</p>																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(単位:稚魚=千尾、発眼卵=千粒)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (購入対象種苗)</th> <th colspan="3">(配付数/販路)</th> </tr> <tr> <th>放流水用 (河川整備)</th> <th>実験用 (稚魚販路)</th> <th>その他 飼育技術・調査等 歩道・孵化・試験)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ニジマス</td> <td>発眼卵 春稚魚 秋稚魚</td> <td>864 345 206</td> <td>210 50 200</td> <td>140 - 200</td> <td>70 50 -</td> </tr> <tr> <td>ヤマメ</td> <td>発眼卵 春稚魚 秋稚魚</td> <td>1,665 430 59</td> <td>1,000 200 45</td> <td>240 155 45</td> <td>760 45 -</td> </tr> <tr> <td>奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵 稚魚 成魚</td> <td>150 21 1</td> <td>90 20 -</td> <td>- - -</td> <td>90 20 -</td> </tr> <tr> <td>イワナ</td> <td>発眼卵 稚魚</td> <td>181 20</td> <td>101 10</td> <td>50 10</td> <td>51 -</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10(歩道・観魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	(単位:稚魚=千尾、発眼卵=千粒)						種苗の種類	発育段階ごとの生産数	配付数 (購入対象種苗)	(配付数/販路)			放流水用 (河川整備)	実験用 (稚魚販路)	その他 飼育技術・調査等 歩道・孵化・試験)	ニジマス	発眼卵 春稚魚 秋稚魚	864 345 206	210 50 200	140 - 200	70 50 -	ヤマメ	発眼卵 春稚魚 秋稚魚	1,665 430 59	1,000 200 45	240 155 45	760 45 -	奥多摩やまめ	発眼卵 稚魚 成魚	150 21 1	90 20 -	- - -	90 20 -	イワナ	発眼卵 稚魚	181 20	101 10	50 10	51 -						10(歩道・観魚・試験)
(単位:稚魚=千尾、発眼卵=千粒)																																															
種苗の種類	発育段階ごとの生産数	配付数 (購入対象種苗)	(配付数/販路)																																												
			放流水用 (河川整備)	実験用 (稚魚販路)	その他 飼育技術・調査等 歩道・孵化・試験)																																										
ニジマス	発眼卵 春稚魚 秋稚魚	864 345 206	210 50 200	140 - 200	70 50 -																																										
ヤマメ	発眼卵 春稚魚 秋稚魚	1,665 430 59	1,000 200 45	240 155 45	760 45 -																																										
奥多摩やまめ	発眼卵 稚魚 成魚	150 21 1	90 20 -	- - -	90 20 -																																										
イワナ	発眼卵 稚魚	181 20	101 10	50 10	51 -																																										
					10(歩道・観魚・試験)																																										
		<p>2. カギイバラノリ生産性向上技術開発研究 (平成24~26年度)</p> <p>【目的】陸上養殖が可能となつたカギイバラノリについて、より効率的な養殖技術の確立を図るため、生産性向上を目的とした技術開発研究を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生産性向上対策試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した母藻供給に向けた採苗技術の確立</li> <li>・人工採苗藻体を用いた野外タンク養殖技術の確立</li> <li>・珪藻等抑制手段の確立</li> </ul> </li> <li>②静穏域における増殖試験 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工採苗藻体の天然海域における増殖試験</li> </ul> </li> <li>③普及利用試験</li> <li>④加工品の開発試験</li> </ul>																																													

	地域ブランド魚介類の養殖支援研究 (継続)	<p>【目的】小笠原海域における有用魚類の新たな養殖技術開発や技術改良を行うとともに、地元への普及を図るための技術指導を推進し、養殖業経営の安定と振興に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ツチホゼリの観魚養成と採卵</li> <li>②新魚種種苗生産技術の開発</li> <li>③低コスト・省力化種苗生産技術の開発</li> <li>④水産物流通センター支援技術指導</li> <li>⑤種苗生産・養殖現場における魚病対策指導:ウイルス検査等</li> </ul>
	消費者ニーズに対応した水産物の提供に関する研究	<p>1. 種苗生産技術の開発と養殖技術改良 試験</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①冷水魚優良種苗育成</li> <li>②管内養殖業者に対する養殖技術指導</li> <li>③冷水魚の資源保護</li> <li>④冷水魚の資源保護</li> <li>⑤冷水魚の資源保護</li> </ul>

課題名	事業概要
1. 江戸前アユ遡上促進手法開発研究 (平成23～25年度)	<p>【目的】江戸前アユの遡上阻害要因として河川に設置された堰とこれに付随する魚道が十分に機能していないことが指摘されていることから、魚道入り口への誘導方法と既存構造物に影響を及ぼさない簡易魚道を開発し、天然アユの遡上向上を促進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①魚道入り口への誘導方法を考案し、魚道からの遡上向上を目指す。</li> <li>②簡易魚道の考案と導入設置試験を行い、遡上に問題のある魚道を有する堰での遡上向上を目指す。</li> <li>③多摩川水系におけるアユ遡上量調査を実施し、年間遡上量を推定する。</li> </ul>
<担当部署> 振興企画室	
都民共有の海や川を多面的に活用するための研究	<p>1. 繁殖衛生管理体制整備事業(公) (継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室</p> <p>2. 普及指導 (継続)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>普及指導</p>
	<p>【目的】繁殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①全国魚類防疫推進会議等への参加: 全国会議年2回。地域検討会各1回</li> <li>②巡回指導等による指導: 海面2件と内水面32件。年1～2回</li> <li>③養殖場の調査・監視: 魚病発生状況・水産用医薬品使用状況等</li> <li>④疾病監視などによる疾患対策</li> </ul> <p>【目的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①巡回指導による技術指導: 飼育・蓄養管理・魚病対策などの指導</li> <li>②技術開発・普及: 未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導等</li> <li>③啓発・普及: ヤマメ発卵期放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等</li> <li>④連絡調整会議の開催: 連絡調整会議(振興企画室と水産課)、地域連絡会(事業所と支庁)</li> </ul>
	<p>1. 漁海況予報事業 (公・単)</p> <p>&lt;担当部署&gt; 大島事業所 八丈事業所</p> <p>漁業調査指導等</p>
	<p>【目的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①漁海況情報収集: 調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集</li> <li>②漁海況情報提供: 伊豆諸島海域漁海況情報(週報)等</li> <li>③漁海況情報分析</li> <li>④情報の提供: 関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース・Fネット等</li> </ul> <p>漁海況予報</p>

課題名	事業概要
1. 広域海域漁業調査指導(みやこ)(継続)	【目的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、資源生産性の向上、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を行う。 【内容】年間運航日数 200日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査(25日)、底生性魚類調査(12日) ②漁場環境変動把握調査：沖合定線調査(36日) ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ産卵生態調査(26日)、キンメダイ計量魚探調査(26日)、漁場環境調査(伊豆諸島カツオ：20日)(海底地形：10日) ④漁業取締(40日) ⑤その他(5日)
2. 伊豆諸島北部海域漁業調査指導(やしお)(継続)	【目的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などをを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。 【内容】年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査(29日)、底生性魚類調査(35日)、タカベ・イサキ調査(6日) ②漁場環境変動把握調査：海洋観測(24日) ③資源管理型漁業推進事業：人工魚礁・海底地形調査(2日) ④漁業取締(47日) ⑤三宅島漁場監視(10日) ⑥巡回指導(11日) ⑦その他(6日)
漁業調査指導	3. 伊豆諸島南部海域漁業調査(たくな人)(継続)
漁業調査指導等	【内容】年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査(6日)、底生性魚類調査(17日) ②漁場環境変動把握調査：海洋観測(36日) ③資源管理型漁業推進事業：人工魚礁・海底地形調査(6日)、島しょ資源動態(キンメダイ)(25日) ④漁業取締(24日) ⑤都TAC関連調査(12日) ⑥カツオ資源調査(25日) ⑦漁業被害調査(9日) ⑧その他(10日)
小笠原海域漁業調査指導センター	1. 小笠原海域漁業調査指導(奥洋)(継続) 【内容】年間運航日数 180日 ①海洋観測(33日) ②資源調査：ネット調査(21日)、海底地形調査(32日) ③底魚資源調査(23日)、たて縄調査(31日) ④冲ノ鳥島調査(31日) ⑤漁業取締(11日) ⑥その他(8日)

課題名		事業概要			
1. 大島漁業用 海岸局		【目的】大島近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。			
(継 続)  <担当部署> 大島事業所		<p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信時間:6:15～21:00</li> <li>②設備内容:SSB50W 2台 DSB1W 1台</li> <li>③対 象:官庁船3隻 地元漁船等</li> <li>④業務内容:・漁業指導及び航行警報に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信</li> </ul>			
2. 八丈島漁業用 海岸局		【目的】八丈島近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。			
(継 続)  <担当部署> 八丈事業所		<p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信時間:24時間</li> <li>②設備内容:SSB50W 2台 DSB1W 1台 SSB25W 1台</li> <li>③対 象:官庁船1隻 地元漁船等</li> <li>④業務内容:・漁業指導に関する通信・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信</li> </ul>			
3. 父島漁業用 海岸局		【目的】父島近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。			
(継 続)  <担当部署> 小笠原水産センター		<p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①通信時間:24時間</li> <li>②設備内容:SSB50W 2台 SSB25W 2台 簡易無線機 2台 多重無線機 2台</li> <li>③対 象:官庁船1隻 地元漁船等</li> <li>④業務内容:・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信</li> </ul>			

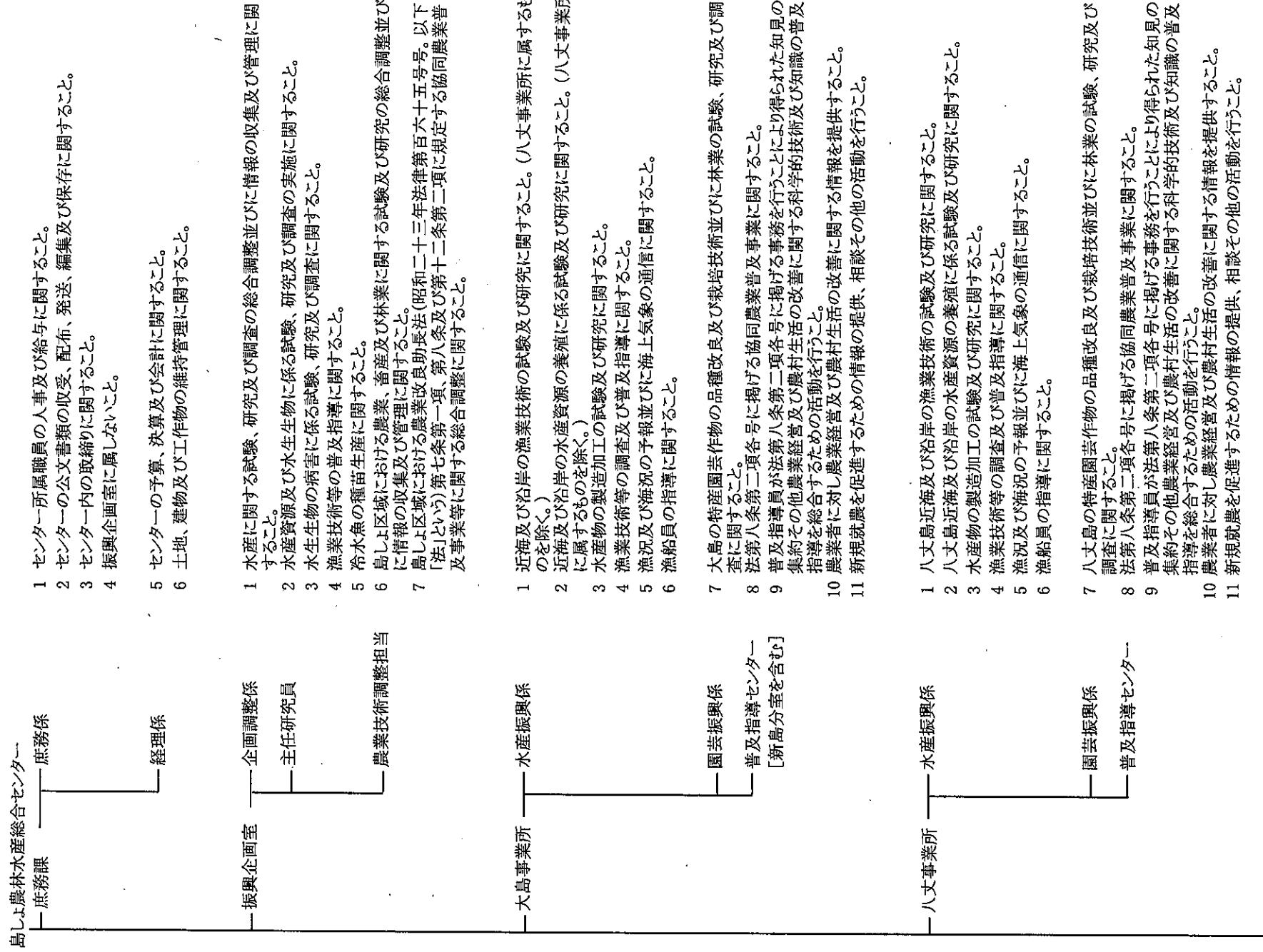
## 2 漁業調査指導船

	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣 工	平成 24 年 2月 29 日	平成 7 年 1月 27 日	昭和 57 年 10月 28 日	平成 16 年 3月 3 日	平成 19 年 2月 28 日
最大速力 (ノット)	14.8	19.7	18.2	14.0	14.2
航海速力 (ノット)	13.0	16.3	15.0	13.0	13.0
航続距離(海里)	5,000	500		807	2,000
定 員	船 員 16 名 調査員 8 名	船 員 7 名 調査員 3 名	船 員 1 名 調査員 6 名	船 員 8 名 調査員 2 名	船 員 9 名 調査員 5 名
1 船 体	鋼	F R P	F R P	F R P	鋼
船質					
全長 (m)	42.93	25.00	13.55	25.50	33.07
登録長 (m)	35.60	22.40	9.80	20.18	28.40
幅 (m)	7.40	4.68	2.30	5.58	6.00
深さ (m)	3.30	2.17	0.76	2.16	2.90
トン数 (t)	189	43	3.87	44	87
2 機 関					
主機関 (kW)	1,492 パワースターター	1 基 パワースターター	353 パワースターター	1 基 パワースターター	1,030 パワースターター 1 基

### 〔漁業調査指導船の海域分担〕

東京都の海は広大なため、黒潮をはさんで、伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」(大島)、「拓洋」(八丈島)、「ウェントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

### 3 島しよ農林水産総合センター係別分掌事務



三宅事業所

- 1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。
- 2 牛、豚及び家きん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。
- 3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。
- 4 家畜の人工授精に関すること。
- 5 種畜及び種鶏の配布に関すること。
- 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。
- 7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他の農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。
- 8 農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する情報を提供すること。
- 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。

普及指導センター

小笠原水産センター  
(総務局所管)

- 1 小笠原近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関すること。
- 2 小笠原近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関すること。
- 3 小笠原近海の水産資源の調査及び研究に関すること。
- 4 漁業者への漁業技術指導に関すること。
- 5 漁業指導無線に関すること。
- 6 漁業調査指導船の運航に関すること。

小笠原並熱帶農業センター  
〔当農研修所、畜産指導所を含む〕  
(総務局所管)

- 1 農畜産業に関する試験研究及び調査に関すること。
- 2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関すること。
- 3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関すること。
- 4 植物の病害虫防除に関する試験研究及び調査に関すること。

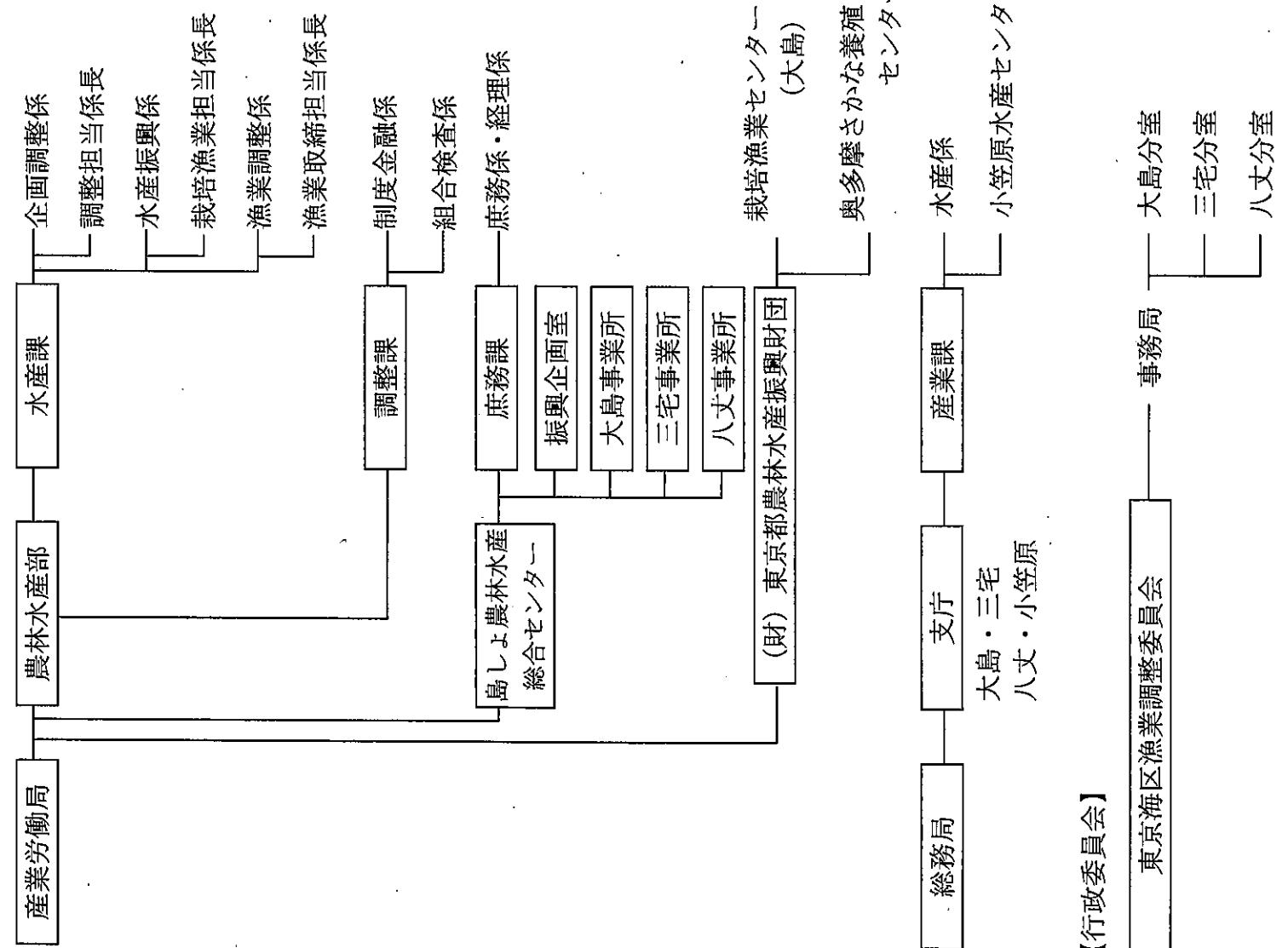
東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」(年報)	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとに結果をとりまとめたもの	年一回
「事業成果速報」	各年内に実施した試験・研究・指導・事業ごとの結果の速報	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡つて継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するものの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ http://www.ifarc.metro.tokyo.jp	毎日更新
「大島事業所トピック」「八丈事業所トピック」「海洋島」	大島事業所の広報誌 八丈事業所の広報誌 小笠原水産センターの広報誌	不定期 不定期 不定期
「伊豆諸島海域漁況情報」「関東・東海漁海況速報」「八丈海洋ニュース」	伊豆諸島の漁獲物情報をまとめた週報 当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山が共同で発行する漁海況速報（海の天気図） 八丈事業所が発行する海況情報誌	毎週 毎日 ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」「沿岸定線観測結果」「海洋観測速報」「おがさわら海の情報」「定地観測水温表」「潮汐表」「漁業気象」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果 大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果 八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果 小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果 大島事業所が発行する月別各島定地水温 大島事業所が発行する伊豆諸島の潮汐表 大島漁業無線局が発行する天気現況と予想	月一回 月一回 月一回 月一回 月一回 月一回 毎日二回

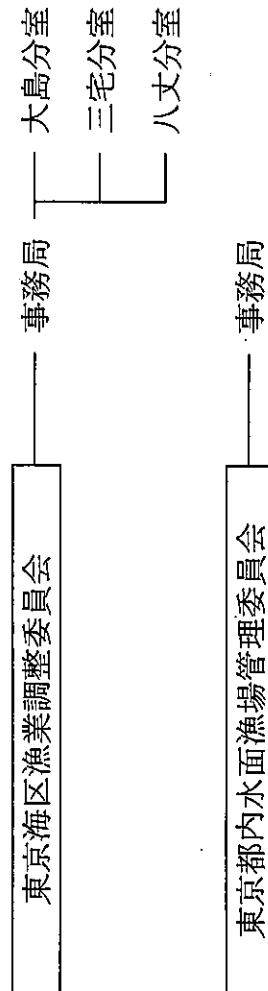
VIII 水產行政

# 1 水產行政組織（平成24年4月1日現在）

## 【知事部局】



## 【行政委員会】



## 2 水産課所掌事務（行政委員会を含む）

### 企画調整係

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の係及び担当係長に属しないこと

### 水産振興係

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

### 栽培漁業担当係長

- ・栽培漁業に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

### 漁業調整係

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること

- ・遊漁船業の登録にすること
- ・その他漁業調整にすること

#### 漁業取締担当係長

- ・漁業取締に関すること
- ・漁業補償に係る調査及び連絡にすること

#### 海区漁業調整委員会事務局

- ・東京海区漁業調整委員会に関するここと

#### 内水面漁場管理委員会事務局

- ・内水面漁場管理委員会に関するここと

## IX 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産金額
- 3 漁船
- 4 漁業の制度と都の漁業

## 1 経営体・就業者

### 漁業経営体数の推移

単位：経営体

	個人	団体	合計
平成 5年	1,123	36	1,159
平成 10年	1,013	24	1,037
平成 15年	784	20	804
平成 20年	654	15	669

資料：漁業センサス（第9次、第10次、2003年、2008年）

注：平成15年は三宅島を含まず

### 漁業就業者数の推移

単位：人

区 大島	平成 5年		平成 10年		平成 15年		平成 20年	
	部	比率 (%)	部	比率 (%)	部	比率 (%)	部	比率 (%)
利島～神津島	227		220		173		141	
三宅・御蔵島	387		359		303		287	
八丈島	194		145		19		61	
小笠原	251		198		196		190	
合 計	1,643		1,479		1,156		1,243	

資料：漁業センサス（第9次、第10次、2003年、2008年）

注：平成15年は三宅島を含まず

### 漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

性別	平成 5年		平成 10年		平成 15年		平成 20年	
	比率 (%)	比						
男性	1,506	91.7	1,332	90.1	1,077	93.2	1,161	93.4
15～24歳	42	2.6	31	2.1	37	3.2	21	1.7
25～39歳	- 281	17.1	205	13.9	155	13.4	148	11.9
40～59歳	670	40.8	583	39.4	445	38.5	543	43.7
60～64歳	227	13.8	176	11.9	129	11.2	158	12.7
65歳以上	286	17.4	337	22.8	311	26.9	291	23.4
女性	137	8.3	147	9.9	79	6.8	82	6.6
合 計	1,643	100.0	1,479	100.0	1,156	100.0	1,243	100.0

資料：漁業センサス（第9次、第10次、2003年、2008年）

注：平成15年は三宅島を含まず

## 2 生産量・生産額

## 漁業種類・海区別生産量(平成24年1月～12月)

単位：トン

漁業別	海区別	大島	利島 新島 神津島	御嶽島	三宅 島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網					10				10
その他 のまき網		4							4
さんま棒受網									0
あじ・さば棒受網				149					149
いさき寄網		7							7
たかべ寄網									0
建切網		68							68
とびうお流し刺網		1	29	1	224				255
いせえび刺網		10	17	3					30
たかべ刺網		8	43	2					53
いか釣		0	48	0	1	44			94
ひき縄釣		12	21	66	262	13			375
底魚一本釣		45	602	59	486	140			1,332
その他 の釣		23		1	6		31		61
はえ縄				21	2	293			316
その他のはえ縄							3		3
小型定置網		36	58	41					135
その他の刺網			0		1		154		155
探貝		18	45	1			53		117
探藻		138	240	12				390	
突棒			1	0					1
潜水器		0	2						2
その他 漁業			0		2	19	28		49
計		292	1,186	207	1,143	509	269		3,606

## 魚種・海区別生産量(平成24年1月~12月)

魚種名	海区	大島			島			三宅	八丈	小笠原	内湾	合計
		利島	新島	神津島	大島計							
さば	3,703	0	596	1,268	5,566	199	0	0	0	0	5,266	11,031
とびうお	2,327	3	8,816	25,783	36,929	1,108	234,119	0	0	0	0	272,156
むろあじ	3,003	0	9,927	4,047	16,977	12,408	140,885	45	0	0	0	170,314
まあじ	1,706	0	3,193	233	5,133	15	0	0	0	0	2,593	7,741
しまあじ	204	0	2,566	848	3,619	1,051	240	131	0	0	0	5,041
たかべき	8,277	1,399	40,874	33,568	84,119	3,378	0	0	0	0	0	87,496
いさき	47,212	183	46,410	7,816	101,620	164	2	55	0	0	0	101,841
かつお類	1,476	0	3,085	8,395	12,956	17,469	133,368	770	0	0	0	164,563
まぐろ類	10,717	13	6,913	2,983	20,625	63,848	111,168	76,927	0	0	0	271,668
かじき	88	0	0	1,035	1,122	3,965	7,915	212,640	0	0	0	225,642
きんめだい	10,056	1,008	22,763	382,449	416,275	21,465	342,853	0	0	0	0	781,841
ひめだい	445	0	176	281	902	139	7,882	11,176	0	0	0	20,098
はまだい	262	0	217	447	926	250	13,794	74,773	0	0	0	89,744
あおだい	0	0	106	45	151	545	4,783	84	0	0	0	5,563
めだい	10,324	59	8,639	137,513	156,535	30,673	102,573	221	0	0	0	290,001
あこうだい	3,310	0	1,420	1,743	6,473	34	126	0	0	0	0	6,633
むつ類	1,750	0	10,920	17,915	30,585	408	1,505	7,674	0	0	0	40,171
ままだい	363	0	1,107	346	1,816	161	31	0	0	0	0	2,008
その他のたい類	11	0	3	0	14	4	1	3,817	2,438	0	0	6,274
ひらまざ	432	53	1,148	926	2,559	2,599	1,505	175	0	0	0	6,838
かんぱち	1,349	55	4,862	3,775	10,041	10,355	3,993	10,640	0	0	0	35,028
さわら	79	0	0	58	136	1,468	8,570	11,206	0	0	0	21,379
めじな	595	0	351	324	1,270	1,146	293	0	0	0	0	2,709
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	1,113	8	0	0	1,121
さめ類	7	0	1,932	682	2,621	0	0	0	403	0	0	3,024
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	200	13	461	1,235	1,908	1,280	10	0	0	0	0	3,232
ひらめ	186	4	855	71	1,115	102	0	0	0	0	0	1,227
かれい類	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	30,133
ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	8	0	36	0	44	0	0	0	0	0	0	0
あなご	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	14,816
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,085
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	14,687	201	3,196	11,821	29,905	12,670	24,737	36,845	41,300	0	0	145,458
計	122,776	2,990	180,569	645,606	951,940	186,906	1,142,466	446,689	214,669	0	0	2,942,671
いなか	2,834	8	13,023	41,971	57,836	4,515	451	43,727	0	0	0	106,529
いせえび	10,499	4,902	6,615	4,221	26,237	2,702	252	3,304	0	0	0	32,495
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	12	28	0	0	40
かかんめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
のさんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	6	171	18	0	194	51	13	613	592	0	0	14,644
水物	13,339	5,080	19,656	46,192	84,267	7,267	7,28	62,333	592	0	0	155,187
さざえ	1,681	10,902	32,274	489	45,346	140	0	0	0	0	0	45,486
あわび	745	79	47	8	878	0	0	0	0	0	0	878
こぶし	6,667	2	157	9	6,836	618	90	0	0	0	0	7,543
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	5,791	1,637	412	0	7,840	241	0	0	0	0	0	8,081
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,661
その他の	2,712	0	0	0	0	2,712	104	0	0	0	0	5,605
計	17,597	12,620	32,890	506	63,613	1,103	90	0	53,450	0	0	118,255
藻類	137,694	0	48,913	22,664	209,270	11,242	0	0	0	0	0	220,512
ときかのり	362	11,651	49,882	106,229	168,134	0	143	0	0	0	0	168,277
いわのり	0	17	0	0	17	304	0	0	0	0	0	321
その他の	0	754	0	0	0	754	130	0	0	0	0	884
計	138,056	12,422	98,805	128,893	378,175	11,676	143	0	0	0	0	389,994
合計	291,767	33,112	331,920	821,197	1,477,996	206,952	1,143,426	509,022	268,711	3,606,107	0	0

魚種・海区別生産金額(平成24年1月~12月)

単位：千円





## 平成24年 魚種・月・海区別生産量(大島・利島・新島・式根島・神津島)

単位:kg

魚種名	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
さば	0	1	0	228	2,872	650	638	512	474	174	121	6	5,566	
とびうお	0	0	0	17,928	516	5,253	1,215	4,954	6,713	349	0	0	36,929	
むろあじ	0	0	0	2,532	926	562	2,184	3,412	5,589	1,774	0	0	16,977	
まあじ	0	0	0	236	930	1,289	1,284	837	546	12	0	0	5,133	
しまあじ	141	75	11	17	501	388	244	1,593	54	393	163	40	3,619	
たかべ	0	0	0	5,724	6,845	5,946	16,433	32,686	15,284	633	566	0	84,119	
いさき	580	1,238	871	3,631	13,920	17,332	35,632	17,638	7,585	1,623	1,007	565	101,620	
かつお類	924	854	28	3,255	4,216	254	265	38	60	1,353	1,704	6	12,956	
まぐろ類	4,180	2,685	2,734	1,545	2,418	210	782	310	280	315	4,514	652	20,625	
かじき類	64	50	0	0	0	706	165	0	81	0	57	0	1,122	
きんめだい	20,398	17,449	26,210	69,306	58,174	30,742	49,962	36,252	21,585	29,652	34,069	22,476	416,275	
ひめだい	0	0	0	21	79	95	211	126	29	138	10	195	902	
はまだい	0	40	59	37	57	29	16	116	4	173	303	94	926	
あおだい	2	0	0	0	0	0	5	77	51	15	0	0	151	
めだい	2,432	3,298	6,386	12,882	15,381	9,917	24,552	29,043	7,405	19,748	13,699	11,793	156,535	
あこうだい	441	395	1,089	386	1,395	1,352	450	104	124	170	71	495	6,473	
むつ類	456	805	746	5,417	7,490	2,017	1,971	6,006	257	2,460	1,926	1,035	30,585	
まだい	21	36	15	172	324	352	294	124	66	292	104	17	1,816	
その他のたい	0	0	1	3	0	0	2	0	1	0	0	7	14	
ひらまさ	0	0	0	456	749	419	445	201	27	119	102	42	2,559	
かんぱち	9	2	0	510	2,031	1,732	2,239	1,017	837	1,278	321	47	10,041	
さわら	0	0	0	0	0	0	18	0	20	22	58	18	0	136
めじな	3	60	50	148	202	94	255	240	132	55	10	21	1,270	
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
さきめ類	0	7	9	461	800	604	280	332	0	128	0	0	2,621	
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ぶり類	35	1	0	73	470	436	385	194	77	106	24	108	1,908	
ひらめ	108	97	43	51	171	185	139	27	29	60	130	75	1,115	
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
ぼら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
すずき	0	6	0	10	8	12	2	6	0	0	0	0	44	
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の魚類	1,021	1,383	2,098	6,647	3,137	3,293	3,711	1,846	1,867	1,647	2,072	29,905		
計	30,813	28,478	39,434	127,122	127,124	83,730	142,363	139,575	69,157	62,943	60,455	39,745	951,940	
いわく類	315	97	24	7,772	28,523	17,023	4,039	37	1	5	0	0	57,836	
いせえび	3,661	2,146	1,515	2,416	2,494	988	17	13	52	3,579	2,626	6,731	26,237	
その他のえひ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
さんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の	0	0	171	18	0	0	1	0	0	0	5	0	194	
計	3,976	2,243	1,710	10,206	31,018	18,011	4,057	50	53	3,583	2,630	6,731	84,267	
さざえ	423	1,159	1,134	8,686	4,333	9,059	737	320	248	7,766	8,920	2,561	45,346	
あわび類	207	195	86	58	72	60	82	52	30	37	1	0	878	
とこぶし	365	606	497	551	809	573	1,007	672	0	0	836	919	6,836	
ひろせかいかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
くほがい	313	591	548	591	527	581	429	756	1,685	232	410	1,208	7,840	
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の	118	200	215	195	149	254	0	476	862	74	87	83	2,712	
計	1,427	2,750	2,479	10,081	5,889	10,527	2,255	2,277	2,794	8,109	10,254	4,772	63,613	
てんぐさ	0	0	0	0	43,232	0	41,733	0	44,662	76,859	2,744	0	209,270	
とさかのり	0	0	17,862	3,879	33,046	101,334	11,651	362	0	0	0	0	168,134	
いわのり	12	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の	8	254	228	2	262	0	0	0	0	0	0	0	0	754
計	20	259	18,090	3,881	76,540	101,334	53,384	362	44,692	76,859	2,744	0	378,175	
合計	36,236	33,730	61,712	151,290	240,571	213,602	203,060	142,263	116,695	151,505	76,083	51,247	1,477,996	

平成24年 猿種・月・海区別生産量(大島)

単位: kg

魚種名	月	計										
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
さば	0	1	0	0	2,459	216	511	62	435	0	121	6
とびうお	0	0	0	0	142	214	1,213	278	459	21	0	0
むろあじ	0	0	0	0	248	438	939	800	574	5	0	0
まあじ	0	0	0	0	301	244	557	185	420	0	0	0
しまあじ	85	4	6	4	13	9	4	13	40	5	9	13
たかべ	0	0	0	0	626	300	1,080	3,325	1,773	608	566	0
いさき	532	1,213	870	2,515	4,490	7,129	16,434	5,811	5,610	1,189	932	488
かつお類	0	0	0	241	1,133	20	0	0	0	14	69	0
まぐろ類	1,066	356	1,681	1,367	1,845	102	605	282	268	0	2,494	652
かじき類	64	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0
きめだい	1,299	1,149	911	681	1,899	1,425	827	789	117	64	116	780
ひめだい	0	0	0	10	67	0	27	58	27	61	4	191
はまだい	0	0	0	0	0	0	0	20	2	10	207	24
あおだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めだい	878	1,199	774	728	1,125	686	1,649	740	381	461	614	1,090
あこうだい	237	317	279	159	762	652	239	19	110	51	34	453
むつ類	304	176	46	14	59	101	332	300	161	52	66	140
まだい	0	13	9	26	64	34	81	46	23	28	30	10
その他のたい	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	7
ひらまさ	0	0	0	3	137	19	60	76	16	33	47	42
かんぱち	6	1	0	9	38	97	185	188	228	414	143	41
さわら	0	0	0	0	0	18	0	15	22	20	3	0
あじなみ	3	60	50	74	12	8	77	153	118	16	7	17
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さめ類	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	33	0	0	6	9	1	27	15	7	44	23	35
ひらめ	4	9	14	9	32	30	20	5	0	0	25	38
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はせ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	596	1,045	789	932	3,114	1,664	1,653	1,696	826	700	799	873
計	5,108	5,547	5,429	6,785	18,577	13,406	26,544	14,876	11,614	3,794	6,198	4,899
いか類	315	95	24	0	794	549	1,046	11	0	0	0	0
いわしえび	630	219	445	2,114	1,363	0	0	0	0	2,797	1,780	1,149
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	0
物	946	314	469	2,114	2,158	549	1,047	11	0	2,797	1,785	1,149
さざえ	95	171	80	71	86	129	0	0	83	23	171	773
あわび類	205	129	77	49	64	52	65	42	30	34	0	745
とこぶし	365	604	497	542	809	573	850	672	0	836	919	6,667
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	301	591	548	576	514	509	5	468	1,451	172	395	264
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	118	200	215	195	149	254	0	476	862	74	87	83
計	1,083	1,695	1,416	1,432	1,621	1,517	920	1,658	2,425	302	1,489	2,040
てんぐさ	0	0	0	0	40,782	0	37,275	0	44,592	12,201	2,744	0
漁	ひとかのり	0	0	0	0	0	0	0	362	0	0	0
いわのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	40,782	0	37,275	0	44,592	12,201	2,744	0
合計	7,136	7,556	7,313	10,331	63,138	15,472	65,785	16,907	58,731	19,095	12,216	8,088
合計	7,136	7,556	7,313	10,331	63,138	15,472	65,785	16,907	58,731	19,095	12,216	8,088

平成24年 魚種・月・海区別生産量(利島)

単位: kg

魚種名	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
さば	さば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とびうお	とびうお	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3
むろあじ	むろあじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まあじ	まあじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しまあじ	しまあじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
たかべ	たかべ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238	279	25	1,399
いさき	いさき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	70	0
かつお類	かつお類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まぐろ類	まぐろ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かじき類	かじき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きんめだい	きんめだい	21	62	203	79	170	353	78	42	0	0	0	0	1,008
ひめだい	ひめだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はまだい	はまだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あおだい	あおだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あめだい	あめだい	7	5	15	0	9	23	0	0	0	0	0	0	59
あこうだい	あこうだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
むつ類	むつ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まだい	まだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他のたい	その他のたい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひらまさ	ひらまさ	0	0	0	0	0	0	3	43	4	0	3	0	53
かんぱち	かんぱち	3	1	0	0	4	14	11	5	8	8	2	0	55
さわら	さわら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あじな	あじな	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすずみ	いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さめ類	さめ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さんま	さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	ぶり類	2	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	13
ひらめ	ひらめ	0	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0	0	4
かれい類	かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほら類	ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	すずき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あなご	あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このしろ	このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はぜ	はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	その他の魚類	10	27	0	28	111	0	0	0	6	5	6	9	201
計	計	42	95	218	107	307	460	379	329	924	112	9	9	2,990
いなか類	いなか類	0	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	8
いせえび	いせえび	682	284	151	57	784	988	17	13	52	577	411	887	4,902
その他のえび類	その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かかめ	かかめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さんご	さんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	その他の	0	0	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171
さざえ	さざえ	329	988	1,031	938	991	1,630	737	320	166	929	1,057	1,788	10,902
あわび類	あわび類	3	65	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	79
とこぶし	とこぶし	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ひろせかい	ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	くぼがい	13	0	0	8	10	25	80	289	203	60	6	944	1,637
あさり類	あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	計	344	1,055	1,040	946	1,001	1,657	817	609	369	989	1,063	2,732	12,620
藻類	藻類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわのり	いわのり	12	5	0	0	0	0	11,651	0	0	0	0	0	11,651
その他の	その他の	8	254	228	2	262	0	0	0	0	0	0	0	17
計	計	20	259	228	2	262	0	11,651	0	0	0	0	0	754
合計	合計	1,088	1,695	1,808	1,111	2,359	3,104	12,864	951	1,345	1,677	1,482	3,628	33,112

平成24年 級種・月・海区別生産量(新島・式根島)

単位: kg

魚種名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
さば	0	0	63	130	63	16	119	32	174	0	0	0	596
とびうお	0	0	2,405	24	0	0	1,391	4,804	192	0	0	0	8,816
むろあじ	0	0	2,420	6	15	34	842	4,842	1,763	0	0	0	9,927
まあじ	0	0	194	562	946	727	652	100	12	0	0	0	3,193
しまあじ	0	0	0	444	203	218	1,518	1	135	47	0	0	2,566
たかべ	0	0	5,713	5,612	5,490	9,522	11,087	3,450	0	0	0	0	40,874
いさき	0	0	497	7,837	8,397	17,136	11,169	1,045	254	51	25	46,410	
かつお類	10	41	0	5	56	26	32	11	21	1,309	1,570	6	3,085
まぐろ類	3,037	2,103	1,053	108	388	63	96	0	0	21	46	0	6,913
かじき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
きんめだい	612	424	1,350	2,548	3,870	3,061	1,597	4,482	459	1,476	860	2,024	22,763
ひめだい	0	0	0	0	0	0	66	44	1	0	61	0	4
はまだい	0	0	0	0	0	0	5	0	22	0	102	80	7
あまだい	0	0	0	0	0	0	0	73	18	15	0	0	106
めだい	154	211	337	1,175	1,565	718	335	1,829	31	1,089	475	721	8,639
あこうだい	193	46	423	139	153	51	176	66	9	101	30	29	1,420
むつ類	20	40	10	3,980	5,371	511	87	102	14	641	136	7	10,920
まだい	9	10	0	131	123	246	198	55	29	244	61	0	1,107
その他のたい	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3
ひらまさ	0	0	0	295	374	123	170	71	0	73	44	0	1,148
かんぱち	0	0	0	78	1,160	855	1,267	185	403	784	131	0	4,862
さわら	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めじな	0	0	0	22	128	52	27	65	11	39	3	4	351
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さめ類	0	0	0	461	800	385	101	185	0	0	0	0	1,932
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぼり類	0	0	0	45	60	46	112	91	61	46	0	0	461
ひらめ	104	70	29	41	120	127	112	20	29	60	105	38	855
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	6	0	2	8	12	2	6	0	0	0	0	36
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このじろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	283	179	119	282	171	265	307	377	257	569	208	180	3,196
計	4,422	3,129	3,325	20,604	28,959	21,724	32,317	34,418	15,617	9,165	3,845	3,044	180,569
いか類	0	0	0	3,611	7,078	1,510	793	26	1	5	0	0	13,023
いせえび	930	483	341	245	347	0	0	0	0	205	434	3,630	6,615
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	0	0	18
物	930	483	341	3,873	7,425	1,510	793	26	1	209	434	3,630	19,656
さざえ	0	0	23	7,189	3,286	7,300	0	0	0	6,815	7,692	0	32,274
あわび類	0	0	0	2	9	7	17	10	0	3	0	0	47
とこぶし	0	0	0	0	0	0	0	157	0	0	0	0	157
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	0	0	0	8	3	47	345	0	0	0	10	0	412
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	23	7,198	3,267	7,354	519	10	0	6,818	7,702	0	32,890
てんぐさ	0	0	0	0	2,450	0	0	0	0	46,463	0	0	48,913
とさかのり	0	0	17,862	3,879	0	28,151	0	0	0	0	0	0	49,892
いわのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	17,562	3,879	2,450	28,151	0	0	0	46,463	0	0	98,805
合計	5,352	3,612	21,551	35,554	42,102	58,739	33,628	34,454	15,618	62,655	11,981	6,674	331,920

## 平成24年魚種・月・海区別生産量(神津島)

単位: kg

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名													
さば	0	0	0	165	283	371	111	331	7	0	0	0	1,268
とびうお	0	0	0	15,523	351	5,038	2	3,286	1,448	136	0	0	25,783
さろあじ	0	0	0	111	672	109	1,211	1,769	174	0	0	0	4,047
まあじ	0	0	0	42	66	99	0	0	26	0	0	0	233
しまあじ	55	71	5	13	44	176	21	61	13	254	107	27	848
たかべ	0	0	0	11	608	93	5,593	17,996	9,267	0	0	0	33,568
いさき	48	25	1	619	1,593	1,807	2,062	658	817	110	24	52	7,816
かつお類	915	813	28	3,009	3,027	208	233	28	39	31	65	0	8,395
まぐろ類	77	227	0	70	173	46	82	28	13	294	1,974	0	2,983
かじき類	0	50	0	0	0	706	141	0	81	0	57	0	1,035
魚 きんめだい	18,465	15,814	23,746	65,999	52,236	25,904	47,460	30,939	21,009	28,112	33,093	19,672	382,449
ひめだい	0	0	0	11	12	29	140	66	2	15	7	0	281
はまだい	0	40	59	37	57	24	16	74	3	61	15	.62	447
あおだい	2	0	0	0	0	0	5	4	33	1	0	0	45
ぬだい	1,393	1,884	5,261	10,979	12,682	8,490	22,568	26,475	6,992	18,198	12,611	9,983	137,513
あこうだい	.12	32	382	88	480	649	36	19	6	19	8	13	1,743
むつ類	132	590	691	1,422	2,050	1,405	1,552	5,604	82	1,766	1,723	888	17,915
まだい	11	12	6	14	137	72	14	23	14	20	13	7	346
その他のたい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひらまさ	0	0	0	158	238	274	173	51	11	10	11	0	926
かんぱち	0	0	0	423	829	766	797	639	199	72	45	6	3,775
さわら	0	0	0	0	0	0	0	5	0	39	14	0	58
ぬじな	0	0	0	53	62	34	151	21	2	0	1	0	224
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さめ類	0	0	9	0	0	219	179	147	0	128	0	0	682
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	0	0	0	22	401	389	237	88	9	16	1	73	1,235
ひらめ	0	18	0	0	20	24	7	2	0	0	0	0	71
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	132	132	275	856	3,252	1,208	1,333	1,638	757	593	634	1,010	11,821
計	21,242	19,707	30,462	99,627	79,282	48,140	84,123	89,952	41,002	49,872	50,404	31,753	645,606
いのか類	0	0	0	4,162	20,645	14,964	2,200	0	0	0	0	0	41,971
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かかめ	1,418	1,160	578	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,221
ささんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さざえ類	1,418	1,160	578	4,162	20,645	14,964	2,200	0	0	0	0	1,064	46,192
あわび類	0	0	0	489	0	0	0	0	0	0	0	0	489
どこぶし	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	506	0	0	0	0	0	0	0	0	506
てんぐさ	0	0	0	0	0	0	4,458	0	0	18,206	0	0	22,664
藻類	0	0	0	0	33,046	73,183	0	0	0	0	0	0	106,229
いわのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	33,046	73,183	4,458	0	0	18,206	0	0	128,893
合計	22,660	20,867	31,040	104,295	132,973	136,287	90,782	89,952	41,002	68,078	50,404	32,857	321,197

平成24年 級種・月・海区別生産量（三宅島・御蔵島）

単位：kg

魚種名	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		さば	74	79	0	0	33	3	0	10	0	0	0	199
とびうお	0	0	0	981	1081	-1	2	18	0	0	0	0	0	1,108
	0	0	0	5,858	637	1,201	1,983	735	73	243	797	881	12,408	
まるあじ	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	15
	5	14	0	114	164	81	178	169	33	145	110	40	1,051	
しまあじ	0	0	0	1,042	90	14	699	1,021	3	2	31	476	3,378	
	たかべ	0	0	0	31	19	56	17	4	0	4	3	164	
いさき	0	0	0	450	4,556	4,505	813	1,278	898	378	898	125	86	17,469
	かつお類	433	2,959	540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まぐろ類	10,382	3,826	161	6,414	21,578	1,998	2,212	3,058	3,099	4,826	5,675	620	63,848	
	じき類	429	1,058	175	650	53	0	23	91	310	376	477	323	3,965
きんめだい	434	533	1,026	1,895	4,287	1,490	1,203	2,781	1,997	3,573	1,533	813	21,465	
	ひめだい	0	0	1	5	4	9	19	58	17	6	19	0	139
はまだい	0	0	22	4	0	3	50	13	18	35	101	4	250	
	あまだい	0	0	1	0	8	3	126	95	228	53	30	0	545
めだい	552	1,743	2,259	6,824	2,173	5,864	3,578	2,625	1,777	2,027	587	30,673		
	あこうだい	0	0	0	0	5	8	0	0	5	2	3	10	34
むつ類	1	0	54	43	32	18	54	84	67	26	10	21	21	408
	まだい	0	5	0	15	24	42	28	10	0	26	12	0	161
その他	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	1	0	4
	ひらまさき	0	0	0	643	1,023	491	149	142	11	11	69	59	2,599
かんぱち	20	13	8	1,319	4,945	800	327	421	674	137	1,063	628	10,355	
	かわら	120	0	0	67	104	8	17	115	183	555	261	38	1,468
さめじな	129	135	238	231	76	93	72	7	1	0	24	121	1,146	
	いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さめ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	4	0	0	1,083	123	43	8	8	2	0	9	1	1,280	
	ひらめ	0	0	20	31	33	4	2	1	0	12	0	0	102
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	あなご	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	82	174	53	622	738	1,126	5,458	1,211	1,061	733	1,130	283	12,670	
	計	12,590	9,382	4,115	27,935	45,337	10,468	19,841	14,553	10,689	13,433	13,521	4,933	186,906
いか類	0	0	0	245	2,745	1,085	226	72	13	20	53	57	4,515	
	いせえび	47	51	22	911	302	0	0	16	38	679	635	2,702	
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	かめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の	0	0	0	9	10	0	0	2	0	0	29	2	51
さざえ	47	51	22	1,165	3,056	1,085	226	74	29	58	760	694	7,267	
	さざえ	21	0	0	37	0	0	0	0	0	52	30	140	
あわび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貝類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	9	0	0	2	4	0	19	14	0	38	18	0	104	
	計	30	0	0	39	10	7	199	662	0	52	71	33	1,103
てんぐさ	0	0	0	0	0	0	0	3,792	7,450	0	0	0	0	11,242
	とさかのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわのり	32	12	0	164	0	0	0	0	0	0	53	44	304	
	その他	7	16	68	39	0	0	0	0	0	0	0	0	130
計	39	28	68	203	0	0	0	3,792	7,450	0	53	44	11,676	
	合計	12,706	9,461	4,205	29,342	48,453	11,560	24,058	22,738	10,718	13,543	14,405	5,764	206,952

平成24年 級種・月・海区別生産量(八丈島・青ヶ島)

単位: kg

魚種名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
さば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とびうお	2,330	60,540	40,426	112,839	17,985	0	0	0	0	0	0	0	234,119
むろあじ	0	0	0	0	30	16	0	32,135	28,635	34,283	17,149	28,637	140,885
まあじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しまあじ	65	4	0	15	3	0	10	8	28	20	47	42	240
たかべ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさき	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
かつお類	1,184	6,111	7,906	94,374	12,276	4,000	2,966	2,176	1,666	586	115	8	133,368
まぐろ類	3,927	23,200	5,623	40,876	24,710	3,337	1,549	258	1,309	2,676	3,023	681	111,168
かじき類	2,114	2,727	1,173	1,060	263	107	0	54	0	106	197	114	7,915
きんめだい	8,484	26,978	19,991	26,758	53,066	9,706	73,289	54,492	33,970	16,712	11,592	8,816	343,883
ひめだい	157	9	12	6	95	249	1,733	2,254	2,374	571	385	39	7,882
はまだい	228	211	911	1,822	1,674	168	2,064	1,994	1,629	763	915	1,415	13,794
あおだい	210	213	2	0	34	25	656	2,211	659	604	67	102	4,783
めだい	732	1,714	8,433	5,594	18,044	8,465	17,845	14,674	5,354	4,259	4,776	12,685	102,573
あこうだい	3	0	2	3	3	0	41	34	23	13	5	0	126
むつ類	75	16	137	37	96	65	164	87	22	72	125	607	1,505
まだい	0	1	0	0	0	0	0	6	6	18	0	0	31
その他のたい	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ひらまさ	0	7	15	97	619	66	83	294	80	130	104	11	1,505
かんぱち	23	5	0	10	422	134	465	1,606	370	603	307	48	3,993
さわら	62	109	0	95	1,515	95	30	7	2,309	3,032	1,316	0	8,570
めじな	116	7	0	11	11	37	40	25	27	3	0	16	293
いすずみ	0	0	0	120	215	150	368	0	107	145	7	0	1,113
さめ類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10
ひらめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	224	331	540	1,602	1,102	1,381	3,370	6,859	4,902	2,350	1,117	959	24,737
計	19,934	122,184	85,170	285,316	132,162	27,999	104,673	119,185	83,471	66,947	41,246	54,179	1,142,466
いわしが類	0	0	0	0	400	51	0	0	0	0	0	0	451
その他のえび類	3	0	0	0	0	0	0	0	0	152	74	22	252
かんご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	1	12
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さざえ類	7	0	0	6	400	51	0	0	0	0	7	0	13
あわび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とこぶし	0	0	0	0	0	0	0	0	82	8	0	0	90
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
くぼがい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
てんぐさ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藻類	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	143
いわのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そその他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	143	0	0	0	0	0	0	0	0	143
合計	19,941	122,184	85,170	285,465	132,562	28,050	104,673	119,266	83,479	67,111	41,323	54,202	1,143,426

平成24年 級種・月・海区別生産量（小笠原父島・母島）

単位：kg

魚種名	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
さば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
とびうお	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
むろあじ	0	2	0	4	0	4	0	12	9	7	0	8	45	
まあじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
しまあじ	0	7	18	8	22	3	46	14	0	7	6	0	0	131
たかべき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いさき	1	3	5	3	5	6	8	4	9	6	1	5	-	55
かつお類	53	54	35	55	131	81	296	28	14	15	9	0	0	770
まぐろ類	2,874	6,925	4,204	2,483	2,085	5,243	7,387	5,133	6,876	12,002	12,221	8,591	76,027	
かじき類	3,842	5,216	7,721	12,475	14,251	43,708	55,603	19,244	20,447	7,982	13,338	8,816	212,640	
きんめだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひめだい	643	813	632	1,545	1,460	260	766	492	1,415	824	816	1,512	11,176	
はまだい	2,536	5,901	3,707	4,296	8,415	8,192	8,354	4,538	10,206	3,460	4,308	10,862	74,773	
あおだい	2	0	0	1	6	0	2	2	2	21	43	5	84	
あめだい	25	28	23	6	24	5	24	22	0	13	0	62	221	
あこうだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
むつ類	289	359	341	572	1,394	844	1,170	401	809	343	474	678	7,674	
まだい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	201	354	442	473	377	285	450	391	384	99	114	248	3,817	
ひらまさき	0	13	85	0	27	0	0	10	7	34	0	0	0	175
かんぱち	539	827	861	1,068	1,781	742	894	437	1,169	897	448	977	10,640	
さわら	740	856	2,264	2,093	1,769	175	135	415	507	421	1,215	617	11,206	
めじなみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いすずみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	
さめ類	0	0	147	33	5	0	95	0	30	0	60	29	403	
さんま	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぶり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひらめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かれい類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぼら類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
すずき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
あなご	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
このしろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
はぜ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の魚類	2,436	2,997	4,201	2,841	4,386	2,754	4,212	3,118	3,014	2,067	1,827	2,992	36,845	
計	14,181	24,353	24,686	27,958	36,136	62,302	79,442	34,260	44,898	28,197	34,879	35,399	446,689	
いか類	3,361	13,904	9,693	4,266	538	38	64	26	609	3,418	5,026	2,784	43,727	
木いせえび	0	43	45	55	52	0	0	0	0	0	2,670	440	3,304	
その他のえび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	4	28	
かんご	0	0	3,447	10,021	967	198	0	0	0	0	0	0	0	14,633
さのその他	25	10	44	178	36	40	150	12	3	51	15	50	613	
さざえ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
あわび類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
とこぶし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ひろせかい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
くぼがい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
あさり類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その其他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
てんぐさ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ときかのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
いわのり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その其他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藻類	合計	17,567	38,309	37,914	42,477	37,728	62,579	79,656	34,298	45,510	31,666	42,615	36,704	509,022

### 内湾域の漁獲量・漁獲金額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分	年	20年	21年	22年	23年	24年
魚類	生産量	276	265	245	201	215
	生産額	267	255	195	150	145
その他 の水産動物	生産量	0	1	1	1	1
	生産額	0	1	1	20	1
貝類	生産量	90	86	88	65	53
	生産額	30	39	50	30	17
合計	生産量	366	352	334	268	269
	生産額	297	295	247	200	163

### 島しょ地域の漁獲量・漁獲金額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

区分	年	20年	21年	22年	23年	24年
魚類	生産量	3,635	3,125	3,091	2,736	2,728
	生産額	2,986	2,507	2,434	2,304	2,398
その他 の水産動物	生産量	114	140	163	139	155
	生産額	300	292	326	279	248
貝類	生産量	50	71	55	44	65
	生産額	76	87	73	55	74
藻類	生産量	409	231	466	355	390
	生産額	144	87	238	189	168
合計	生産量	4,208	3,567	3,775	3,274	3,337
	生産額	3,506	2,973	3,071	2,827	2,888

### 主要魚種別漁獲量の推移

単位：トン

魚種	年	20年	21年	22年	23年	24年
さば類		7	7	6	7	11
とびうお		356	336	327	332	272
あじ類		349	318	260	248	183
かつお類		361	117	556	296	165
まぐろ・かじき類		642	362	445	408	497
たかべ		126	96	102	79	87
あなご		51	47	32	18	15
貝類		140	156	143	110	118
えび・いか類		114	141	144	122	139
てんぐさ等の藻類		410	231	466	355	390
その他の魚類		2,019	2,108	1,630	1,627	1,729
合計		4,575	3,919	4,111	3,553	3,606

## 内水面養殖生産量

単位: kg

魚種	年	20年	21年	22年	23年	24年
あゆ	6,452	4,550	4,230	4,590	3,470	
にじます	31,899	42,942	44,211	44,226	35,079	
その他	32,004	41,192	35,006	33,032	41,904	
その他	0	0	1,500	0	0	
計	70,355	88,684	84,947	81,848	80,453	

資料: 水産課調べ

## 金魚類養殖生産量

単位: 尾

種類	年	20年	21年	22年	23年	24年
琉金	226,825	194,892	143,093	135,427	183,867	
出目金	88,915	64,902	54,952	65,745	88,845	
朱分金	48,994	35,708	48,019	58,596	46,916	
和金	500,420	422,234	244,659	159,243	40,432	
コメット	257,390	222,504	126,640	97,333	95,221	
色鯉	8,834	9,819	4,088	5,490	2,218	
ひめだか	217,340	258,000	258,400	164,200	182,887	
その他	465,883	381,253	543,278	481,790	628,054	
計	1,814,601	1,589,312	1,423,129	1,167,824	1,268,440	

資料: 東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

## 平成24年 魚種・地区別単価表

魚種名		地 区 名	大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾	平均
さ ば		76	210	54	259					69	133
と び う お		291	283	319	114	308	395				285
む ろ あ じ		201	256	156	205	325	200				224
ま あ じ		306	212	109	300				311		248
し ま あ じ		2,197	2,726	2,183	2,899	2,100	1,198				2,217
た か べ		834	1,370	1,352	1,229	1,255					1,208
い さ き		701	318	628	645	871	1,000	491			665
か つ お 類		585		774	460	675	717	692			651
ま ぐ ろ 類		1,358	1,400	1,121	938	784	604	998			1,036
か じ き 類		708		454	1,242	1,190	1,304	944			884
き ん め だ い		1,380	1,671	1,294	1,355	971	1,067	724			1,347
ひ め だ い		843		1,190	2,475	1,912	1,921	1,147			1,025
は ま だ い		2,035		1,630	1,030	1,030	1,519	1,030			1,862
あ お だ い				1,353	1,756						1,338
め だ い		735	802	692	486	523	592	552			626
あ こ う だ い		1,477		1,543	1,172	1,187	1,214				1,319
む つ 類		2,016		1,864	1,481	1,537	1,847	685			1,572
ま だ い		912		742	523	763	967				782
そ の 他 の た い		607		525		580	1,000	589	696		666
ひ ら ま さ		1,048	1,278	945	858	794	774	531			890
か ん ぱ ち		1,172	1,546	995	1,196	938	1,092	580			1,074
さ わ ら		652			196	380	250	407			377
め じ な		890		474	470	535	880				650
い す ず み							438	263			351
さ め 類		50		158	149			201			139
さ ん ま											
ぶ り 類		694	763	294	285	473			152	443	
ひ ら め		1,730	2,000	1,472	1,212	993			909	1,386	
か れ い 類		738							745	741	
ぼ ら 類											
す ず き 類		1,134		1,031		375			623	929	
あ な ご									1,680	1,028	
こ の し ろ									607	607	
は ぜ											
そ の 他 の 魚 類		1,000	1,233	1,008	581	694	618	1,157	522	852	
い か 類		798	500	1,358	1,161	1,205	1,458	626			1,015
い せ え び		3,401	3,871	3,995	4,193	4,151	4,900	2,601			3,873
そ の 他 の え び 類							3,083	2,599			2,841
か め								665			665
そ の 他 水 産 動 物		2,068	1,000	391		1,700	1,153	1,795	1,466		540,255
物 の											
さ ざ え		915	1,165	874	974	1,236					
あ わ び 類		3,880	5,108	6,065	5,987						
と こ ぶ し		2,239	5,120	2,697	3,200	3,509	4,277				5,260
ひ ろ せ か い											3,507
く ぼ が い		718	1,652	1,029		1,238					1,159
あ さ り 類									302	302	
そ の 他 の 貝 類		759				1,700			619	1,026	
藻		370				559	522				489
類		236		439	423		629				418
い わ の り											2,280
そ の 他 の 藻 類		2,015				2,115					2,065

年度等 級	項目	會社・貿易・その他											備註										
		要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	要 數	數 額 下 之 數	需 力 數	
19 電 力 船	272	778.72	13,525	964	4,179.82	82,918	83	48,684.32	73,524	1,319	53,642.86	169,967											
20 電 力 船	269	779.92	14,255	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21 電 力 船	239	658.47	13,427	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22 電 力 船	221	614.37	13,548	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23 電 力 船	218	590.30	13,905	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24 電 力 船	218	596.82	13,995	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無 動 力 船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(平成24年12月末現在)

## (1) 貨物の推移

項目	船級	新規登録								
		2級	1級	總數	1級 15t以上	2級 15t未滿	3級	4·5級	6級	7級
總數	488	140	16	96	234	0	2	0	0	0
建造	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
販用	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	42	4	4	14	14	23	0	0	0	0
販更登録	42	3	1	14	24	0	0	0	0	0
再交付	12	0	2	0	10	0	0	0	0	0
購本交付	175	122	2	24	26	0	1	1	0	0
失効	69	6	3	18	41	0	1	0	0	0
取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	69	6	3	18	41	0	1	0	0	0
TK6						隻數	總噸數	需力數		
TK3						(隻)	(t)	(馬力)		
TK2						0~0.9t	0~0.9t	0		
TK1						100t~199t	3	478.00	2,332	
						200t以上	32	31,295.54	40,157	
						50~99t	1	87.00	1,487	
						20~29t	2	87.00	1,030	
						15~19t	33	572.98	11,146	
						10~14t	72	865.91	13,464	
						TK2 5t~9t	195	1,511.42	33,341	
						3~4.9t	181	764.46	17,848	
						TK3 0t~0.9t	239	147.35	9,621	
						1~2.9t	357	595.82	16,961	
						TK6		0	0	0
						合格	140	5	6	24
						不合格	0	0	0	0
						計	140	5	6	24

(平成24年4月～平成25年3月)

(3) 建造・改進・販用許可 (總船)  
(平成24年4月～平成25年3月)

項目	船級	新規登録								
		2級	1級	總數	5t以上	5t未滿	3級	4·5級	6級	7級
總數	488	140	16	96	234	0	2	0	0	0
建造	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0
販用	6	0	1	0	0	0	0	0	0	0
その他	42	4	4	14	23	0	0	0	0	0
販更登録	42	3	1	14	24	0	0	0	0	0
再交付	12	0	2	0	10	0	0	0	0	0
購本交付	175	122	2	24	26	0	1	1	0	0
失効	69	6	3	18	41	0	1	0	0	0
取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	69	6	3	18	41	0	1	0	0	0
TK6						隻數	總噸數	需力數	摘要	
TK3						(隻)	(t)	(馬力)		
TK2						0~0.9t	0~0.9t	0		
TK1						100t~199t	3	478.00	2,332	
						200t以上	32	31,295.54	40,157	
						50~99t	1	87.00	1,487	
						20~29t	2	87.00	1,030	
						15~19t	33	572.98	11,146	
						10~14t	72	865.91	13,464	
						TK2 5t~9t	195	1,511.42	33,341	
						3~4.9t	181	764.46	17,848	
						TK3 0t~0.9t	239	147.35	9,621	
						1~2.9t	357	595.82	16,961	
						TK6		0	0	0

(4) 等級別別登録統計状況 (平成24年12月末現在)

(2) 海賁登録事務取扱い件数

(TK6・TK3兼用船隻、TK3登録船)

区分类	指标名	20 NIVI以上												20 NIVI以上																													
		20 NIVI未满				10 NIVI以上				5 NIVI以上				3 NIVI以上				1 NIVI以上				1 NIVI未满																					
种豆大鼠	困难田	1	10.00	110	1	7.30	330	15	59.83	1,826	15	24.07	649	16	10.74	720	48	111.94	3,635	被深灌	1	12.00	120	1	6.60	90	4	16.88	420	6	10.40	310	7	5.33	290	17	24.12	963					
	果桑	1	17.00	180	2	16.40	210	2	9.53	160	16	24.92	720	19	12.90	900	40	80.75	2,170	粪	3	40.47	365	2	14.10	190	7	28.24	430	8	11.81	270	10	5.50	347	30	100.12	1,602					
	粪木地	1	12.00	120	1	7.90	90	8	33.29	620	14	23.09	625	6	3.40	210	30	79.68	1,665	粪	5	65.36	1,316	7	13.79	160	6	22.80	792	9	16.66	305	1	0.70	40	18	53.95	1,297					
	粪	5	70.00	973	8	60.62	790	10	46.68	978	4	5.68	140					27	182.98	2,881	粪堆	7	103.54	1,222	11	74.62	1,030	7	29.40	901	25	41.86	1,307	14	11.30	748	64	260.72	5,208				
	粪堆	5	70.00	973	8	52.08	1,403	14	53.91	1,006	18	39.06	1,176	4	2.50	150	48	212.91	5,051	粪堆	7	103.54	1,222	11	74.62	1,030	7	29.40	978	4	5.68	140					27	182.98	2,881				
	粪	40	530.13	11,509	33	250.45	5,108	14	55.12	1,171	43	90.36	2,012	3	2.30	115	133	928.36	19,915	粪	10	134.77	2,311	21	169.95	2,903	16	70.54	1,697	41	62.13	1,999	38	25.64	1,231	126	463.03	10,141					
	粪	10	134.77	2,311	21	169.95	2,903	16	70.54	1,697	41	62.13	1,999	38	25.64	1,231	126	463.03	10,141	粪	7	109.17	1,040	32	248.09	6,424	3	12.94	230	3	3.48	70	26	10.99	1,035	71	384.67	8,799					
	粪	10	122.25	1,813	25	194.82	3,130	11	49.45	1,064	2	3.32	41	25	10.36	1,087	73	380.20	7,135	粪	2	38.00	770	23	187.81	6,083	12	52.75	1,681	4	14.70	409	4	10.10	250	216	8	24.80	659				
	粪	0	0.00	0	96.93	3,592	8	36.48	768	2	4.47	216	1	0.81	30	39	281.07	8,641	粪	2	38.00	770	23	187.81	6,083	12	52.75	1,681	4	14.70	409	4	10.10	250	216	8	24.80	659					
	粪	0	0.00	0	92	1,252.69	21,729	181	1,401.46	31,533	142	597.04	14,324	241	414.50	11,909	194	119.15	7,990	850	3,784.84	87,485	粪	0	0.00	0	92	1,252.69	21,729	181	1,401.46	31,533	142	597.04	14,324	241	414.50	11,909	194	119.15	7,990	850	3,784.84

#### 4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

##### ○ 漁業の制度

###### § 1 大臣許可漁業等

###### (1) 指定漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第 52 条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

- ① 沖合底びき網漁業
- ② 以西底びき網漁業
- ③ 遠洋底びき網漁業
- ④ 大中型まき網漁業
- ⑤ 大型捕鯨業
- ⑥ 小型捕鯨業
- ⑦ 母船式捕鯨業
- ⑧ 遠洋かつお・まぐろ漁業
- ⑨ 近海かつお・まぐろ漁業
- ⑩ 中型さけ・まぐろ・まわら魚業
- ⑪ 北太平洋さけ・まぐろ漁業
- ⑫ 日本海にまわら魚業
- ⑬ いか釣り漁業

###### (2) 特定大臣許可漁業

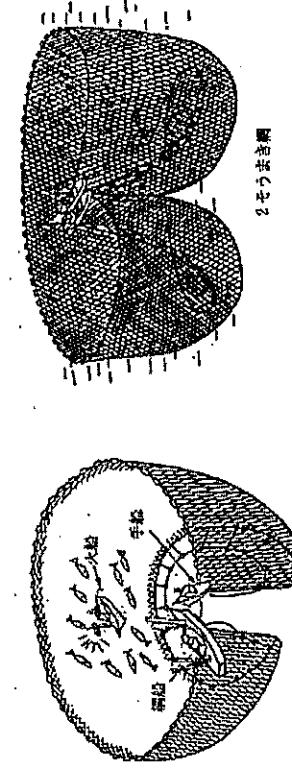
漁業法第 65 条及び水産資源保護法第 4 条の規定に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 2 項で定められた漁業である。

- ① すわいがに漁業
- ② 東シナ海等かじき等流し網漁業
- ③ 東シナ海はえ網漁業
- ④ 大西洋はえ網等漁業
- ⑤ 太平洋底刺し網等漁業

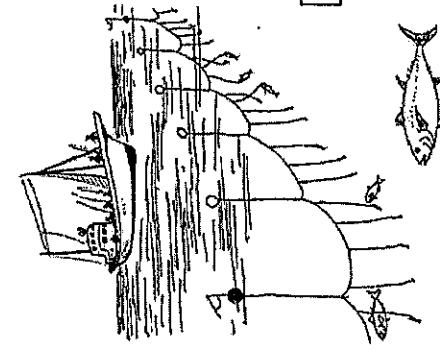
###### (3) 届出漁業

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 3 項で定められた漁業である。

- ① かじき等流し網漁業
- ② 沿岸まぐろ漁業
- ③ 小型するめいか釣り漁業



指定漁業 (大中型まき網漁業)



指定漁業 (遠洋かつお・まぐろ漁業)

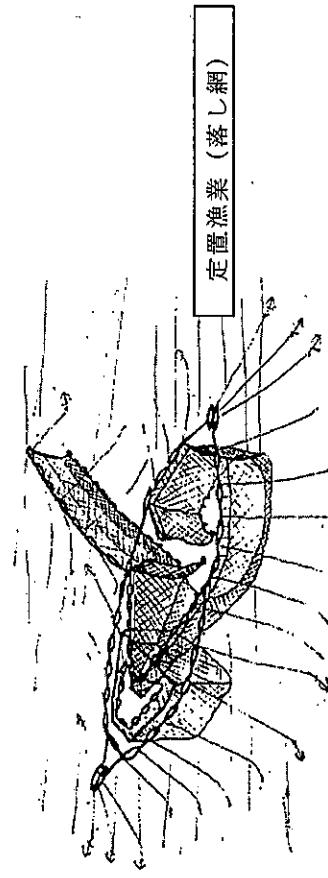
## § 2 知事免許漁業

漁業法第10条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の3種類の漁業権が規定されている。

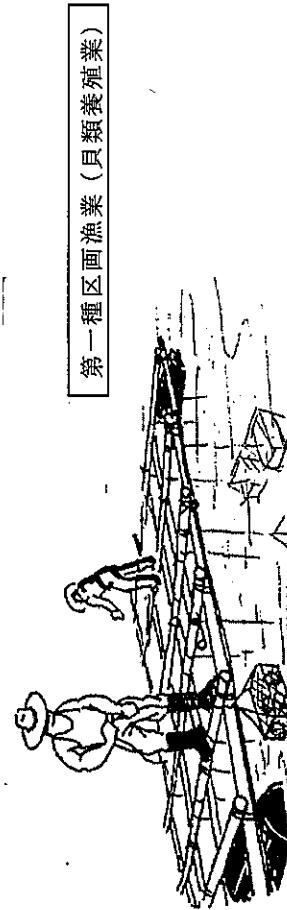
### (1) 定置漁業権

一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深27m以深に漁具を設置する漁業である。



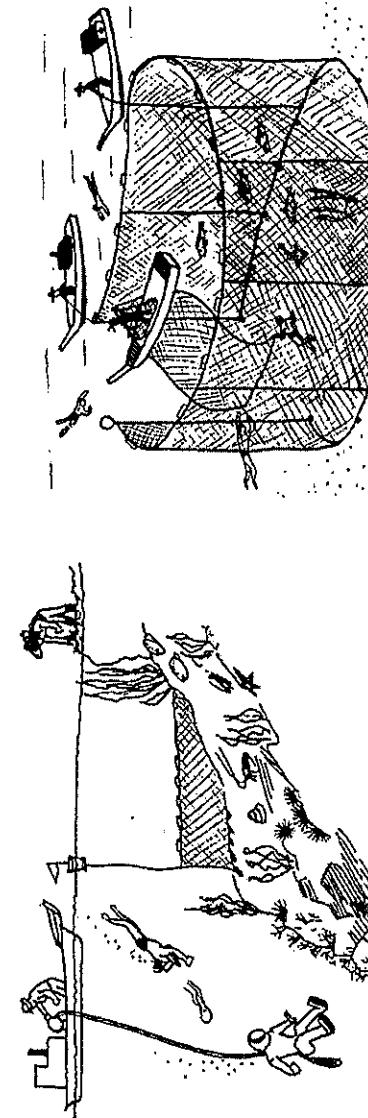
### (2) 区画漁業権 (第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業)

一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって4種類に区分されている。



### (3) 共同漁業権 (第一種～第五種共同漁業)

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理するために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。共同漁業権は、その形態等によって5種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝漁業）

第二種共同漁業（建切網漁業）

### § 3 法定知事許可漁業

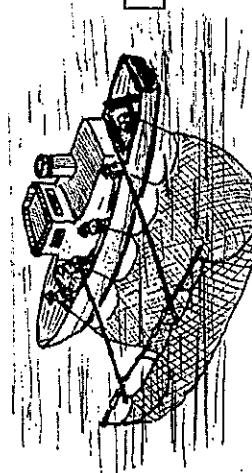
都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要のある漁業として、  
漁業法第 66 条に規定されている漁業である。

- (1) 法定知事許可漁業
  - ① 中型まき網漁業
  - ② 小型機船底びき網漁業
  - ③ 濱戸内海機船船びき網漁業
  - ④ 小型さけ・ます流し網漁業
- (2) 都における法定知事許可漁業
  - 中型まき網漁業（総トン数 5t 以上 40t 未満）

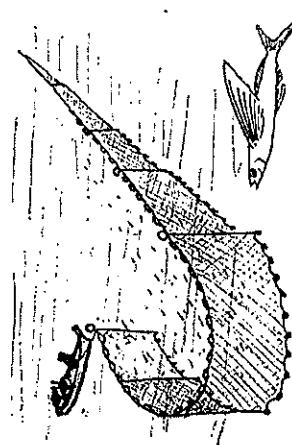
### § 4 知事許可漁業

都道府県知事は、漁業法第 65 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県毎の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都における知事許可漁業は、海面においては東京都漁業調整規則第 7 条に、内水面においては東京都内水面漁業調整規則第 6 条にそれぞれ規定されている。

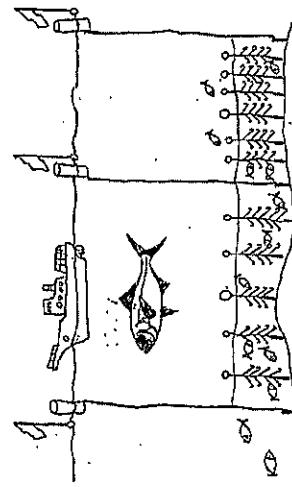
- (1) 海面の許可漁業
  - ① 棒受け網漁業（総トン数 5t 以上）
  - ② 火光利用さば漁業（総トン数 5t 以上）
  - ③ 小型まき網漁業（総トン数 5t 未満）
  - ④ 機船船びき網漁業
  - ⑤ とびうお流し刺し網漁業
  - ⑥ とびうお流しまき網漁業
  - ⑦ 刺し網漁業（内湾を除く。）
  - ⑧ 潜水器漁業
  - ⑨ さんご漁業
  - ⑩ いそ魚寄せ網漁業
  - ⑪ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。）
  - ⑫ 固定式刺し網漁業（三枚網、重ね網を含み、内湾を除く。）
  - ⑬ 地びき網漁業
  - ⑭ 小型定置漁業（小笠原のみ。）
  - ⑮ ひき網漁業
  - ⑯ かつお・まぐろ漁業（⑯～⑯は総トン数 5t 以上、小笠原のみ。）
  - ⑰ かめ漁業（あおうみがめが対象、小笠原のみ。）
  - ⑱ 底立てはえ網漁業
- (2) 内水面の許可漁業
  - ① さし網
  - ② 建干網
  - ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
  - ④ ふくろ網
  - ⑤ 地びき網
  - ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）



知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ網漁業）

### § 5 海区漁業調整委員会の指示

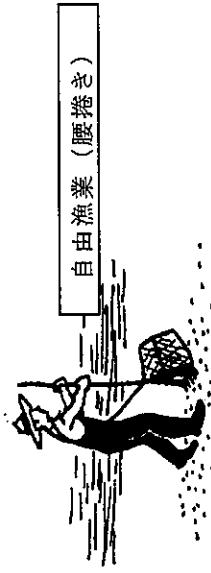
海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるとときは、漁業法第 67 条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業 ⑤いか釣り漁業
  - ⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業 ⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）
  - ⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止
  - ⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限 \*②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。
- また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるとときは、漁業法第 68 条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

### 太平洋広域漁業調整委員会指示①沿岸くろまぐろ漁業

#### § 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記 § 1 ～ § 5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



#### § 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

- (1) 都の禁止漁業 ①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業 (小笠原村地先海面に限る。)
- (2) 都の禁止漁具・漁法

##### ア 海面

①はぜびき網（方言だば網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であつて水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で錢洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業その他弾力をを利用して発射する漁具を除く。）

##### イ 内水面

①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具 ⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法 ⑪水中銃その他の弾力をを利用して発射する漁具 ⑫がちや網（4月1日～6月30日の期間）

##### （3）その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

#### § 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及び手網 ③投網（船を使用しない。）
- ④やす及びは具 ⑤徒手採捕 ⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

東京都の水産  
(平成 25 年版)

平成 25 年 度

登録番号 (25) 252

平成 26 年 3 月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課  
(所在地) 新宿区西新宿 2-8-1  
(電話) 03 (5321) 1111  
(内線) 37-421

印 刷 北新印刷株式会社  
(所在地) 文京区湯島 2-3-3  
(電話) 03 (3813) 2711

